

国 際 馬 術 連 盟

獸 医 規 程

第 1 2 版

(2 0 1 0 年 4 月 5 日 施 行)



社 団 法 人 日 本 馬 術 連 盟

目次

	条	ページ
序文		4
馬スポーツ憲章		4
FEI 競技会の公式な開始と期間		4
第 I 章 通則		
原則	1000	5
獣医規程の改正	1001	5
第 II 章 獣医師		
コンタクト獣医師	1002	6
競技会における獣医師の職掌	1003	6
第 III 章 健康と衛生		
各国の馬術連盟の責任	1004	9
組織委員会の責任	1005	9
馬の管理責任者の責任	1006	11
第 IV 章 国際競技会における獣医規制		
国際および国内競技会での獣医師代表	1007	12
公式国際競技会、カップファイナル、選手権競技、 オリンピック競技大会・世界大会・地域大会での獣医師代表団	1008	12
獣医師代表団あるいは獣医師代表の責任	1009	12
馬のパスポート	1010	14
獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲	1011	15
総合馬術競技、馬車競技、エンデュランス競技会に おける特別事項	1012	21
第 V 章 ドーピング防止および薬物規制		
序文		22
馬の管理責任者の責任および注意事項	1013	22
第 VI 章 ドーピングと薬物規制のための検体採取方法および分析ガイドライン		
序文	1014	23
馬の個体識別	1015	23
馬の選択	1016	23
検体採取の時期	1017	24
採取方法	1018	24
尿および血液検体の採取	1019	24
検体の取扱い	1020	25
公認検査所	1021	25
馬のドーピング防止および規制薬物規程による 分析ガイドライン	1022	25
分析費用	1023	25
知覚鈍麻処置および知覚過敏処置を施された四肢	1024	26
自主的任意検査	1025	26
第 VII 章 FEI 規程下における馬の治療		
FEI 禁止物質リストに掲載されている物質を用いた馬の治療	1026	27
FEI 競技会における特殊理学療法	1027	27
発情抑制剤 (Altrenogest・Regumete) を用いた治療の申請	1028	27
FEI 禁止物質リストに記載されていない薬物の使用許可 (補液剤、酸素、抗生物質)	1029	28

付則

付則 I	馬のウェルフェア専門委員会（全文削除）	29
付則 II	馬の禁止リスト	29
付則 III	検体採取指針	34
付則 IV	自主的任意検査	35
付則 V	FEI 競技会における獣医療許可に関するガイド	37
付則 VI	馬インフルエンザ予防接種	43
付則 VII	漢方薬あるいは天然健康物質	44
付則 VIII	飼料汚染	45
付則 IX	国際競技会における厩舎の保安と管理	46
付則 X	FEI 競技会における肢巻きの規制	48
付則 XI	知覚過敏処置された肢の標準検査方法	49
付則 XII	CCI および CIC のための馬体検査記録用紙	50
付則 XIII	馬のパスポート	52
付則 XIV	FEI 認可のナショナルパスポートおよび個体識別書類	54
付則 XV	組織委員会の責任	55
付則 XVI	一般規程からの抜粋	57
付則 XVII	ポニーライダーおよびチルドレンに関する規程からの抜粋	60
索引		63
和文索引		68

略語リスト

CV	コンタクト獣医師
EADCM Regulations	馬のドーピング防止および規制薬物規程
EPSL	馬の禁止物質リスト
EV	イベント獣医師
FVD	外国人獣医師代表
GR	一般規程
MAG	薬物諮問グループ
MCP	薬物規制プログラム
NF	各国の馬術連盟（日馬連注：日本では日本馬術連盟）
SLODs	スクリーニングの検出限界
TV	検体獣医師
VC	獣医委員会
VR	獣医規程
WSC	ウェルフェア専門委員会
WT	投薬中止時期

序 文

獣医規程第 12 版は、2010 年 4 月 5 日から施行され、それ以前の規程と公式文書はすべて無効となる。獣医規程は FEI 定款、一般規程、特別規程、馬ドーピング防止および規制薬物規程（EADCM）その他関連する競技会規程と併用しなければならない。

獣医規程はまた、www.feiorg および www.feicleansport.org に掲載された関連情報と併用しなければならない。2010 年 4 月 5 日に FEI 禁止・規制物質リストが発効している。物質のカテゴリ提示ではなく、対象となる物質を個々に掲載する方式を採用している。そのため、新しい FEI 馬の禁止・規制物質リストは膨大な量になり、獣医規程に併載するには不適當である。リストは毎年再検討され、随時更新される。

最新版のリストは、<http://www.feiorg/veterinary/doping-and-controlled-medication> に掲載する。

獣医規程最新版および獣医師代表にとって重要な特定の付則の最新版（例：VR 第 1011 条）は、FEI ウェブサイト上で閲覧できる。

FEI ウェブサイト：www.feiorg/veterinary/veterinary-regulations-and-education

最新情報および更新については、以下から確認のこと。

<http://www.feiorg/veterinary/veterinary-updates>

2009 年 FEI 総会において、現在および未来における馬術スポーツの清廉性を維持するための対策が承認された。その対策を Clean Sport と称する。

Clean Sport 対策の目的およびその内容についての文書はすべて以下のウェブサイトページに掲載されている。

www.feicleansport.org および www.feiorg/Veterinary/veterinary-updates

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章

国際馬術連盟 (FEI) は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI 馬スポーツ憲章を遵守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先され、決して競技の勝敗または商業的な影響を受けてはならないことに同意し、これを受け入れることを求めるものである。

1. 競技出場への準備段階や競技馬の調教段階のいずれの時点においても、馬のウェルフェアが他のどのような要求よりも優先されなければならない。そこには、馬の飼養管理、トレーニング、装蹄、馬装具、輸送などの良質で適切な対応が求められる。
2. 競技馬と選手は、競技参加適性と能力を備え、良好な健康状態にあることで初めて競技への出場が認められる。たとえば、薬物の使用、あるいは馬のウェルフェアや安全を脅かすような外科的処置を施すこと、または妊娠中の牝馬の使用や扶助の誤用は禁止されている。
3. 競技内容や競技環境が馬のウェルフェアを害するものであってはならない。そこで、競技場の環境、馬場の状態、天候、厩舎、競技場の安全性、競技会終了後に予定される馬輸送に向けた馬の健康状態などに十分な注意を払うことが必要である。
4. 競技終了後には馬の健康状態に十分留意し、また競技生活を引退する段階では人道的な扱いを受けられるよう最善の努力を払わなければならない。すなわち、適正な獣医療の提供や、競技での負傷や事故への対応、安楽死対策、引退後の対策などが課題となる。
5. FEI は、馬スポーツに係わるすべての者に対して、その専門的知識に関する最高レベルの教育を身に付けるよう強く要請する。

FEI 競技会の公式な開始と期間

競技会は、実施要項に特に定められていない場合、第 1 回ホースインスペクション開始の 1 時間前に始まり、各種目に関しては、当該種目の最終結果が発表された 30 分後に終了する。オリンピック競技大会においては、競技期間は IOC が定めたオリンピック競技大会開催期間とする。（GR 付則 A 参照）

エンデュランス競技については、ベストコンディション賞の表彰式が終了するまで、ベストコンディション賞選定対象馬が競技参加中であるとみなす。

第I章 通 則

第1000条 原則

1. 国際馬術連盟（FEI）は国際馬術競技会における総括的な管理責任を有し、また競技に参加するすべての馬の健康とウェルフェアを維持管理する。
2. FEI 獣医規程（以下、獣医規程）は馬の健康やウェルフェアを守り、フェアプレイを維持することを目的に、国際競技会への参加馬に必要なコンディション、参加適性、ウェルフェア、また薬物治療およびドーピング規制基準を専門に取り扱う。獣医規程は、FEI 定款や一般規程に基づいて開催されるすべての競技会に適用され、遵守されなくてはならない。ドーピングおよび薬物規制については、FEI 馬ドーピング防止および規制薬物規程（EADCM）およびFEI馬の禁止・規制物質リストを併読のこと。FEI 競技会におけるドーピングおよび薬物事例を防止し、馬術スポーツの清廉性を維持するための種々の対策および情報はすべて、www.feicleansport.org に掲載する。Clean Sport の一環としての特別な方策については、獣医事ガイダンスノート（Veterinary Guidance Notes(VGns)）シリーズとして www.fei.org/veterinary に掲載されている。
3. FEI 競技会で起こり得るすべての事態への対応を獣医規程に網羅するのは不可能であることから、獣医規程に規定されていない事項に関しては、獣医師代表団あるいは獣医師代表は、競技審判団、上訴委員会と協議し、獣医規程や一般規程の精神に則って、対応策を決定しなければならない。その決定は、当該競技会期間中に限り有効である。
4. 獣医規程あるいは馬ドーピング防止および規制薬物規程（EADCM）の条項の解釈や適用について、何らかの疑義が生じた場合は、各国の馬術連盟あるいは事務総長は、FEI 裁定委員会の判断をあおがなければならない。
5. FEI 獣医委員会が認めたとえで事務総長が承認した獣医規程の特例的な解釈については、FEI ブリテン（FEI 公報機関誌）に公表する。
6. 各国の馬術連盟は、国内競技会においても、国際競技会との一貫性や共通性を確固たるものにするため、獣医規程に従うことが望ましい。
7. 各国の馬術連盟は、（一時的な馬の入国を要する）国際競技会を企画運営する前に、まず馬の一時的な入国に関する事項を取り扱う自国の獣医機関に知らせなければならない。
8. 開催国の獣医機関には、競技会終了後の馬の帰国、特に競技主催者の管理下でない期間の健康証明対策について意見を求めなくてはならない。
9. 開催国の馬術連盟は、国際競技会の組織委員会が、獣医規程に従って当該国際競技会に参加するすべての馬のウェルフェアと獣医事管理を実施していることを、責任を持って確認しなければならない。
10. 開催国の獣医機関が、参加資格のある国からの馬の入国を拒否した場合は、当該国際競技会の組織委員会と当該競技会開催国の馬術連盟は、FEI に直接その事実を報告しなければならない。FEI 常任理事会は、FEI 獣医委員会のアドバイスを得たとえで、開催国の獣医機関による入国拒否の理由が不相当だと判断したときは、当該競技会を中止し、またそれが選手権競技であれば、他国での開催に切り替える。
11. 組織委員会あるいは大会役員が獣医規程や当該規程の付則を履行しなかったとしても、その不履行が実質的に、獣医規程および一般規程を厳守している者の権利をおびやかすことが証明されない限り、それらの規程の規制下にある者のいかなる責任をも免ずることにはならない。

第1001条 獣医規程の改正

1. FEI 定款第10条1および第17条4に基づき、獣医規程は、原則として総会において理事会による提案が承認された場合にのみ、改正することができる。
2. 獣医規程は、原則としてオリンピック競技大会後に開催される1回目の総会承認を経て改正され、その総会後の1月1日に発効する。ただし、表現修正、軽微な変更、条項の凍結などの例外的な対応に限っては、適宜認めることがある。この原則に関わらず、禁止物質の規制あるいは馬のウェルフェアに関連する事項は、随時改正できる。
3. FEI 獣医委員会は、FEI イベント獣医師としての登録あるいは登録継続のための獣医師の資格基準を適宜改正し、公表する。イベント獣医師は、定期的な査閲を受けなかったとき、リストから除外されることがある。また、獣医委員会は、事務総長経由でFEI 裁定委員会に申し出ることにより、FEI イベント獣医師リストに掲載されているイベント獣医師の除名を要求することもある。それらの除名要求は随時行うことができ、保証金は必要としない。獣医委員会からの除名要求は、当該獣医師に対する仮処分を発効させることになる。

第 II 章 獣医師

各国の法令に基づいて獣医師の資格を取得した者は、獣医師とみなす。

第 1002 条 コンタクト獣医師

1. 各国の馬術連盟は、コンタクト獣医師 1 名を任命しなければならない。コンタクト獣医師の職務は、獣医関連事項について、FEI と的確な連絡を維持することである。
自国においてコンタクト獣医師は、
 - －国際馬術競技に精通し、経験が深く、また自国馬術連盟や馬専門の獣医師との連絡が密にとれる獣医師であること。
 - －競技馬の他国への移動上の問題となる馬の伝染病に関する情報を入手できること。特に自国の獣医機関との連絡が重要である。
 - －馬の一時的な入国あるいは再入国、薬物治療や薬物規制検査に関する規定を熟知していること。また、起こり得るあらゆる問題に対処するために、国内情報を FEI や他の獣医師に対して提供することができなければならない。
 - －FEI 獣医部門と連絡をとり、その情報を国内のイベント獣医師に提供する。
 - －FEI の全競技会に対応するため、十分な人数の最新メンバーを自国の馬術連盟のイベント獣医師リストに保持すること。コンタクト獣医師は、2 年ごとに自国の馬術連盟が FEI に提出するための、適切なイベント獣医師候補者リストを準備しなければならない。コンタクト獣医師は、FEI の獣医事やその他の関連事項を、随時イベント獣医師に提供すること。
2. FEI は最新のコンタクト獣医師リストを作成保持する。そのリストは、各国の馬術連盟からの申請を受け、FEI 獣医委員会の承認をもって改変され、FEI ウェブサイトに公表される。
3. 各国の馬術連盟は、自国のコンタクト獣医師に対して職務上必要なすべての書類（定款、一般規程、獣医規程、FEI ブリテン）を提供しなければならない。

第 1003 条 競技会における獣医師の職掌

1. イベント獣医師—各国の馬術連盟は、連盟を代表するイベント獣医師リストを提出する。これらの任命は FEI の承認を得なければならない。その員数は、それぞれの国で組織（開催）される国際競技会の回数とその重要度に応じて決められる。リストに載るすべてのイベント獣医師は、過去 5 年以内に FEI 獣医事講習を受講していなければならない。
 - 1.1 FEI は最新のイベント獣医師リストを作成保持し、競技会を開催する際に、その中から獣医師代表、獣医師代表団長、外国人獣医師代表を選ばなければならない。そのリストは、各国の馬術連盟から提出された最新リストをもとに、FEI の承認をもって作成される。また名前と職務資格を FEI ダイレクトリーに公表する。
 - 1.2 イベント獣医師は 2 種類の FEI 公用語のうち、少なくとも 1 つを理解し、話せなければならない、さらに実用的な英語の知識を有していること。
 - 1.3 各国の馬術連盟は、自国のイベント獣医師に対して職務上必要なすべての書類を提供しなければならない。（定款、一般規程、馬ドーピング防止および規制薬物規程（EADCM）、獣医規程、競技ルール、FEI ブリテン）
 - 1.4 各国の馬術連盟は、自国のコンタクト獣医師と協議し、イベント獣医師リストを定期的に見直さなければならない。
2. 獣医師代表—競技会において獣医師代表として従事する前に、イベント獣医師は準イベント獣医師としての資格を取得しなければならない。その資格は以下の通り。
 - 2.1 ヨーロッパでは、当該年または前年に国際競技会において獣医師代表とともに従事した者。
 - 2.2 ヨーロッパ以外の国では、FEI 規程に則って開催された国内競技会において、最小限 3 回は獣医師代表とともに従事した者。
 - 2.3 FEI のイベント獣医師講習会に参加した者。
 - 2.4 準イベント獣医師は、獣医師代表の補助としての任命を受けることができる（たとえばホールディングボックスの検査獣医師）。この獣医師は FEI イベント獣医師リストに載っている必要はない。準イベント獣医師は、緊急事態を除いては救護獣医師として活動してはならない。
3. 獣医師代表団あるいは獣医師代表—各国の馬術連盟は、自国で国際競技会が開催されるごとに、組織委員会が獣医師代表団あるいは獣医師代表を任命することを、責任を持って確認しなければならない。任命された獣医師代表団あるいは獣医師代表は、競技会が組織されている期間中、組織委員会、上訴委員会および競技審判団に対して、獣医事に関する公式見解を述べることができる。（VR 第 1007 条、第 1008 条、第 1009 条参照）

4. チーム獣医師—チーム獣医師は各国の馬術連盟が任命し、自国チームの馬の健康とウェルフェアについての責任を負う。また、要請があるならば、下記第 5 項に従って、個人競技者の馬についての責任も負う。チーム獣医師はいずれも FEI 獣医部門に認定されなければならない、2011 年 12 月 31 日までに FEI イベント獣医師講習会を受講していること。チーム獣医師は最低でも 5 年ごとに同様の講習会に参加しなければならない。認定されたチーム獣医師のリストは FEI が管理する。獣医事ガイダンスノート (Veterinary Guidance Note) 4 and 5/2010 (獣医事講習会への参加、および 2011 年 12 月 31 日までの移行措置を含む認定) を参照のこと。チーム獣医師は、ETUE 申請書への記入と (外国人) 獣医師代表への申請書およびパスポートの提出について責任を負う (付則 V 参照)。チーム獣医師は、ETUE (馬の治療目的使用に係わる除外措置) とパスポートに必要事項を記入し、(外国人) 獣医師代表に提出する責任がある (付則 V 参照)。チーム獣医師は、獣医師代表団あるいは獣医師代表のメンバーになることはできず、またオフィシャル救護獣医師としても従事することはできない。その他のいかなる FEI の役職にも就くことはできず、自分自身が競技に参加することもできない。チーム監督は、チーム獣医師が競技会において公式にその職務に就き、診療行為を行う前に、獣医師代表団あるいは獣医師代表にチーム獣医師の存在を報告しなければならない。事務総長あるいは獣医委員会から FEI 裁定委員会への申告があった場合には、FEI チーム獣医師リストから当該獣医師が削除される。認可されたチーム獣医師によるいかなる治療も、管理された専用の治療エリアでのみ行わなければならない、その他の厩舎あるいは FEI 競技会場で行うことはできない。ただし、獣医師代表あるいは獣医師代表団の許可を得た場合を除く。
5. 個人競技者のプライベート獣医師 (CPV) —馬の管理責任者は、プライベート獣医師がその個人競技者の馬の管理職務に就く前に、その獣医師の存在を獣医師代表団あるいは獣医師代表に報告しなければならない。いかなるプライベート獣医師も FEI 競技会に臨場する認可を得なければならない。認可された CPV のリストは FEI が管理する。CPV は 2011 年 12 月 31 日までに FEI イベント獣医師講習会に参加していること。また、最低でも 5 年ごとに同様の講習会に参加しなければならない。獣医事ガイダンスノート (Veterinary Guidance Note) 4 and 5/2010 (獣医事講習会への参加、および 2011 年 12 月 31 日までの移行措置を含む認定) を参照のこと。プライベート獣医師は獣医師代表団あるいは獣医師代表のメンバーになることはできず、またオフィシャル救護獣医師としても従事することはできない。その他いかなる FEI の役職にも就くことはできず、自分自身が競技に参加することもできない。認可された個人競技者のプライベート獣医師によるいかなる治療も、管理された専用の治療エリアでのみ行わなければならない、その他の厩舎あるいは FEI 競技会場で行うことはできない。ただし、獣医師代表あるいは獣医師代表団の許可を得た場合を除く。

事務総長あるいは獣医委員会から FEI 裁定委員会への申告があった場合には、FEI 個人競技者プライベート獣医師リストから当該獣医師が削除される。
6. 救護獣医師—救護獣医師は組織委員会から任命されたオフィシャル獣医師で、競技会において緊急に治療が必要になった場合に対応する。救護獣医師は獣医師代表団あるいは獣医師代表と密接に連絡をとらなくてはならない。救護獣医師は獣医師代表あるいはチーム獣医師として従事することはできず、自分自身が競技に参加することもできず、またいかなる FEI の役職にも就くことはできないが、特定の状況下では獣医師代表を補助することができる。救護獣医師は獣医師代表団あるいは獣医師代表の全面的な監督下にあり、すべての治療および ETUE の要請を彼らに報告しなければならない。また、FEI 裁定委員会への提出要求に備えて記録を保持する。
7. 検体獣医師—FEI 事務局が指示するある特定地域において、MCP プログラムの下に実施される薬物規制を遂行する特別な責任を負う (VR 第 1014 条)。検体獣医師は常に獣医師代表団あるいは獣医師代表、また競技審判団と密接に連絡をとりながら職務を遂行しなければならない。利害に係わる問題が起こる可能性のあるときには特に留意して連絡をとること。検体獣医師はオフィシャル救護獣医師として従事することはできず、またいかなる FEI の役職に就くことも、自分自身が競技に参加することもできない。検体獣医師が配置されていない場合には、(外国人) 獣医師代表 (FVD) が薬物規制の責任を負う。ランダム検査の対象馬は、FVD あるいは VD および競技審判団の合意によって決定する。検体獣医師は最低でも 5 年ごとに FEI イベント獣医師講習会に参加しなければならない。獣医事ガイダンスノート (Veterinary Guidance Note) 4 and 5/2010 (獣医事講習会への参加、および 2011 年 12 月 31 日までの移行措置を含む認定) を参照のこと。
8. 検査獣医師—特に整形外科の経験がなければならない。検査獣医師は、獣医師代表団あるいは獣医師代表と協議のうえ、組織委員会が任命するもので、ホールディングボックスで当該馬を検査し、ホースインスペクション団に対して当該馬の競技参加の適性について、専門的見解を示す。検査獣医師は、ホースインスペクションで疑わしい馬がいた場合に、その職務が生ずる (VR 第 1011 条)。

9. 獣医役員への就任は、70歳までを限度とする。
10. 獣医事管理責任者—広域にわたる獣医事の監督管理を必要とする競技会（たとえば総合馬術競技クロスカントリー、馬車競技マラソン、エンデュランス競技）においては、獣医事管理責任者が任命される。当該獣医師は、競技会中の緊急事態に適切に対応するため、競技会責任者と連絡をとること。可能であれば、コース上で待機している獣医師と無線機によって連絡をとり合い、負傷あるいは疲弊している馬の情報を競技審判団に伝達する。獣医事ガイダンスノート (Veterinary Guidance Note) 4 and 5/2010（獣医事講習会への参加、および2011年12月31日までの移行措置を含む認定）を参照のこと。
11. 獣医業務マネージャー—広範囲にわたる獣医事の準備が要求される主要なFEI競技会（たとえばオリンピック競技大会、世界選手権大会）では、競技における獣医事に関する基盤および獣医規程の遵守を確立するために、FEI獣医委員会と協議したうえで組織委員会が獣医業務マネージャーを任命する。この任命は最低でも競技会開催の2年前になされなければならない、さらに早い時期が推奨される。獣医事ガイダンスノート (Veterinary Guidance Note) 4 and 5/2010（獣医事講習会への参加、および2011年12月31日までの移行措置を含む認定）を参照のこと。

理学療法士

1. 理学療法士（第1027条参照）—馬の管理責任者は、チームあるいはプライベート理学療法士が臨場していることを獣医師代表団あるいは獣医師代表に報告し、施術の前に、対象となる馬名を告げて許可を得なければならない。このような理学療法士はいずれも、FEI競技会において認可された獣医師の管理下におかれる。認可された獣医師リストは、FEI獣医部門が管理する。認可された理学療法士によるいかなる施術も、獣医師代表団あるいは獣医師代表が認めたエリアでのみ行わなければならない、その他の厩舎あるいはFEI競技会場で行うことはできない。

第 III 章 健康と衛生

第 1004 条 各国の馬術連盟の責任

1. 各国の馬術連盟（競技者が所属する連盟）は、海外に派遣するすべての馬に関して、法令、獣医事、出入国およびパスポートに関する税関手続きについての要項を満たしていることを確認する責任がある。
2. 自国内で国際競技会を開催する各国の馬術連盟は、最低でもその 4 週間前には国の担当獣医機関と税関当局へ連絡しなくてはならない。そのうえで、FEI パスポートと出入国に必要な獣医関係証明書を携行している馬の移動に対する便宜を要請しなくてはならない。
3. 感染症や伝染病に関する情報は、以下の部署などから入手が可能である。
 - － 自国の馬術連盟のコンタクト獣医師
 - － 自国の獣医機関
 - － 国際獣疫事務局（The Office International des Epizooties）
12, rue de Prony,
75017 Paris,
France,
Telephone +33 1 44151888,
Fax +33 1 42670987;
e-mail : oie@oie.int
website : www.oie.int
 - － EC 委員会（The European Commission）
Division Legislation Veterinaire et Zootechnique,
Rue Froissart, 101, 3/56
1049 Brussels, Belgium.
Telephone +32 2 2950870
Fax +32 2 295 3144
e-mail: Alf-Eckbert.Fuessel@ec.europa.eu
website : www.europa.eu.int
 - － 国際健康情報収集センター
（International Collating Centre Animal Health Trust）
Lanwades Park
Kentford
Newmarket
Suffolk CB8 7UU, England
Telephone +44 1638 751000
Fax +44 1638 555601
e-mail : info@aht.org.uk
website : www.aht.org.uk
4. 伝染病の感染が疑われる馬、または伝染病に罹患した他の動物と接触した馬、伝染病からの隔離が不確実な馬、伝染病の存在が疑われる土地から来た馬について、当該国の馬術連盟は、海外への出国、またはいかなる国際競技会への参加も認めてはならない。

第 1005 条 組織委員会の責任

獣医師代表団あるいは獣医師代表と協議のうえ、組織委員会は獣医設備と厩舎施設について責任を持つ。

1. 獣医設備—競技会期間中、救護獣医師とオフィシャル装蹄師の配備を含む適切な獣医施設と獣医療体制が整備されなければならない。（VR 付則 XV）
2. 厩舎施設—厩舎施設は以下の項目を考慮しなければならない。
 - 2.1. 厩舎地区全域には清潔さ、換気、衛生的な管理の他、良質な飲料水と飼料、非塵埃性の敷料の供給、ならびに馬糞と敷料の適切な処理設備も要求される。競技会のために馬が到着する前に、厩舎は清掃、消毒され、新しい敷料が準備されなければならない。
 - 2.2.1 可能な限り、同一国から参加した馬は同一厩舎に収容する。
 - 2.2.2 伝染病の存在が報告された場合のための、適切な隔離馬房の準備。

- 2.2.3 当該競技会に FEI 馬インフルエンザ規定に則ったワクチン接種をしていない馬が参加する国内クラスの競技が含まれている場合、FEI 規定に則ったワクチン接種をしている馬とそれ以外の馬は、別の厩舎に収容しなければならない。
- 2.2.4 FEI 競技会場では、認可された FEI 獣医師による治療用指定エリア内での治療を除き、いかなる馬の治療も行なってはならない。治療が可能なのは専用エリアのみであり、獣医師代表団あるいは獣医師代表の許可がない限りは、当該馬の厩舎での治療は認められない。従って、治療獣医師、チーム獣医師、個人選手のプライベート獣医師が FEI 規程の下で治療に当たれるよう、治療指定エリアは十分な規模を確保しなければならない。獣医事ガイドランスノート (Veterinary Guidance Note) 3/2010 獣医治療エリアを参照のこと。
- 2.3. 静かな検体採取馬房と検体獣医師のための設備。
- 2.4. 通常、競技会に参加するすべての馬は、関連諸規程に定められている通りの、規制された制限エリアに収容されなければならない。
厩舎地区の保安管理が不十分だった場合でも、馬の管理責任者は自らの管理責任と薬物規制検査の結果に対する責任が軽減されることはない。
- 2.5. 厩舎地区の厳重な保安管理は重要であるが、競技会規程に記載された特例もある。厩舎地区の保安管理は完全に制限されたエリアを提供することが目的で、その方法は、以下の通り。
- 2.5.1 厩舎地区に出入りするすべての馬および立ち入り許可を得た者に対する 24 時間の監視体制が重要である。特定の競技会については、FEI が CCTV (有線テレビ) システムの設置を指示することがある。夜間においても、厩舎内への立ち入りを許可された者を監視し確認するために、登録者リストを備えておかなければならない。
- 2.5.2 許可を得ていない人々を厩舎地区に立ち入らせないために、選手が選手以外の者と面会する、一般人の立ち入りを制限した専用エリアを可能な限り準備する。
- 2.5.3 競技会期間中の厩舎地区への立ち入り規制。組織委員会によって厩舎地区への立ち入りが許可されるのは、以下の者に限る。
技術代表
競技審判団と上訴委員会のメンバー
FEI 獣医委員会のメンバー
スチュワード (当該競技種目の FEI スチュワードマニュアル参照 www.fei.org)
獣医師代表団あるいは獣医師代表
救護獣医師
薬物規制役員
認可されたチーム獣医師および認可された個人競技者のプライベート獣医師、獣医事ガイドランスノート (Veterinary Guidance Note) 4 and 5/2010 (獣医事講習会への参加、および 2011 年 12 月 31 日までの移行措置を含む認定) を参照のこと。
公設装蹄師、チーム装蹄師、個人競技者のプライベート装蹄師
馬の管理責任者
1 頭につき 2 名以下のオーナー
チーム監督
トレーナー
許可されたグルーム
馬輸送業者
獣医師代表団あるいは獣医師代表によって認可登録された理学療法士
また、組織委員長の許可を得た、各国の馬術連盟の会長および事務総長も厩舎地区に立ち入ることができる。
外国馬が参加している場合には、獣医機関の定める規定を遵守しなければならない。この規定により、厩舎への立ち入りを許可される人間がより制限されることがある。組織委員会が競技会開催前にこの件について獣医機関と連絡をとることを強く推奨する。
- 2.5.4 馬が競技会場の厩舎内にいないときには、常に FEI 役員の監視下になければならない。
- 2.5.5 いかなる理由であっても、厩舎地区では調教をしてはならないし、また厩舎地区、競技場、調教場あるいはスチュワードの監督下にある区域から出ることは、馬の健康とウェルフェアのために競技会の専門役員や獣医師が許可した場合を除いては認められない。ただし、この獣医師がチーム獣医師あるいは個人競技者のプライベート獣医師であるときは、馬を指定区域から出す前に、獣医師代表団あるいは獣医師代表の公式許可を得なければならない。
- 2.5.6 獣医規程に則って、追加検査あるいは調査を受けるために監視下におかれている馬は、獣医師代表団あるいは獣医師代表の特別許可がおりるまでは競技開催地を離れてはならない。馬の管理責任者は、その管理期間中、馬の正確な所在を獣医師代表団あるいは獣医師代表に通知しなければならない。

第 1006 条 馬の管理責任者の責任

一般規程および EADCM 規程の管理責任者の定義の項を参照

1. 馬の管理責任者の定義については、最新の EADCM 規程を参照のこと。その競技会での馬の騎乗者、あるいは馬車の御者のみではなく、オーナー、あるいはグルームに限らず当該馬の関係者も馬の管理責任者になり得る。獣医師も、競技会場に臨場しているか、あるいは当該馬に関する何らかの決定を下した場合には、付加的な馬の管理責任者とみなされることがある。軽乗競技においては、調馬索手が付加的な馬の管理責任者となる。
2. 一般規程では、各国の馬術連盟には、参加資格のある競技者の選出責任があると規定され、さらにまた獣医規程の目的を達成するため、参加馬の、参加を申し込んだ競技会への参加適性と能力に関しても責任を負うものとする。
3. 馬の管理責任者は、一般規程、獣医規程、EADCM 規程、競技会規程を熟知していなければならない。
4. チーム競技の場合、馬の管理責任者はチーム監督とともに、管理下にある馬のコンディション、参加適性、種々の申し込み、申請、参加の取りやめについての責任を負う。
5. 馬の管理責任者が病気やその他の理由で、その任務を完遂できないときは、直ちにそれを組織委員会責任者と獣医師代表団あるいは獣医師代表に報告しなければならない。
6. 馬の管理責任者は、管理馬のパスポートが、一般規程と獣医規程（付則も含む）に従って正しく記入され、かつ有効であることに責任を持つ。また、ワクチン接種が FEI の最新要項通りに実施されていることを確認しなくてはならない。
(FEI 最新要項は <http://www.fei.org/veterinary/vaccinations-and-health-requirements>)
7. 競技会期間中のいかなる治療や薬物投与に関しても、適切な書式を用いて、獣医師代表団あるいは獣医師代表の許可を書面で得なければならない（馬の治療目的使用に係る除外措置申請書式 ETUE 1、2 および 3 に関しては、VR 第 VII 章および付則 V を参照）。競技会開始前に緊急治療が必要になった場合は、競技場に到着した後、獣医師代表団あるいは獣医師代表に、可及的速やかにその詳細が報告された場合のみ、遡及的に治療許可が与えられる。このような治療が必要な場合、最初に使用する薬物は FEI が検出可能期間を把握している物質リスト（FEI List of Detection Times）に掲載されている物から選択すること。獣医学的な判断に従って競技審判団が許可を与えた場合のみ、当該馬は競技を続行することができる（第 VII 章参照）。獣医事ガイダンスノート（Veterinary Guidance Note）2/2010 ETUEs 参照。FEI 検出可能期間リストおよび Clean Sport 関連資料は、<http://www.fei.org/veterinary> に掲載されている。
8. 馬の管理責任者がこれらの規程に違反したときは、EADCM 規程、定款、一般規程に則って相応の処罰が科される。特に、競技会期間中に、管理責任下にある競技馬の体組織、体液、排泄物から何らかの禁止物質が検出された場合は重大である。（GR 第 143 条参照）
9. 厩舎の保安管理が不十分あるいは不実施であっても、馬の管理責任者は、馬に対する責任や禁止物質検査の陽性結果を免除されることはない（最新の FEI 馬の禁止物質リスト参照）。

第 IV 章 国際競技会における獣医規制

第 1007 条 国際および国内競技会での獣医師代表

1. 国際競技会の組織委員会は、獣医規程を遵守するための責任者として、イベント獣医師リストの中から、獣医師代表を最小限 1 名任命しなければならない（例外として総合馬術競技規程を参照のこと）。その任命は、当該競技会の少なくとも 16 週間前に行われなければならない。また、獣医師代表は、当該競技種目についての知識と経験が豊富でなければならない。検体獣医師が臨場する場合、検体獣医師が選手とその関係者との間に個人的な利害関係があると判明したときは、獣医師代表は、その選手の検体採取を手助けし、あるいはその検査の正当性を保証しなければならない。
2. FEI クラスの競技を含む国内競技会の組織委員会は、獣医規程を遵守するための責任者として、イベント獣医師リストから獣医師代表を最小限 1 名任命しなければならない。獣医師代表は、当該競技種目についての知識と経験が豊富でなければならない。
3. さらに、FEI はイベント獣医師リストから、外国人獣医師代表を任命することができる。この場合、獣医師代表は外国人獣医師代表とともに獣医師代表団を構成する。
4. 獣医師代表、あるいは外国人獣医師代表は、競技会終了後 15 日以内に、FEI 事務総長に完全な報告書を送らなければならない。この報告書は、英語で作成しなければならない。

第 1008 条 公式国際競技会、カップファイナル、選手権競技、オリンピック競技大会・世界大会・地域大会での獣医師代表団

1. 公式国際競技会（CIO）、カップファイナル、選手権競技、オリンピック競技大会・地域大会・世界大会では、最小限 3 名の獣医師が獣医師代表団を結成する（例外として、軽乗競技会規程とレイニング競技会規程を参照のこと）。獣医師代表団は当該競技会の少なくとも 16 週間前には任命されなければならない。獣医師代表団のメンバーは、全員がイベント獣医師リストから選出される（例外として、エンデュランス競技会規程を参照のこと）。特別な状況（たとえば世界選手権大会）においては、複数の獣医師代表団を設置することができる。獣医師代表団のメンバーは全員が当該競技種目に関する知識と経験が豊富でなければならない。検体獣医師を含む FEI 獣医役員のいずれかが選手等との間に個人的な利害関係があることが判明した場合には、当該獣医師が担当する特定の獣医事の正当性を保証あるいは確保するために、別の FEI 獣医役員に委任しなければならない。
 - 1.1 獣医師代表団長は、FEI と協議のうえ、開催国の馬術連盟あるいは競技会の組織委員会から任命されなければならない。オリンピック競技大会の場合は、FEI 理事会の承認を得なければならない。
 - 1.2 一般規程に則って 1 名以上の外国人獣医師代表が、開催国の馬術連盟あるいは競技会の組織委員会、または FEI 理事会のいずれかと協議のうえ、FEI 獣医部門によって任命される。
 - 1.3 準委員は、開催国の馬術連盟あるいは競技会の組織委員会によって任命される。
2. 原則として獣医師代表団のメンバーあるいは獣医師代表としての経験が最小限 2 回なければ、獣医師代表団長あるいは外国人獣医師代表として任命されることはない。
3. 獣医師代表団のメンバーは、第 1 回ホースインスペクションの前には競技会場に到着していなければならない。可能な限り、最初の馬が到着する時までには臨場していることが望ましい。
4. 外国人獣医師代表は、獣医規程と一般規程がすべての競技者に公平に適用されていることを確認しなければならない。外国人獣医師代表の職務は、監視者として行動することである。その職務には馬の治療行為は含まれない（第 1009 条 8 参照）。
5. 外国人獣医師代表は、獣医師代表団のメンバーとして競技会終了後 15 日以内に、FEI 獣医部門に報告書を送らなければならない。本報告書は FEI の公用語のうち、いずれかの言語で作成しなければならない。

第 1009 条 獣医師代表団あるいは獣医師代表の責任

1. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は、組織委員会および FEI に対して、薬物規制の適用も含み、競技に参加するすべての馬の健康とウェルフェアに関する責任を直接負う（第 VI 章参照）。
2. 獣医技術的な事項に関しては、獣医師代表団あるいは獣医師代表によって決定され、それは組織委員会責任者に報告されなければならない。その他の事項に関しては、獣医師代表団あるいは獣医師代表は、競技審判団あるいは上訴委員会に報告しなければならない。FEI 獣医委員会は、遵守すべき特定の治療指針を随時公表する。
3. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は、組織委員会の対応が不十分だった獣医事については競技審判団に報告しなければならない。

4. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は、伝染病や感染症の予防と規制に関して、必要なあらゆる手段を講ずる責任がある。
5. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は、競技会において馬が到着する前に、VR 第 1005 条および付則 XV に記載されている組織委員会の責任が果たされていることを確認しなければならない。
6. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は競技会期間中、次のことを確認する。
 - 6.1 十分な非塵埃性敷料および良質な飲料水と飼料が用意されていること。
 - 6.2 厩舎の衛生状態が良好であること。
 - 6.3 厩舎が十分に換気されていること。
 - 6.3.1 厩舎は付則 XV に則り十分な広さがあること。
 - 6.4 救急獣医療の設備が整っており、必要な場合には、専門設備の整った治療センターへ搬送するための適切な人員と手段が整備されていること。
7. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は、競技会が始まる前に打ち合わせ会を開き、競技会期間中はチーム獣医師と個人競技者のプライベート獣医師との連絡を維持する。
8. 選手等との利害関係についての疑義が生じる可能性を避けるため、獣医師代表団のメンバーあるいは獣医師代表は、当該競技会において、チーム獣医師、個人競技者のプライベート獣医師、救護獣医師にはなれない。また、競技に参加することはできず、上訴委員、競技審判団、組織委員会のメンバーになることもできない。FEI 獣医役員のいずれかが選手等との間に利害関係があると判明した場合には、当該獣医師が担当する特定の獣医事を保証あるいは正当性を確保するために、別の FEI 獣医役員に委任しなければならない。
9. 競技会期間中に治療や薬物投与が必要になった場合には（FEI の管理下であれば競技会開始前であっても）、治療前に適切な ETUE を提出し、獣医師代表団あるいは獣医師代表の許可を書面で受けなければならない（VR 第 1026 条および付則 V 参照）。それゆえ、獣医師代表団あるいは獣医師代表とは、協議のために、常時連絡がとれる体制であることが重要である。しかし、禁止物質の使用をとまなう緊急治療が必要なときは、獣医師代表団あるいは獣医師代表はその報告を受けたら直ちに、その状況を競技審判団長に報告しなければならない。どのような治療が行われたにせよ、それらを ETUE 1 により獣医師代表団あるいは獣医師代表に報告しなければならない。獣医師代表団あるいは獣医師代表からの勧告文書を受け取ったら、一般規程と獣医規程に従って、競技審判団は当該馬の競技参加の可否を決定しなければならない。
10. 競技中の牝馬への発情抑制剤の使用については、事前に獣医師代表団あるいは獣医師代表に ETUE 2 をもって報告しなければならない。製薬会社の推奨する量のみ、使用が認められる（VR 第 1028 条参照）。牝馬あるいはセン馬に対する使用は厳しく禁止され、FEI 馬ドーピング防止規程違反として扱われる。
11. 競技会期間中に針灸治療を行うときは、事前に獣医師代表団あるいは獣医師代表に報告しなければならない。また、いかなる場合にも、局所麻酔や注射による投薬の下での針灸治療を行ってはならない。
12. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は、通常禁止物質とはみなされない物質（たとえば補液剤、抗生物質）の使用に関して、認可された獣医師から事前に ETUE 3 をもって、報告を受けなければならない（第 1029 条および付則 V 参照）。競技会期間中に使用するすべての薬物について、獣医師代表団あるいは獣医師代表との協議が必要である。これは、該当する申請書式への記入を確認し、情報の一般化を容易にし、不注意による薬物規制違反の発生を避けることに役立つ。
13. 競技会直前あるいは競技会中に病気や外傷から回復した直後の馬は、獣医師代表団あるいは獣医師代表から競技審判団長に報告されなければならない。獣医師代表団あるいは獣医師代表からの勧告文書を受けて、一般規程と獣医規程に則り、競技審判団が当該馬の競技参加の可否を決定し、その内容が公式獣医報告書に記載される。
14. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は、検体獣医師と連携して、被検馬の選択について、競技審判団長に助言する責任を負う（VR 第 1016 条併読のこと）。検体獣医師が不在の競技会あるいは MCP 地域外で開催される競技会においては、獣医師代表が検体採取を実施することになる。そのためには獣医師代表は検体採取手順を熟知していなければならない。無作為検査のための被検馬の選択方法については、いかなる場合でも競技審判団の合意を必要とする。
15. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は、競技会において、馬のウェルフェアや安全の確保が懸念される場合には、競技審判団に忠告し、適切な勧告を行う。獣医師代表団あるいは獣医師代表は、クロスカントリーおよびマラソンコースの安全性について検査をすることが推奨される。
16. 獣医師代表団のメンバーあるいは獣医師代表、チーム獣医師、救護獣医師、個人競技者のプライベート獣医師、薬物規制検査チームは、開催国の馬術連盟または組織委員会から許可証を受け取り、これを携行することにより、厩舎地区、調教場、パドック、検体採取所、および競技場への立ち入りが許可される。

17. 馬が重篤な傷害を受け、獣医師代表団あるいは獣医師代表または救護獣医師によって安楽死が適切と判断されたときは、馬の管理責任者あるいは代理人は、その決定を受け入れなければならない。しかし、管理責任者あるいは代理人のいずれも臨場していない場合は、獣医師代表団あるいは獣医師代表は、馬に無用な苦痛を与えないための処置を講じなければならない。安楽死の方法は静脈注射が望ましいが、最終的には獣医師に任される。獣医師代表団あるいは獣医師代表の指示のもとで検死が行われなければならない。獣医師代表団あるいは獣医師代表は検死の前に、迅速かつ適正な検死のための準備を組織委員会および獣医事病理学研究所と打ち合わせること。検死報告書を作成した場合には、そのコピーを FEI 獣医部門に提出しなければならない。安楽死に携わる獣医師は、可能であれば安楽死の前、それが不可能であれば安楽死後に、常に第三者の意見も聴取するべきである。尿および血液検体が、法医学的分析のために採取され、通常の薬物規制のための検体と同様に提出されるべきである（第 1017 条 2 の“検死”を併読のこと）。
18. 国際競技会が選手権競技（または外国人獣医師代表を必要とする同等の競技）と併催されたときは、外国人獣医師代表が選手権競技の報告書を、獣医師代表が国際競技会の報告書を作成する。

第 1010 条 馬のパスポートおよびパスポート査閲

（一般規程第 137 条、付則 XIII および

FEI ウェブサイト www.fei.org/veterinary/identification-and-passports を参照のこと）

1. パスポートは個体識別に用いられ、さらに馬が国境を越える際の便宜を図るものである。パスポートは常に馬とともに携行し、税関や動物検疫所の要請があればいつでも呈示できるようにしておくなければならない。
2. 馬あるいはポニーが国際競技会に参加する場合には、一般規程と獣医規程（付則 XIV を含む）に従って、有効な FEI パスポートあるいは認証カードの付いた FEI 認可のナショナルパスポートを所持しなければならない。そのようなパスポートが要求されない場合（GR 第 137 条参照）は、当該馬は自国馬術連盟に登録され、特徴記載との照合による個体識別が可能であり、FEI 馬インフルエンザ接種要項に則った適正かつ有効なワクチン接種がなされていなければならない。パスポートは個体識別、健康状態に関する書類であり、最新のオーナーおよび国籍を示すものである。獣医師代表団あるいは獣医師代表は、馬が到着した時の獣医検査（VR 第 1011 条）の際にパスポートを集める責任があり、組織委員会は競技会期間を通じて保管する責任がある。正当な理由があれば、獣医師代表団あるいは獣医師代表が競技会期間中にパスポートを保管することもできる。その場合には、獣医師代表団あるいは獣医師代表が以下の責任を負う。獣医師代表団あるいは獣医師代表または組織委員会は、競技会期間中に獣医師代表団あるいは獣医師代表、検体獣医師、競技審判団、上訴委員会から要求があればそれを提出する責任がある。また、組織委員会は、競技終了時に馬の管理責任者に返還する責任がある。
3. パスポートの記載内容（オーナー、個体識別ページ、ワクチン接種歴等）を変更するときには、当該馬の所属する各国の馬術連盟がそれを証明しなくてはならない。破損したパスポート、または非公式な書き込みや付属物のついたパスポートは受理することができず、自国の馬術連盟からの再発行が必要となる。
4. 可能であれば到着時検査時、遅くとも第 1 回ホースインスペクションの前に FEI 獣医役員あるいはその代理人がパスポート査閲を実施し、個体識別を行い、予防接種およびその他関連事項が適切に記載されていることを確認しなければならない。パスポートへの記載に、予防接種歴の遺漏を含む何らかの不備があった場合には、パスポートの当該ページにその旨が記載され、第 1 回ホースインスペクション前に処置を決定するために上訴委員会あるいは競技審判団（上訴委員会不在の場合）に報告されなければならない。
5. 追跡調査を要するパスポートへの記載不備は、パスポートナンバーおよび発生した問題について獣医報告書に記載されなければならない。
6. 以下の条文は、特に到着時あるいはその短時間後の獣医検査で実施されるパスポート査閲に適用される。
外国人獣医師代表あるいは獣医師代表団はすべての参加馬に対してパスポート査閲を実施しなければならない。パスポートと比較して当該馬の個体識別が明確になされ、全項目（予防接種欄を含む）が正しく記入されていることが確認できた場合には、“**identification of the horse described in this passport**（本パスポートにおける個体識別）”ページに FEI イベント獣医師の公印が捺される。
馬がパスポートを携行していない場合、パスポートと比較して明確な個体識別ができない場合、パスポートの記入内容に不一致あるいは誤りがある場合、あるいは予防接種歴が最新の要件を満たしていない場合には、パスポート査閲を担当した役員は、可及的速やかにその詳細を上訴委員長に報告し、さらに当該馬がエントリーしている競技あるいは競技会の審判団長にも報告する。

上訴委員会は当該馬が競技出場を認められる前に確実に、その報告について可及的速やかに調査しなければならない（上訴委員会が指名されていない場合には、審判団がその代理として行動する）。上訴委員会によって当該馬の管理責任者に課された処罰あるいは失格処分は、パスポートの関連ページにその理由と課された処分内容とともに明記される。その記入には、上訴委員長の署名および FEI イベント獣医師の公印によって証明された外国人獣医師代表あるいは獣医師代表の署名が必要である。個体識別の不備は“Identification of the Horse Described in this Passport (本パスポートにおける個体識別)”ページに、予防接種の不備は“Vaccination Record (予防接種記録)”ページに記入すること。

当該馬が明確に個体識別できなかった場合には、獣医役員には DNA 分析のための血液および/あるいは被毛採取および特徴記載図を作成する権利が与えられている。

第 1011 条 獣医検査、ホースインスペクション

1. 一般事項

1.1 FEI 競技会におけるすべての獣医検査およびホースインスペクションは、競技種目に応じて、本条に則って実施されなければならない。FEI 獣医役員のいずれかが選手等との間の利害関係の存在が判明した場合には、当該獣医師が担当する特定の獣医事を保証あるいは正当性を確保するために、別の FEI 獣医役員に委任しなければならない。

1.2 定義

1.2.1 “獣医検査”とは、競技に参加しようとしている馬の一般的な健康状態を確認するために、公認獣医師によって行われる臨床検査のことを言う。また獣医検査では、競技馬に国際的な移動による病気および負傷がないことが確認される。

1.2.2 “ホースインスペクション”とは、馬がその競技会や競技に参加する適性があること（“参加適性”）を確認するための検査を言う。

1.2.3 “個体識別の確認”とは、獣医検査やホースインスペクションにおいて、当該馬とパスポートに図示された特徴とを照合することを言う。

2. 獣医検査

2.1 競技、エキシビションあるいはその他の目的で競技会場の厩舎に入厩した馬はすべて、(外国人)獣医師代表またはその代理人による検査を受けなければならない。

2.2 第 1 回獣医検査（“到着時検査”）は馬の到着後、可及的速やかに行われなければならない。それが不可能であっても、競技会場の厩舎地区で他馬に接触する前には必ず実施すること。

2.3 獣医検査の目的は次の通りである。

2.3.1 パスポートと照合して個体識別を行うこと。

2.3.2 当該馬が最新の獣医規程に則ったワクチン接種を行なっていることの確認。

2.3.3 その他すべての事項が、パスポートに正確に記入されていることを確認すること。

2.3.4 伝染病や感染症（たとえば腺疫、インフルエンザ）に罹患している馬と接触したことがないか、あるいはそれらの病気の存在が疑われる施設から来場したのではないことを確認すること。（VR 第 1004 条 4）

2.3.5 馬がいかなる伝染病や感染症にも罹患していないことを確認するための臨床検査を実施すること。この検査には、四肢およびその他の身体部位の触診、心拍数、呼吸数、体温、その他必要と思われる臨床検査が含まれる。四肢の異常が疑われる場合には、検査のために触診あるいは挙肢することができる。しかしながら、跛行検査（速歩検査）は、この検査の範疇に含まれない。臨床的所見の記録を、以降の検査やインスペクションの参考のために作成すること。

2.4 獣医師が、当該馬に対し、他の競技参加馬との接触あるいは競技参加を不可と判断した場合、最終決定は競技審判団と獣医師代表団あるいは獣医師代表に委ねられる。

2.5 総合馬術競技、馬車競技、エンデュランス競技においては、競技中に以下の獣医検査を実施する。

2.5.1 総合馬術競技（クロスカントリー後）と馬車競技（B 競技およびマラソン後）の第 2 回獣医検査は、競技後の馬体の回復を目的に体温、心拍数、呼吸数の測定を含む簡易な臨床検査を実施する。検査の詳細を馬体検査記録用紙に記入すること。

2.5.2 エンデュランス競技中の獣医関門では義務検査が実施される。（9.1 参照）

2.6 獣医検査の手順は次の通り。

2.6.1 他の馬に健康上の危険を与えるおそれのある馬は、競技会場の厩舎に入ることを拒否しなければならない。しかし、回復するまで、または対処法が決定するまでは隔離厩舎に収容することができる。

2.6.2 エントリーした競技会への参加が適当ではないと判断された馬は、第 1 回ホースインスペクションの前に競技審判団に報告されなければならない。その時点で当該馬への失権処置

が必要なときは、獣医師代表団あるいは獣医師代表は、その判定に責任を持つ競技審判団と協議すべきである。

- 2.6.3 妊娠4ヵ月以降、あるいは仔馬をともなった牝馬は競技に参加できない。競技会后、そのような状況で競技に参加していたことが判明した場合には、該当するすべての競技に関して失格となる。そして、当該馬の管理責任者は、FEI 裁定委員会に諮るために事務総長に報告される。
 - 2.6.4 気管切開術（皮膚を外科的に切開して、気管に通じる穿孔手術）あるいは切神術を施された馬は競技に参加できない。
 - 2.6.5 舌紐と舌押さえの使用は、いかなる FEI 競技会においても許可されない。
 - 2.6.6 ショックウェーブ療法（生体外ショックウェーブ、ESWT）および低温療法は、競技期間中および第1回ホースインスペクション前の5日間は許可されない。氷および水による冷却は認められる。0°C以下に冷却できる機械の使用は、獣医師代表によってそれ以上の低温にならないように設定できる場合を除き、認められない。
3. ホースインスペクション
 - 3.1 ホースインスペクションの方法を標準化することの目的は、エンデュランス競技（9.1 参照）を除くすべての競技種目における一定かつ客観的な方法によって、FEI 競技に参加する馬の“参加適性”を確認することである。
 - 3.2 ホースインスペクションは、獣医学的健康検査あるいは購入前診断と同等に行うものではない。
 - 3.3 ホースインスペクションに合格するために必要な健康状態のレベルは競技種目によって異なり、また同一競技種目内でも異なることがある。（たとえば総合馬術競技の第1回ホースインスペクションおよび最終ホースインスペクション）
 - 3.4 “参加適性”を判定するうえで最も重要なことは、これらのホースインスペクションの公正性と客観性である。
 - 3.5 ホースインスペクションにおける判定（合格、不合格あるいはホールディング）は、競技審判団と獣医師で構成される委員団（インスペクション団）が行うべきである。
 4. インスペクション団
 - 4.1 馬の競技参加の可否を決定する責任は、競技審判団と獣医師代表団あるいは獣医師代表が等分に負うが、その根底には獣医師の専門的な見解がなければならない。
 - 4.2 インスペクション団は、競技審判団と獣医師代表団あるいは獣医師代表の代表者で構成される委員団として行動しなければならない。必要な場合には、競技種目ごとにインスペクション団の構成の詳細を規定することができる。最終決定が必要な場合、決定権は競技審判団長（インスペクション団長兼務）が持つ。
 - 4.3 インスペクション団のメンバーはホースインスペクションの前に技術代表と打ち合わせをし、インスペクション指針や、必要になると思われる事項への具体的な対策を再確認する。さらに、インスペクション団はインスペクションを実施する路面の適性およびインスペクション指針を確認しなければならない。
 5. ホースインスペクションでの必要事項
 - 5.1 組織委員会は以下に示すホースインスペクションにおけるすべての必要事項を考慮しなければならない。また、競技前に、組織委員会は、技術代表および獣医師代表団と連絡をとり、インスペクション指針について十分な協議を行わなければならない。
 - 5.2 路面－ホースインスペクションに用いる路面は、馬の競技参加適性の正確な判断を左右する。路面は、インスペクション実施中に容易に変化しないようにつくられるべきである。路面は常に硬く、平らで、清潔かつ滑りにくくなければならない。以下に示す3つの路面は、その条件を満たしている。
 - 5.2.1 新しく敷かれたアスファルト。この路面が古く、滑りやすくなった場合には、砂を薄く敷き足すことによって改善される。
 - 5.2.2 硬い基盤層を露出させた状態の、競技場の路面。インスペクションを実施している間に表面がくずれのを防ぐために、水をまいて填圧し、硬い緻密な路面をつくる。
 - 5.2.3 不要な石を排除した、砂利や碎石の硬い路面。
 - 5.3 運営－馬が予定通りにホースインスペクションを受けられるように準備し、終了後は速やかに退場できるように、ホースインスペクションエリアは観衆からは適切に遮断され、管理されていなければならない。集合場所は、インスペクション実施場所から安全が確保できる距離がとられ、被検馬どうしが接触することのないように配慮されなければならない。

7.2 ホールディングボックスの使用

ホールディングボックスは、競技への参加適性が“疑わしい”馬に対して使用されるものである。

7.2.1 ホールディングボックスを担当するのは1名の検査獣医師のみであり、ホールディングボックスに連れてこられたすべての馬を検査する責任を負う。

7.2.2 ホールディングボックスにおける検査は、チーム獣医師あるいは競技者のプライベート獣医師が臨場している場合は、それらの獣医師と相談しながら実施されなければならない。検査獣医師の見解として、馬に恒常的な跛行、あるいは競技参加への適性がないと認められた場合、馬の管理責任者に対して、再インスペクションを受けるよりも、参加の取りやめを促すべきである。しかし、検査獣医師はインスペクション団に代わって自分で決定を下すことは避けなければならない。検査獣医師は、最終決定を下すのはインスペクション団であることを馬の管理責任者に告げなければならない。

7.2.3 臨床的検査は可能である。傷あるいは痛みがあると思われる部位は、触診による検査が行われる。検蹄器は、蹄の痛みを確認するために使われ、また下肢部の他動的な屈曲を実施してもよい。ただし、強制的な関節屈曲後の速歩検査（疼痛誘発歩様検査）は認められない。輪線上を常歩あるいは速歩させることは認められる。検査は、検査獣医師がインスペクション団に報告する臨床的所見を十分に確認・把握するまで続けられる。

7.3 再インスペクション

7.3.1 ホールディングボックスで検査され、検査獣医師が見解をインスペクション団に報告した後、最終の馬のホースインスペクション終了後直ちに、あるいはホースインスペクション中の適当な時間に、再インスペクションが実施される。（本条 8.1 障害飛越競技参照）。ホールディングボックスにおける検査と再インスペクションとの間に十分な時間をとることが重要である。再インスペクションの結果は速やかに公表すべきである。

7.3.2 当該馬の合格判定に悪影響を与える可能性のある状況（ホースインスペクションの直前に馬が競技会場に到着した場合等）においては、ホースインスペクションの翌朝、再インスペクションを行うことができる。その再インスペクションでは、再度常歩および速歩での検査を行い、合格あるいは不合格の最終決定が下される。このインスペクションに合格した馬には、薬物規制検査を行うことが推奨される。（本条 8.1.1 参照）。総合馬術競技においては、インスペクション翌朝の再インスペクションは行わない。

7.4 上訴—インスペクション団の決定は最終的なものであり、上訴することはできない。

8. 特別事項

8.1 障害飛越および馬場馬術競技においては、2つの特別事項が適用される。

8.1.1 ホールディングとなった馬の再インスペクションは、ホースインスペクションの翌日に行うことが認められる。再インスペクションの前に、競技審判団、獣医師代表、検査獣医師は再インスペクションを受ける馬について、協議しなければならない。再インスペクションはホースインスペクションエリアで実施しなければならない。再インスペクションでは、インスペクション団の前で常歩と速歩をする前に、簡易的な臨床検査を行う。このインスペクションに合格した馬には、即時の薬物規制検査の実施が推奨される。

8.1.2 競技審判団が臨場していなくても、“参加適性がないこと”が明らかなき、獣医師代表は競技審判団長に、ホールディングボックスでの被検馬に対して再インスペクションをせずに失権とするようにすすめることができる。その場合、獣医師代表は競技審判団長が到着したら連絡をとること。

8.2 総合馬術競技および馬車競技の第2回ホースインスペクションは、耐久審査における当該馬の競技続行能力を査定するものであり、その方法は競技種目によって若干の違いがある。

8.2.1 総合馬術競技—スティープルチェイスを実施するCCIでは、簡易的な臨床検査が獣医師代表の監督のもと、指定された獣医師によって、強制休養地点にいる間に実施される。歩様検査と、心拍数および呼吸数が記録されなければならない。直腸体温の測定と、臨床的検査のすべてを馬体検査記録用紙に記入することが強く推奨される。当該馬が到着してから6分後に、(外国人)獣医師代表と競技審判団メンバーによる、D区間における競技参加適性を確認するための再検査と歩様検査が行われなければならない。

8.2.2 馬車競技—上記の方法が適用されるが、馬体検査が常にハーネスを着けた状態で行われることと、チームの4頭すべてを検査しなくてもかまわないという点のみ異なっている。

8.3 馬車競技—この競技種目においては、第3回ホースインスペクションは強制的なものではない。その代わりにC競技前の最終的観察がハーネスを着けたまま、競技審判団の監視下で行われる。その際、助言をするために獣医師が臨場していること。

8.4 総合馬術競技のC区間における強制休養が必要な場合—スティープルチェイスを実施するCCI競技において、10分間の強制休養地点が、C区間のスタートから1~3km以内に設置される。その

地点には獣医師 1 名が臨場し助言および援助を行うが、選手からの要請がない限り公式検査は実施しない。

- 8.5 馬車競技で多数の参加馬がいるときは、ホースインスペクションの時間が制限されているので、2 つのインスペクション団が必要になる場合がある。その場合の指針としては、それぞれに獣医師を配備し、最小限 1 名の競技審判団メンバーがそれを補佐する。各インスペクション団は、馬の競技参加を許可することはできるが、参加適性が疑わしいあるいは参加適性がない馬は、ホールディングボックスに送る。馬がホールディングボックスに送られた場合は、速歩での再歩様検査と最終決定の前に、2 つのインスペクション団がともに検査獣医師の報告を受ける。
- 8.6 鞭の使用—いくつかの競技種目においては、ホースインスペクションで鞭の使用は認められていないが、牡馬あるいは制御の難しい馬を抑制するための短鞭の使用は、申請があればインスペクション団はそれを許可することができる。
9. エンデュランス競技および総合馬術競技における獣医検査およびホースインスペクション
- 9.1 エンデュランス競技（エンデュランス競技会規程第 821 条）
 - 9.1.1 到着時検査／ホースインスペクション
 - i. 第 1 回獣医検査は馬の到着時に；第 1 回ホースインスペクションは競技前日に実施される。CEI においては、到着時検査と第 1 回ホースインスペクションを同時に実施する場合がある。
 - ii. ホースインスペクションには、馬の心臓および呼吸器の聴診と全身状態の査定が含まれる。さらに、平らな硬い路面において、速歩における歩様が確認される。
 - iii. 検査の結果はすべて各馬の獣医カードに記録されなければならない。
 - 9.1.2 獣医関門における検査（競技途中）
 - i. 複数回のインスペクションが強制休養時間中、獣医関門到着後 20～30 分以内に実施される。
 - ii. 競技審判団はこれらインスペクションの運営責任を持つ。
 - iii. このインスペクションでは、心拍数と呼吸器機能（聴診による）を重要視して、当該馬の競技続行適性を判断する。クラスに応じて、心拍数制限が 1 分間に 56～64 回の範囲内で定められる。気象条件が悪い場合には、心拍数の制限を別に定める必要が生じる。インスペクションでは、獣医カードに記載された傷痕あるいはあらゆる新しい傷を査定する。
 - iv. 一般（代謝）状態：馬が過度の疲労、熱中症、疝痛、視野狭窄、脱水症状を呈している場合には、失権させなければならない。
 - v. 歩様（跛行）：馬が明らかな歩様異常を呈している場合には、ルールに従って失権させなければならない。
 - vi. 失権：跛行による馬の失権は、獣医師団（3 名で構成される獣医師団等）の助言をもとに、競技審判団が履行しなければならない。代謝系が理由となる失権は獣医役員が決定を下すことができるが、競技審判団と協議することが強く推奨される。
 - 9.1.3 最終インスペクション（ゴール後）

最終インスペクションの時期と方法は、競技会要項に記載され、第 1 回打ち合わせ会ですべての参加者に告知される。このインスペクションでは、競技途中の獣医査閲時と同様の査定を含め、馬が競技への適性をまだ残しているかを確認する。
 - 9.1.4 走行後の獣医査閲
 - i. MCP および EADCM 規程は馬が競技会場を退厩するまで適用される。治療は規程に応じてなされ、適切な ETUE または申請書式を用いること。
 - ii. 1 日 100km 以上の走行を 2 日間、あるいは 140km 以上の走行を 1 日で行う競技では、すべての参加馬は、獣医師団による早期退厩許可がない限りは、走行終了後最小限 24 時間は競技会場の厩舎にとどまらなければならない。
- 9.2 総合馬術競技：CIC におけるホースインスペクションと獣医検査（総合馬術競技会規程第 518 条 2）
 - 9.2.1 1 日間で実施される CIC のための獣医検査およびホースインスペクション。
 - a. 競技の全過程を 1 日で実施する CIC では、獣医検査、パスポート査閲およびホースインスペクションを各 1 回、適用する手順に則って実施する。
 - b. どのような手順にせよホースインスペクションを短い競技会期間内に実施するのは主催者側にとって困難であり、獣医規程第 1011 条に規定される正式な手順に則ってホースインスペクションを実施するのは現実的ではないことから、最小限、以下の基準に従うこと。
 - c. 競技会前に、獣医検査およびホースインスペクションの実施場所が確定されている必要があるが、それは、獣医規程（第 1011 条 5.2）に可能な限り適合していなければならない（硬い平らな 50m 前後の路面）。その場所は、被検馬の競技参加適性を迅速に決定するために、競技審判団のメンバーの召致が可能な馬場馬術競技場の近くでなければならない。

- d. パスポート査閲をともなう獣医検査は1日を通して実施される。すべての馬は障害飛越をともなう競技に参加する前にこの検査を受けなければならない。この検査は、選手が馬を獣医師代表のところに帯同して、馬ごとに実施される。
- e. 獣医師代表はこの検査において、伝染病に関する一般事項を確認しなければならない。競技に参加させるべきではない十分な根拠がある場合には、競技審判団は獣医師代表と協議し、当該馬を競技から除外することができる。
- f. 競技会期間中、特にCICにおける馬場馬術競技中のどの時点でも、競技審判団には、跛行している、あるいは競技続行への適性がないと判断した馬を失権させる権限がある。競技審判団は、その演技あるいは走行後に、最終決定のため当該馬を獣医師代表に診せるように要請することができる。
- g. 最後の障害飛越競技前（障害飛越あるいはクロスカントリー）の最終観察は、引き馬での速歩による検査あるいは準備運動場での騎乗運動を獣医師が観察することによって実施しなければならない。馬の健康状態が疑わしい場合には、競技審判団のメンバーが、最終的な競技続行の可否を決定する。
- h. 獣医師代表は、救護獣医師と常時連絡をとり、彼らの所在と、クロスカントリーコース上での対応状況を把握しなければならない。そのためには、無線機による連絡が重要である。
- i. クロスカントリー後には、1名の救護獣医師による獣医検査が常に実施される。馬が疲弊あるいは許可できないような跛行を呈している場合には、獣医師代表および競技審判団のメンバーが、当該馬を競技から失権させるか否かを検討するために召致される。当該馬は、この検査において引き馬による速歩を要求される。
- j. 薬物規制検査は、FEI薬物規制プログラムの一環としてオフィシャル検体獣医師が、あるいは当該競技会がMCP適用地域（グループI&II）外であれば獣医師代表が遂行しなければならない。
- k. 簡略様式のFEI獣医報告書が、競技会から15日以内に、獣医師代表からFEI獣医部門に提出されなければならない。

9.2.2 2日間あるいは3日間以上かけて開催するCICのための追加要項

これら要項は9.2.1に記載された事項に追加または該当条項と置き換える。

- a. 準獣医師代表が競技会を通して獣医師代表を補佐するために任命され、その両者が当該競技に臨場しなければならない。
- b. 2日間あるいはそれ以上かけて開催するCICにおいては、獣医検査を2回、パスポート査閲を1回実施し、ホースインスペクションは、馬場馬術競技の前に最低1回、クロスカントリーの翌日に障害飛越競技を実施する場合にはさらに第2回ホースインスペクションを行うべきである。あるいはCCIにおける指針が適用される。
- c. CCIおよびCICが同じ場所で共催される場合には、CCIのホースインスペクションで不合格になった馬はCICに、またCICのホースインスペクションで不合格になった馬はCCIに参加することはできない。
- d. 選手権競技として開催されるCICにおいては、スティーブルチェイスのないCCI指針が適用される。その際には獣医検査を2回、パスポート査閲を1回、クロスカントリー前の準備運動中に実施される限定的な獣医評価を1回、正式なホースインスペクション2回が実施される。

9.2.3 獣医検査が、クロスカントリー後に救護獣医師によって実施される。馬が疲弊あるいは著しい跛行を呈している場合には、獣医師代表と競技審判団メンバーが、当該馬を競技から失権させるかどうか検討するために招致される。この検査では、馬を引き馬で速歩させることが要求される。

9.2.4 獣医師代表は、競技会前に組織委員会と連絡をとり、クロスカントリー競技中の救護獣医師の配置について計画を立てなければならない。獣医師代表は、救護獣医師と常時連絡をとり、彼らの所在と、クロスカントリーコース上での対応状況を把握しなければならない。有効な連絡手段が重要であり、無線機の使用を強く推奨する。

すべてのレベルのCICは、CICのための限定的な獣医検査、パスポート査閲およびホースインスペクションをもって開始する。これは障害飛越をともなう競技の前に実施しなければならない。時間が許せば馬場馬術の前に行うべきである。選手権競技、または2日あるいは3日間以上にわたって実施される競技においては、臨機に対応した獣医検査またはホースインスペクションあるいはパスポート査閲を馬場馬術前に行い、適切に対処しなければならない。獣医師代表は獣医規程に従って獣医検査およびパスポート査閲を実施する。獣医師代表は、馬に速歩をさせたり、ホースインスペクションにおける所定の手順、あるいは必要であればホールディングボックスにおける検査を実施する。またタイムリーな検査を行うために、ホールディングボックス獣医師としての役割も有する。馬の競技参加適性

が疑わしい場合には、競技審判団メンバーに連絡し、再度ホースインスペクションを実施して競技参加適性について判断するための準備をする。1日競技においてパスポートの不備があった場合は、可及的速やかに獣医師代表および競技審判団によって、その対応が決定される。

すべてのCICにおいて、獣医師代表あるいは準獣医師代表あるいは指名された救護獣医師が、顕著な跛行あるいは疲弊を示す馬がないかを観察するためにクロスカントリーの終了地点に配置される。それらの馬は、獣医師代表が競技審判団メンバーと協議し、失権あるいは何らかの罰を課されることがある。

CICが選手権競技として、または2日あるいは3日以上をかけて実施される場合、障害飛越審査前に標準的なホースインスペクションが実施される。

第1012条 総合馬術競技、馬車競技、エンデュランス競技における特別事項

1. 広範囲のコースにおける馬の獣医事マネジメント全般を網羅するために、競技会のために任命された獣医師代表と組織委員会の代表による事前打ち合わせが必要である。組織委員会には必要な設備を整える責任がある。獣医師代表団あるいは獣医師代表は獣医検査とホースインスペクションを実施する責任がある。また、緊急時の獣医事に対する準備がコースすべてを網羅していることを確認しなければならない。
2. 組織委員会は、臨床診断および救急治療のための適切な馬房と、薬物規制のための検体採取馬房を含む十分な獣医設備を準備しなければならない。
3. すべての馬はFEIに登録されていなければならない。競技種目ごとのパスポート要件の概要は、当該年のブリテン第1号に記載されている。
4. 総合馬術競技、馬車競技、エンデュランス競技では、獣医師代表団あるいは獣医師代表は馬の到着時の獣医検査において、公式な馬体検査記録用紙あるいは獣医カードをつくらなくてはならない。この記録は、その後のホースインスペクションや獣医検査の時にも、もれなく正確に記入することを推奨する。
5. 総合馬術競技の耐久審査、エンデュランス競技、馬車マラソン競技では、コース上のあらゆる地点に適切な救急ステーションを設置することが大切である。負傷あるいは死亡した馬の搬送車が迅速にその場に到着できることが必要である。事故馬の搬送や避難に関する責任者は、自分が担当するエリア内のあらゆる障害物への最短経路や負傷馬の正しい取扱い方法に精通していなければならない。
6. 獣医師代表団あるいは獣医師代表は、総合馬術競技のクロスカントリー（D区間）、エンデュランス競技、および馬車マラソン競技のコース上の危険と思われる箇所について、技術代表が臨場しているときは、その職務者に忠告しなければならない。軟らかく滑りやすい地面、荒れた地面、障害物の構造、飛び出した釘や鋭い突起物、尖った角縁、危険な木の根や枝などには特に注意が必要である。
7. 獣医診療態勢は、すべての強制休養地点に整備されていなければならない。救急ステーションは総合馬術競技のクロスカントリー、エンデュランス競技、および馬車マラソンコースのそれぞれのゴール地点に設置され、あらゆる負傷や緊急事態に確実に対処できるようにしておく。コース走行を終えた馬はゴール直後に、獣医検査を受ける。この臨床検査は、失権した馬、棄権した馬、また参加を取りやめた馬も同様に受けなければならない。この臨床検査では必要と考えられる呼吸数、心拍数、体温の測定が含まれる。獣医検査は、馬が厩舎地区に戻るのに十分な状態に回復するまで、10分ごとに30分間、繰り返して行わなければならないこともある。（総合馬術競技会規程参照）
8. 負傷、疲弊あるいは立ち上がれない馬を搬送するために、低床式またはタラップ付き馬運車あるいは馬用救護車を待機させておかなければならない。また、負傷馬の治療や経過観察のために、可能な限り被覆テントを用意する。これは、特に悪天候時に重要である。

第 V 章 ドーピング防止および薬物規制

序文

FEI 馬のドーピング防止および規制薬物規程（EADCM 規程）は本獣医規程に準拠する。ドーピング防止および薬物規制に関するこれらの規程は、付則 II として組み込まれた馬の禁止物質リストを含む、原則および定義に準じている。最新の馬の禁止・規制物質リスト、ドーピング防止および薬物規制に関するその他の資料は www.fei.org/veterinary/doping-and-controlled-medication および www.feicleansport.org 参照のこと。

第 1013 条 馬の管理責任者の責任および注意事項

馬の管理責任者には以下の注意事項を喚起する。

1. 獣医用薬物、特別処方薬、強壮剤、漢方薬さらに配合飼料等の表示ラベルには、すべての含有成分が表示されているとは限らない。それらの製品には禁止物質が含まれている可能性もある。（VR 付則 VII 参照）
2. 馬の皮膚から吸収され（特に皮膚にダメージあるいは炎症がある場合）、分析の結果検出される物質も少なくない。
3. 馬の管理責任者は、常時管理馬を監視する責任がある。
4. 馬の管理責任者は、競技会が始まる前に、すべての注射器、注射針、禁止物質を安全管理するために、獣医師代表団あるいは獣医師代表に預けなければならない。獣医師代表団あるいは獣医師代表から許可を受けた獣医師以外の者が注射器、注射針、または何らかの禁止物質を所持していることが判明した場合には、獣医規程および EADCM 規程違反とみなされ、処罰を受ける。当該者の管理下にある馬、あるいは問題が発生した場所の近くにいる馬は、VR 第 1017 条に則った薬物規制検査を受ける。
5. 獣医師代表団のメンバーあるいは獣医師代表はいずれも、獣医師代表団あるいは獣医師代表から許可を受けた獣医師以外の者が注射器、注射針、禁止物質あるいは禁止薬物の疑いのある物を所持しているのを発見した場合、それらを没収する権限を持つ。そして、その事実を速やかに上訴委員会に、上訴委員会不在の場合には競技審判団に報告しなければならない。
6. 馬の管理責任者がその管理馬に責任を持つべきではあるが、禁止物質規制のためには、厩舎地区の厳しい保安管理を行うことが重要である。しかし、厩舎の保安管理が不十分あるいは実施されていない場合においても、管理責任者の責任が免除されることはない。
7. FEI の競技者のための馬のドーピング防止および薬物規制ガイドは、FEI 獣医部門あるいはウェブサイト www.feicleansport.org から入手できる。

第 VI 章 ドーピングと薬物規制のための検体採取方法および分析ガイドライン

第 1014 条 序文

FEI EADCM 規程は、獣医規程の検体採取方法を適用する。検体採取キットに同封された採取手順と採取方法説明書は、詳細にわたって作成されているので、すべての関係者は各自の役割を明確に理解し、実施方法を把握しておかなければならない。すべてにおいて、厳密に実施されなければならない。検体採取についての詳細は www.feicleansport.org 参照のこと。

世界的薬物規制 (MC)

FEI 理事会が定めた特定地域 (現在のところグループ I およびグループ II) においては、薬物規制は FEI が任命した検体獣医師と検体採取技術者のチームが実施しており、それを薬物規制プログラム (MCP) とする。FEI 競技会で採取された検体の分析は、FEI 中央検査所あるいは VR 第 1021 条に記載されているその他の FEI 公認検査所で行われる。本プログラムは FEI 獣医部門により管理運営される。

現行のグループ I およびグループ II の MCP が関与しない国際競技会における薬物規制については、VR 第 1016 条 4 と 5 および第 1018 条 1 に従って、獣医師代表団あるいは獣医師代表がこの職務を担当する。グループ I&II の地域内で開催される競技会において MCP 検査チームが競技会場に臨場しない場合も、獣医師代表団あるいは獣医師代表が検体採取を行う。しかしながらこのような付随的な検体採取とその分析は、組織委員会がその費用を負担する。このような事態を考慮して、各国の馬術連盟は、最小限 12 個の検体採取キットおよび関連品 (VR 付則 III) を備えておかなければならない。それらは FEI 中央検査所から入手できる。

第 1015 条 馬の個体識別

馬の個体識別は、検体採取前あるいは採取後、パスポートと照合して確認されるべきである。また、パスポートの携行が義務付けられていない競技会の場合 (GR 参照) は、個体識別書類と照合して、確認しなければならない。

FEI 獣医役員の判断あるいは FEI 獣医部門からの要請があれば、DNA 鑑定のための生物学的な検体を採取することもできる。

第 1016 条 馬の選択

- 原則として以下の条項はすべての国際競技会に関連しているが、グループ I&II 薬物規制プログラム (MCP) 下で実施される競技会については適用外の部分がある。これらの競技会における MCP 検体獣医師による検体採取は、特別な採取マニュアルに基づいて実施される。その採取マニュアルは FEI 獣医部門および FEI ウェブサイト (http://www.feio.org/Athletes_AND_Horses/Medication_Control_AND_Antidoping/Horses/Pages/Information.aspx) から入手できる。
- 検体獣医師は競技会において、競技審判団の外国人審判員、あるいは外国人審判員が不在の場合には競技審判団長あるいは審判団長が任命した他の競技審判団メンバー (“審判員”) と、獣医師代表団あるいは獣医師代表と連絡を密にしながら検体採取を行う。検体獣医師は、可能であればいつでも、審判員が検体採取を要請した馬に対して、それを実行しなければならない。しかし、審判員は、当該競技会における検体採取の方針を決定する前に、検体獣医師からの提案を十分に検討する。
- 馬の選択には 3 つの方法が用いられる：義務検査 (主要な競技会の入賞馬)、望ましい方法である無作為検査 (審判員、獣医師代表団あるいは獣医師代表、検体獣医師がともに同意した無作為抽出方法を用いる)、スポット検査 (検査を必要とする理由がある馬) である。馬の選択は、競技会中随時行うことができる。同一競技会において、同一馬に対し、複数回の検査が行われることもある。
- 検体採取は、CCI3*、CCI4*、CSI (3*、4*、5*)、CIO、ワールドカップ予選、ワールドカップファイナル、選手権競技、オリンピック競技大会・世界大会および地域大会等においては必ず実施するが、その他の CI においても実施することが望ましい。検体採取を実施する場合、検体獣医師あるいは獣医師代表の裁量で被検馬の頭数を定めることができる。CCI3*、CCI4*、CSI (3*、4*、5*)、CIO、ワールドカップ予選、ワールドカップファイナル、選手権競技、オリンピック競技大会・世界大会および地域大会等では、全参加馬の最低 5% (最小限 3 頭) は、検体採取することを推奨する (VR 第 1016 条 5 併読)。
- 上記以外の CI においても、同様に対応することを推奨する。検体採取を実施する場合、検体採取の方法、採取手順は、厳守しなくてはならない。しかし一部の国においては国内薬物規制システムが確立している。その方法が FEI の方針に合致していない疑いがある場合には、FEI 獣医部門の意見が求められる。
- ワールドカップファイナル、世界各地の選手権、シニア大陸選手権、オリンピック競技大会および世界選手権大会における義務検査では、以下に示す馬が検体採取の対象となる。

- 6.1 すべての個人戦決勝競技では、上位 3 頭の馬
- 6.2 障害飛越競技、馬場馬術競技の団体戦では、それぞれの決勝競技で上位 3 チームから各 1 頭の馬。
- 6.3 総合馬術競技、馬車競技、エンデュランス競技の団体戦では、全競技終了時点で上位 3 チームから各 1 頭の馬。
- 6.4 FEI に登録されているすべての馬は、FEI による競技会外検査の対象となる。

第 1017 条 検体採取の時期

1. FEI 規程下にある場合には随時、被検馬を選択することができる。検体採取の時期は、獣医師代表団あるいは獣医師代表の裁量、または検体獣医師が配備されているなら、その裁量に任されている。競技会において、馬の管理責任者に対し、その管理馬が検体採取の対象に選ばれたことを通告するのは、最終結果の発表後、30 分以内でなければならない。同一競技会において、同一馬が複数回、検体採取されることもある。
2. 競技会期間中のいかなる時期に死亡した馬であっても、法医学的分析のために、早い段階で血液および尿検体を採取しなければならない。死亡した馬は完全な検死をしなければならない。検死報告のコピーを FEI 獣医部門に送付すること。死亡原因、また安楽死の処置がとられたときはその方法を記載する。(第 1009 条 17 参照)

第 1018 条 採取方法

1. 検体採取の対象馬が選ばれたら、獣医師代表団あるいは獣医師代表のメンバーまたは指名された代理人、あるいは MCP 検体獣医師またはその代理人は、まずその馬の管理責任者にそれを通告する。当該馬の管理責任者は検体採取過程の立会人として代理人を指名することができる。当該馬の管理責任者または代理人は馬を監視する責任がある。通告した時点から、許可を受けた助手、スチュワードあるいは技術者が、検体が採取されるまで随時同行しなければならない。
2. 検体の採取、または採取記録用紙あるいは採取カードへの署名を拒否または意図的に妨害することは、EADCM 規程違反であり、直ちに上訴委員会に、上訴委員会が任命されていない場合には競技審判団に報告しなければならない。上訴委員会あるいは競技審判団が、そのような拒否あるいは妨害を理由のないものと判断し、それでも馬の管理責任者が検体採取を拒否する場合、当該馬はすべての競技において失格となる。このことは、上訴委員長あるいは競技審判団長から FEI 事務総長に報告され、FEI 裁定委員会に委ねられる。
検体採取対象馬が、表彰式前に他の馬を表彰式参加の代理馬に立てている場合（すなわち対象馬は厩舎地区に戻っている）、本来の対象馬から検体を採取するために、その馬の管理責任者は、表彰式の前に、獣医師代表団あるいは獣医師代表にその事実を告知しなければならない。
3. すべての検体採取は、獣医師代表団のメンバーあるいは獣医師代表、または検体獣医師の監督下で行われる。あらゆる FEI 役員と同様に、検体獣医師と選手等との間に明確な利害関係がある場合には、当該検体採取は他の FEI 獣医役員とともに実施されるか、あるいは獣医役員の監視下で行われなければならない。組織委員会は、薬物規制の援助として、尿と血液の採取手順に精通している技術者（スチュワードも含まれるが、スチュワードではなくても可）が 1 名以上配備されていることを確認しなければならない。
4. 検体採取を監督する獣医師、または当該馬の管理責任者（または代理人）は、薬物規制記録用紙あるいは薬物規制カード（適用されているいずれか）に署名しなければならない。検体獣医師は採取した検体に不純物が混じらないように管理する責任がある。薬物規制記録用紙に署名することで、当該馬の管理責任者（または代理人）は、検体採取に用いられた器具の正当性を認め、採取システムあるいはその過程に対して異議のないことを示したことになる。あるいは、それを拒否するのであれば、同意しない理由を文書で明示しなければならない。
5. 当該馬の管理責任者（または代理人）が薬物規制記録用紙あるいはカード（適用されているいずれか）への署名を拒否したときは、上記第 2 項に示された、馬の検体採取を拒否したものと同等に扱われる。
6. 当該馬の管理責任者あるいは代理人は、検体採取過程に立ち会ったことを証明するための署名を求められる。正確な検体採取記録が、検体獣医師によって馬のパスポートに記入されたことを確認するのは、当該馬の管理責任者（または代理人）の責任である。

第 1019 条 尿および血液検体の採取

馬体に禁止物質が存在することは、採取された体組織、体液（おもに血液）、排泄物（おもに尿）によって証明される。原則として尿検体と血液検体の両方が、検体採取対象に選ばれたすべての馬から採取される。尿はしばしばその他の体液よりも検査対象として適しているため、すべての対象馬から尿を採取できるように努力すべきである。検体採取役員は、最小限 1 時間は尿検体の採取に努めなければ

ならない。検体採取の方法は、FEI 中央検査所の検体採取キットおよび検体採取マニュアル（FEI ウェブサイト

http://www.fei.org/Athletes_AND_Horses/Medication_Control_AND_Antidoping/Horses/Pages/Information.aspx 参照）に記載されている。

獣医師代表団あるいは獣医師代表は、それ以外の検体（たとえば被毛、肢巻き、拭き取った皮膚、唾液、補液剤、疑わしい物質、あるいは当該馬に関連すると考えられる物質）の採取を許可することができる。それらの検体は、その時点で最新の指針に従って採取されなければならない、指針がない場合には、獣医師代表団あるいは獣医師代表または検体獣医師の決めた方法で行う。

禁止物質が検出された場合、FEI は当該馬のさらなる獣医的検査あるいは追加検査を行うことができる。その追加検査が当該馬の管理責任者の要求によるものであれば、その費用は管理責任者が負担する。

第 1020 条 検体の取扱い

1. 検査所へ輸送される検体はすべて、安全な冷蔵庫に保管され、競技会終了後 24 時間以内に検査所に向けて発送しなければならない。
2. 獣医師代表団あるいは獣医師代表、また MCP 検体獣医師が配備されているときはそのメンバーが、検体を検査所に発送したことを確認し、検査所に通知する責任がある。
3. 特定の競技会（たとえばオリンピック競技大会、世界選手権大会）においては、薬物規制要項が、FEI、獣医業務マネージャー、指定された検査所の間で決められている。

第 1021 条 公認検査所

1. FEI は、FEI 競技会で採取された検体の分析を行う検査所を若干数選んで定める。FEI 競技会（MCP 地域の内外いずれも）において採取された検体は、これら検査所の 1 つに送られる。検体分析のために指定された検査所はいずれも FEI 検査所リストに掲載され、詳細は FEI ウェブサイトに公表される。

最小限 4 年ごとに、FEI は MCP のための中央検査所を指定する。

2. FEI は、地理的条件、技術的な能力、経験、恒常的な検査精度管理を基準に、公認検査所を選び定める。これら公認検査所のひとつが、MCP 中央検査所として指定される。すべての選手権競技、オリンピック競技大会・世界大会・地域大会およびワールドカップファイナルにおいて採取された検体は、FEI 中央検査所あるいは別途指定された公認検査所で分析が実施されなければならない。
3. 各国の馬術連盟は 1 つ以上の検査所を、FEI 公認検査所として推薦できる。推薦された検査所が、FEI が随時設定する公認検査所基準を満たしているときは、FEI の認可が受けられる。
4. FEI 精度管理試験の受検費用は、各検査所が負担する。

第 1022 条 馬のドーピング防止およびグ規制薬物規程による分析ガイドライン

1. 検体の分析は次のように行われる。
 - 採取できた場合の尿検体。2 本の検体容器のうち 1 本を A 検体として分析する。もう 1 本の検体容器は B 検体として、確認分析を要請されたときのために、未開封のまま冷凍保存する。
 - 血液検体。尿検体が採取できなかった場合、または尿検体とともに採取。検体採取キットに含まれている採血管あるいはボトルに採取。A 検体を分析する。もう 1 本の採血管あるいはボトルを B 検体とし、確認分析を要請されたときのために、未開封のまま冷蔵保存する。
2. A 検体の分析は検査所がそれを受け取り次第、可及的速やかに完了する。
3. A 検体の分析結果が陰性ならば、B 検体は検査所によって破棄される。
4. A 検体の分析結果が陽性で、B 検体の確認分析を要求する場合には、早急に当該馬の管理責任者あるいは当該馬の所属国馬術連盟が文書で要請しなくてはならない。競技会のカテゴリーによっては、A 検体が陽性だった場合、FEI は B 検体の迅速な分析を指示する権限を有する。
5. B 検体の分析を担当した検査所は、迅速に、その所見を親展状で FEI 獣医部門長に送付すること。
6. FEI 裁定委員会あるいは上訴があった場合にはスポーツ仲裁裁判所が最終決断を下した 6 ヶ月後に、この件に関する検体は検査所によって廃棄されなければならない。

第 1023 条 分析費用

1. A 検体の分析費用は組織委員会が負担する。あるいは、薬物規制プログラムに従って FEI から任命された検体獣医師が指揮をとった場合には、FEI の負担となる。
2. B 検体の分析費用は、それが A 検体の分析結果を確認するものであれば、検体採取時の当該馬の管理責任者、あるいは当該馬の所属国馬術連盟が負担する。

3. B 検体の分析結果が、A 検体の分析結果を確証するものでない場合、B 検体の分析費用は FEI が負担する。

第 1024 条 知覚鈍麻処置および知覚過敏処置を施された四肢

1. 理由を問わず、四肢または四肢の一部の知覚を一時的あるいは恒久的に鈍麻あるいは過敏にさせるような処置を施された馬は、競技に参加する資格がない。
2. 四肢の皮膚の知覚異常の有無、あるいは知覚異常の原因となる物質の使用を見極めるために、肢巻き検査が定期的あるいは抜き打ちで実施される（獣医規程付則 X 適用）。皮膚感覚の敏感度は、獣医師代表団あるいは獣医師代表または下肢部の臨床検査のために特別に指名された獣医師が臨床的に判断する。
3. 知覚過敏あるいは知覚鈍麻処置の疑いを確認するために、FEI 獣医師代表は四肢への触診が認められる。これにはサーモグラフィーのような画像機器の使用も含まれる（付則 XI）。
4. 四肢の知覚異常を確かめる検査の一環として、禁止物質の使用の有無を公認検査所において適正な方法で分析するために、四肢の皮膚を拭き取って検体を採取する、あるいは肢巻きやその他の馬装具を押収することもある（付則 X 参照）。
5. 理由を問わず、四肢あるいは四肢の一部に知覚過敏処置あるいは知覚鈍麻処置を施された馬の管理責任者は、調査のために競技審判団に報告され、競技からの即時除外を含む制裁が科される。知覚過敏処置関連の指針および規定を参照のこと。

第 1025 条 自主的任意検査

1. 馬の管理責任者あるいはその代理人は、予防あるいは情報取得のために、FEI 中央検査所あるいは公認検査所において馬を検査してもらうことができる。
2. いかなる自主的任意検査も、獣医規程付則 IV に定められている条件に則って実施される。
(http://www.fei.org/Athletes_AND_Horses/Medication_Control_AND_Antidoping/Horses/Pages/Information.aspx 参照)
3. 自主的任意検査は、付則 IV および V に記載されている物質のみが対象である。
4. 自主的任意検査を受ける者は、付則 V に定められている申請書式 4 および分析の対象となる検体を提出しなければならない。
5. オリンピック競技大会およびワールドチャンピオンシップにおいては、当該競技会の参加馬に対して到着後自主的任意検査（PAET）サービスの実施を要請することができる。本サービスが実施される場合には、事前にその詳細が公表される。

第 VII 章 FEI 規程下における馬の治療

FEI 競技会期間中あるいは直前に馬の治療が必要になった場合、投与される薬物が FEI 規程下で実施される検査に影響を与える可能性がある。そのため FEI は、人間のスポーツで使われている世界ドーピング防止機構 (WADA) 治療目的使用に係る除外措置 (TUE) に類似したシステムを整備している。これは馬の治療目的使用に係る除外措置 (ETUE) であり、申請書式に代わるものである。獣医師ガイダンスノート (Veterinary Guidance Note) 2/2010 ETUEs を参照のこと。FEI 競技会期間中の馬の治療許可および競技への参加継続許可を得るためには、ETUE または申請書式を用いなければならない (第 1026 条～第 1029 条参照)。ETUE は FEI 競技会直前 (たとえば輸送中) に治療を受けた馬も利用することができ、競技会場に到着した時点で獣医師代表団あるいは獣医師代表により遡及的に許可される。

ウェルフェアの観点から、獣医師代表団あるいは獣医師代表は ETUE に署名する前に常に、当該馬の競技参加適性の有無を確認し、投与が必要な薬物、あるいはすでに投与された薬物によって競技の公正さが損なわれるか否かを熟考しなければならない。

第 1026 条 FEI 禁止物質リストに掲載されている物質を用いた馬の治療

1. 禁止物質を用いた治療が必要な場合、治療に携わる獣医師は治療前に、当該馬の状態、参加適性や望ましい治療法に関して、獣医師代表団あるいは獣医師代表と協議しなくてはならない。獣医師代表団あるいは獣医師代表は当該馬を検査し、その時点での当該馬の参加適性を判断し、さらに治療の結果、不当な利益を受ける可能性について検討しなくてはならない。これは状況に応じて行われるべきである。馬のウェルフェアが絶対的に最優先される。その治療が認められた場合、ETUE 1 (VR 付則 V) に記入し、競技審判団長の副署を得なければならない。そのコピーが、競技終了後に FEI に送付される獣医師報告書に添付され、さらに馬の管理責任者および競技審判団にも渡されなければならない。可能であれば、申請書式のコピーを、スチュワードあるいはその他の FEI 役員からの要求に応じて呈示できるようにしておくこと。当該馬が既に競技参加を取りやめていたとしても、競技会場に滞在している限りは、治療に際して申請書式の記入は必要である。ただし、この場合には、競技審判団長の副署は不要である。
2. 競技会に到着する前 (たとえば輸送中) に禁止物質を用いた治療が必要になった場合、当該馬が競技会場に到着後、当該馬の管理責任者は可及的速やかに獣医師代表団あるいは獣医師代表の意見を求めなければならない。このような事例においては、治療理由、投与薬物、使用量、正確な投与時刻を記入した署名入り報告書が、治療にあたった獣医師から提出されなければならない。これはウェブサイト (www.fwi.org) からダウンロード可能な ETUE 1 を用いなければならない。獣医師代表団あるいは獣医師代表は、治療してから競技までの経過時間と、治療の結果、当該馬が不当な利益を得る可能性を熟慮しなければならない。治療の結果、当該馬が不当な利益を得ないこと、さらに競技参加適性があることが確認できた場合、獣医師代表団あるいは獣医師代表は遡及的に ETUE 1 に基づく申請を許可する。これには、競技審判団長の副署が必要である。
3. 2010 年 4 月 5 日から、FEI 禁止物質リストに掲載されているいずれかの物質を用いた治療については、その日付、投与物質、量を治療記録誌に記録保持しなければならない。その記録には治療を担当した者も明記すること。この記録は、FEI 裁定委員会からの要請があった場合には提出しなければならない。

第 1027 条 FEI 競技会における特殊理学療法

1. 競技会における特殊理学療法は、適正な資格を持つ者が施術する場合にのみ許可される。
2. 禁止物質を併用する針灸治療やその他の治療は認められない。
3. ショックウェーブ療法 (生体外ショックウェーブ、ESWT) および低温療法は、競技期間中および第 1 回ホースインスペクション前 5 日間は許可されない。氷および水による冷却は 0°C 以上であれば認められる。0°C 以下に冷却できる機械の使用は、獣医師代表によってそれ以上の低温にならないように設定できる場合を除き、認められない。
4. 特殊理学療法の施術者は厩舎地区に入る前に、獣医師代表団あるいは獣医師代表からの許可証を得なければならない。

第 1028 条 発情抑制剤 (ALTRENOGEST) を用いた治療の申請

現時点において、過剰な発情行動を呈する牝馬に対しては、FEI は altrenogest (Regumate) の使用を許可している。以下に示す場合に適用する。

1. Regumate 治療は、過剰な発情行動を呈する牝馬に対してのみ許可される。
2. 投薬量および投与期間は、製造元の指示に従うこと。

3. ETUE2 は治療する獣医師が記入し、手続きの完了および署名のために獣医師代表団あるいは獣医師代表に、競技会開始前に提出されなければならない。
4. ETUE2 の提出を怠った場合には、獣医部門から CHF500（スイスフラン）の罰金が科される。altrenogest の使用許可に関する規定は FEI によって定期的に再検討される。

第 1029 条 FEI 禁止物質リストに記載されていない薬物の使用許可（補液剤、酸素、抗生物質）

FEI 禁止物質リストに記載されていない薬物（以下に記す競技期間中の薬物使用についてを参照のこと）の注射や、鼻腔からの胃カテーテル投与、あるいは噴霧器を使用する投与は、申請書式 3（VR 付則 V）をもって、事前に獣医師代表団あるいは獣医師代表に書面での許可を得る必要がある。噴霧器は生理食塩水の投与にのみ使用が認められる。その他マスクを利用したすべての吸入療法は禁止されている。補液剤あるいは電解質の投与許可が申請された場合、獣医師代表団あるいは獣医師代表は、許可を与える前に、気候や様々な要素を加味したうえで、当該馬の競技参加適性について熟慮しなければならない。酸素の場合、挿管チューブを一方の鼻腔に入れての吸入は認められる。申請書式 3 には競技審判団長の副署は必要ないが、獣医師代表団あるいは獣医師代表による許可は必要である。

付則 I

馬のウェルフェア専門委員会

(全文削除)

付則 II

FEI 馬の禁止物質リスト

競技における禁止物質および禁止方法

獣医規程 2010 の特別付則

FEI 馬の禁止物質リストへの新たなアプローチ

現時点での対応として、禁止物質のカテゴリおよびカクテル（日馬連注：複数の物質を混合したもの）についての概要を記述し、いくつかを例示したものであるが、規程によって禁止されている特定の物質をすべて網羅しているものではない。これまでの経験から、このカテゴリ区分が獣医師ではない者にとっては明確ではないため、選手およびそのアドバイザーはどれが禁止物質でどれが禁止物質ではないのか区別がつかずにいる。

FEI クリーンスポーツ委員会（IOC および世界ドーピング防止機構（WADA）の Ljungqvist 教授が委員長を務める）は、リストに詳細なアプローチを載せるよう要請した。そのため 2009 年の総会において、それら物質を項目ごとに分類し、禁止物質、通常の治療に用いる薬物、規制薬物と、異なる呼び方をすることが採択された。このアプローチは、馬のウェルフェアのための FEI 馬スポーツ憲章および WADA の理念に準じている。

最も重要な理念のひとつとして WADA は目的完遂のため、提案の透明性および規程の遂行を求めており、透明性こそがまさに FEI の目的であり、これらアプローチはまさに同一線上にある。FEI はまた、従来の独自の方法の多くを WADA と同様の方法へと変える予定である。たとえば、獣医療関連申請書式を馬の治療目的使用に係る除外措置（ETUE）書式に変更したことなどである。

FEI 禁止物質リスト “このリスト” は以下のリンク先で閲覧できる。

www.feicleansport.org

このリストおよび馬ドーピング防止および規制薬物規程（EADCM）において、物質は 2 つのカテゴリに分けられる；

— **禁止物質** — これらは、馬の治療においては通常は正当な使用ではなく、虐待にあたる可能性の高い物質だと FEI が判断してきたものである。たとえば、人間の抗うつ剤、向精神薬、興奮剤などである。

— **治療用規制物質** — 広範な治療用薬物のリストである。競技において禁止されるもので、治療用のものと認められている物質あるいは通常使用される物質で構成される薬物であるが、競技力を向上させる可能性のあるものである。いくつか例を挙げると、抗炎症薬、局所麻酔、気管支拡張剤、鎮咳剤、その他日常的または非日常的に使用される薬物である。このリストに記載されている物質は、投与時期および投与量によっては競技力を向上させることがある。

ドーピング防止および規制薬物規程は、禁止物質リストに対するあらゆる違反に適用されるものである。

馬ドーピング防止および規制薬物規程（EADCM）は、以下のリンクを参照のこと。

www.feicleansport.org

日常的に使用される規制薬物に対して、競技会検査における技術的な失宜による陽性結果を引き起こさないための FEI 対策と、“検出可能期間リスト”

複数の方法が実施されている。

FEI は薬物リストを作成しており、それは通常“FEI 検出可能期間リスト”として知られている。以下に示す一定の検出レベル以下に下がるまでの期間を示すものである。これを実施するための費用は大きいですが、FEI は将来的には全額を拠出する予定である。

実質的に FEI は、これらの情報の利便性を拡大するための対策を進めている。検出可能期間を示した薬物リストは以下のリンク先から入手できる。

www.fei.org

検出可能期間が公表された薬物についてのさらなる情報を入手することは、競技参加準備中の馬の治療に係る重要な決定に際して、その責任者の助けにもなる。

ドーピング防止および薬物規制に対する FEI のアプローチに関する情報は、すでに公開している。しかしながら、求められている新たなアプローチを補完するため、FEI はこれらの情報の利便性を拡大するための対策を進めている。これら情報は、選手および必要な FEI 役員の教育的かつトレーニングの目的に適っている。

www.fei.org を参照のこと。

“類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有する物質”も禁止物質とみなし、新しいリストにその名称が示された理由

リストを包括的なものにするためにあらゆる努力をしているが、個々にリストに掲載されている物質の中には、少数の原子のみが違うという構造をもっているもの、あるいは掲載されているそれら物質と同じ効果をもつものもある。リストをその目的に適ったものにするため、それらの物質がリストに掲載されている物質の一部であり、禁止物質であることを正しく認識しなければならない。

リストに分類明記されていない物質についての調査

FEI は新しい物質あるいは異常な流行の出現を常に警戒しなければならない。FEI リスト諮問グループが、ある物質をリストに加えるのが適当だと判断した場合には、FEI 規程下で当該物質を禁止物質として扱う前の 90 日間に、それを周知する。新しい物質を追加したリストが発効した後に、当該物質が検出されれば科罰の対象となる。

競技期間中に使用が許可される物質

使用が許可されている薬物は、FEI 競技期間中に使用することができる。それらは FEI ルール下での使用は許可されるが、競技中には使用できない(たとえば、エンデュランス競技会の獣医チェック中)。特に、使用許可のある薬物の注射器による投与は、FEI ルール下では FEI 申請書式 3 なしでは認められない。申請書式は、治療を担当する獣医師がもれなく記入し、競技会場に臨場している FEI 獣医師代表の副署がなければならない。FEI ルール下での薬物の投与は、FEI 獣医師代表あるいは指名された者による監督・管理が必要である。治療を担当する獣医師は獣医師代表と協議すること。

使用許可のある薬物の、一般のおよび特例は以下の通り。

- 1) 抗生物質。注：プロカインペニシリン G を除く。
- 2) 抗原生動物剤 (Marquis、Navigator を含む特定の商品名)
- 3) 抗胃潰瘍薬。Omeprazole、Ranitidine、cimetidine、sucralfate を含む特定の総称。
- 4) 防虫剤
- 5) 駆虫剤。注：レバミゾール、テトラミゾールを除く。
- 6) 静脈への補液剤、最低でも 10 リットル。注：競技種目別規程を参照のこと。
- 7) ビタミン B、アミノ酸、電解質。これらは常に経口投与は認められており、多くの場合このルートによる投与が望ましい。しかし、状況によっては、獣医師は静脈注射あるいは筋肉内注射を希望する。注：上記の定められた方法を参照のこと。
- 8) 発情抑制剤 (Altrenogest/Regumate) は、FEI 申請書式 2 が適切に提出されている場合限り、牝馬に使用できる。

- 9) コルチコステロイド、局所麻酔、刺激剤（カプサイシンのような物質）または禁止物質リストに掲載されているその他の物質を含まない、局所的な傷に塗布する軟膏すべて。
- 10) 治療と併用する予防薬あるいは回復のための薬。これら経口剤商品の多く（コンドロチン、グルコサミン等）は常に経口投与が認められており、多くの場合経口投与が望ましい。しかし、状況によっては、獣医師は静脈注射あるいは筋肉内注射との併用を希望する。この件についての特例が、レジェンド（Legend）あるいはハイオネート（Hyoneate）の動脈注射、アデクワン（Adequan）の筋肉内注射、あるいはペントサン多硫酸ナトリウムの筋肉内注射である。

注：FEI ルール下ではあらゆる薬物の関節内への投与は認められない。

許容基準値が設定されている物質

以下に基準あるいは比率が示されている特定の物質が、体組織、体液、排泄物に存在する場合でも、測定されたそれらの物質濃度がその許容基準値を超えていない場合には、当該馬は競技に参加できる。許容基準値は以下の物質にのみ適用される

- ・馬の内因性物質
- ・馬の飼料として、伝統的に給与され、収穫されてきた植物から検出される物質、あるいは
- ・通常の栽培、加工過程、保管、あるいは輸送中の汚染物として馬の飼料から検出される物質

許容基準値がすでに決められている特定物質のリストを以下に示す。これらの物質においては、検出された物質濃度が許容基準値以下の場合には、EADCM 規程違反にはならない。

二酸化炭素 (CO ₂)	血漿 1 リットル中に 36 ミリモル
ボルデノン	牡馬の尿 1 ミリリットル中に遊離体と抱合体としてのボルデノンが 0.015 マイクログラム (セン馬以外)
ジメチルスルホキシド	尿 1 ミリリットル中に 15 マイクログラム、または血漿 1 ミリリットル中に 1 マイクログラム
エストレインディオール	牡馬の尿 1 ミリリットル中に遊離体と抱合体としての 5 α -estrane-3 β 、17 α -diol が 0.045 マイクログラム (セン馬以外)
ヒドロコルチゾン	尿 1 ミリリットル中に 1 マイクログラム
サリチル酸	尿 1 ミリリットル中に 625 マイクログラム または血漿 1 ミリリットル中に 5.4 マイクログラム
テストステロン	セン馬では尿 1 ミリリットル中に遊離あるいは抱合体としてのテストステロン 0.02 マイクログラム あるいは 若い牝馬あるいは成熟牝馬 (妊娠馬を除く) の尿 1 ミリリットル中に遊離体あるいは抱合体としてのテストステロン 0.055 マイクログラム

FEI スクリーニング検出限界 (FSLs)

FEI スクリーニング検出限界 (FSLs) は、スポーツの公正性を保証するために、馬の尿あるいは血液検体中の特定物質の選別方法の感度を管理するためのリスクマネジメントを基準として制定している。制定されている ISL については、FEI 検査所で例外なく適用されている。ISL を越えて検出された物質については、FEI 検査所は陽性報告をする必要はない。

検出可能期間がわかっている物質

検出可能期間が示された、あるいは検討中の物質は FEI ウェブサイトに公開されている。検出可能期間も次のサイトに掲載されている。<http://www.fei.org/veterinary/list-of-detection-times>

このリストは、以前は FEI “Medicine Box” と呼ばれていたが、現在は “The FEI List of Detection times (FEI 検出可能期間リスト)” と称される (www.fei.org 参照)。このリストには、競技が近い時期に治療が必要になった場合に、FEI が使用を推奨する物質が示されている。明確な検出可能期間が確立されていない物質に比べて、そのリストの薬物は、ほぼ確実な予見をもって使用することができる。検出可能期間 (DT) とは、薬物が馬の体内組織に残存しており、それが検査所によって検出される可能性のある期間を示していることを十分に認識していなければならない。DT は、馬格、投与経路、薬物の構造、投与量、個体差 (代謝や病気など)、薬物検出に用いられるスクリーニング方法の限界を含む多くの要因の影響を受けるものである (公的な組織が適用している許容量を除く)。投薬中止時期 (WT) は、当該馬の治療に携わる獣医師が、獣医師としての専門的な判断と裁量に基づき、馬の個体差を考慮したうえで余裕を持って決定するものである。

警告

この情報は治療に携わる獣医師 (日馬連注: 救護獣医師を含む) および馬の管理責任者に、時として治療目的で馬に投与される可能性のある特定の禁止物質における最新の科学的調査結果を可能な限り提供するためのものである。特定物質に関する SL あるいは検出可能期間の公示の有無は、分析結果の不都合な所見あるいは、EADCM 規程第 2 条に則ったドーピング防止あるいは薬物規制違反の判定の有効性に影響を与えるものではない。生物体としての馬は、必ずしも情報公示に用いられた科学的指標に一致して反応するとは限らない。

付則 III

検体採取指針

器具

検体採取に用いる器材は、特に検体の密封性やラベル表示に関する不正防止が励行されていることを含め、厳重な審査や法的検証にも十分に耐え得るものでなければならない。

各国の馬術連盟が使用する検体採取キットは、あらかじめ *FEI* の承認を得なければならない。

薬物規制プログラムにおける検体採取

この採取キットの正しい使用方法および関連文書の処理についての詳細は、*FEI* ウェブサイトに掲載したグループ 1&2 における MCP 検査の検体採取マニュアルで閲覧できる

FEI ウェブサイト

<http://www.fei.org/veterinary>

<http://www.feicleansport.org>

購入を希望する各国の馬術連盟はいずれも、これらの MCP 検体採取キットを入手できる。

各キットには、1 頭の馬から尿および血液検体を採取するために必要な器材が含まれている。本キットに含まれていないものについては、別途検査所に要求しなければならない。それにはビニール製尿検体容器（封をしたビニールバッグに入っている）、尿検体採取ホルダー、真空採血針用ホルダー、*FEI* 薬物規制書式、発送用器材（キャリーバッグ、セキュリティクリップ、冷凍用パック、保温バッグ）が含まれる。

採取キットの注文は、使用予定日の最小限 2 ヶ月前に届くようにすること。

その他、検体採取キットに関する情報は、*FEI* 獣医部門から入手可能である。

付則 IV

自主的任意検査

重要条件および要項

1. 自主的任意検査は、FEIに登録されている治療に携わる獣医師あるいはチーム獣医師が、FEIに登録されている競技馬の尿中に禁止物質が存在するか否かについて、最大限4種類の物質の検査をFEI中央検査所およびこの検査業務を提供している他の公認検査所に依頼するための制度である。
2. FEIあるいはその代理組織（FEI中央およびその他の公認検査所を含むがそれに限定するものではない）は、この検査業務やその結果に対する責任を負うことはない。また、馬の管理責任者、治療に携わる獣医師、チーム獣医師は、FEIおよびその代理組織に対して自主的任意検査業務に関する苦情を一切申し立てることはできない。
3. 自主的任意検査の結果は、治療に携わる獣医師およびチーム獣医師の参考および知識のみを目的としている。
4. 自主的任意検査は、追録1に記載された物質についてのみ行うことができる。馬1頭につき最大限4種類の物質に関する検査を実施することができ、その費用はFEIウェブサイト上あるいは検査所からの請求に記載される。
5. 自主的任意検査を受けるには、必要事項を記入した申請書（申請書式4、FEIウェブサイトから入手可能）と検体を検査所に送付すること。必要事項がもれなく記入されており、氏名および連絡先が明確に示された当該馬の治療に携わる獣医師またはチーム獣医師が署名した申請書式4が提出された場合にのみ、分析が実施される。
6. 尿検体を送付する前に、検査所に電話あるいはファックスで通知すること。費用の支払いは銀行振込で行わなければならない（日馬連注：英文には下記参照とあるが、参照すべき情報は欠落）。支払いを済ませるまで検体の分析は実施されない。馬の管理責任者は検体を送付する前に、検査所が費用を受け取ったことを確認することを推奨する。支払いが完了したら、検体を採取された馬の名前およびパスポートナンバーを照会しなければならない。この情報が確認できない場合には、採取された検体を分析することができない。
7. 血液検体は輸送中に劣化変質しやすいため、受諾するのは尿検体のみであり、冷蔵あるいは冷凍してかたく封をした容器に入れて送付しなければならない。この検体には法的価値はないため、尿の採取および送付にFEI公式検体採取キットを用いる必要はない。しかし、便宜上、当該馬の治療に携わる獣医師やチーム獣医師はFEIが使用しているキットおよび梱包（FEI中央検査所から入手可能）あるいは各国馬術連盟が使用しているキットを利用することが最も簡便である。使用する容器に疑問がある場合には、検体を採取する前に当該馬の治療に携わる獣医師やチーム獣医師が検査所に連絡することを強く推奨する。
8. 検査所が良好な状態にある検体を受け取り、さらに係る費用を受け取ったとき、申請書に記入された連絡先宛に、当該馬の治療に携わる獣医師やチーム獣医師に対して確認のファックスあるいは電子メールが送られる。検査所にはあらゆる検体について自主的任意検査業務を拒否する権利があり、そのような場合には拒否通知を発送し、費用を返却し、当該検体を廃棄する。
9. すべてが滞りなく進めば、検査結果は休業日を除く3日以内に、申請書式4に記載された連絡先宛に、当該馬の治療に携わる獣医師やチーム獣医師にファックスあるいは電子メールで送られる。
10. 陰性結果は検体の輸送中の不適切な取り扱いが要因となることがある。また、自主的任意検査の結果が、同一馬のその後の再検査と同じ結果となるとは限らない。
11. さらなる情報が必要な場合には、FEI獣医部門に連絡のこと。

追録 1－自主的任意検査

FEI 中央および公認検査所は、以下に示す物質（あるいはこれらの代謝物）についてのみを自主的任意検査の対象とする。

アセプロマジン	リドカイン
アルトレノゲスト	メロキシカム
アチパメゾール	メトカルバモール
アトロピン	メピバカイン
ベタメサゾン	メタドン
ブフェキサマク	メチルプレドニゾロン
ブプレノルフィン	ミダゾラム
ブトルファノール	ナルブフィン
カフェイン	ナロキソン
カルバサラート	ナプロキセン
クラノブチン	ネオスチグミン
クレンブテロール	オキシフェンブタゾン
コデイン	ペンタゾシン
クロモリン	ペントバルビタール
シプロヘプタジン	フェノバルビタール
デンプレキシシ	フェニルブタゾン
デトミジン	フェニトイン
デキサメタゾン	プレドニゾロン
ジアゼパム	プロカイン
ジクロフェナク	プロマジン
ジゴキシシ	プロポフォール
ジフェンヒドラミン	ロミフィジン
ジピロン（メタミゾール）	サルブタモール（アルブテロール）
ドブタミン	サリチル酸塩（サリチル酸）
フェルビナク	スコポラミン- <i>n</i> -ブチル-ブロマイド
フルメタゾン	スコポラミン- <i>n</i> -ブチル-ブロミド
フルニキシシ	／メタミゾール（複合ブスコパン）
フロセミド	テオブロミン
グアイフェネシシ	テオフィリン
ヒドロコルチゾン	チオペンタール（ナトリウム塩）
イソフルラン	トリアムシノロンアセトニド
イソクスプリシ	吉草酸塩（カノコソウ）
ケタミン	ベダプロフェン
ケトプロフェン	キシラジン

付則 V

FEI 競技会における獣医療許可に関するガイド

FEI 規程の下での馬の治療は、厳重に規制され、適切に記入して署名した ETUE がある場合に限り認められる。FEI 獣医委員会は、獣医師、馬の管理責任者、役員のために以下の手引き書を作成したが、あらゆる不測の事態への対応を示すのは不可能であることから、最終決断は獣医師代表団あるいは獣医師代表の裁量に任される。その場合、常に馬のウェルフェアを最優先に考えなければならない。FEI による競技者のための馬のドーピング防止および薬物規制規程および、FEI ウェブサイトからダウンロードできる ETUE を参照のこと。

(http://www.fei.org/Athletes_AND_Horses/Medication_Control_AND_Antidoping/Horses/Pages/Information.aspx)

ETUE 1 緊急治療許可（禁止物質の使用を含む）

ETUE 2 FEI 競技会に参加する牝馬に対する発情抑制剤の投与申請

治療申請書式 3 禁止リストに記載されていない薬物使用許可（補液剤と抗生物質）

自主的任意検査申請書式 4 自主的任意検査申請用紙

該当する ETUE への記入と署名を終えたら、獣医師代表団あるいは獣医師代表は治療する者（当該馬の治療に携わる獣医師、チーム獣医師および許可を得ている理学療法士等）に、この ETUE のコピーを渡さなければならない。それは、必要時にはスチュワードおよびその他役員に呈示できるようにするためである。これらの獣医療関連申請は、当該競技会でのみ有効である。

ETUE 1. 禁止物質の使用をとまなう治療を含む緊急治療許可

1. 許可を受けられる薬物のタイプ

競技会期間中の禁止物質の使用は、特定の状況においてのみ許可される（GR 第 143 条、VR1006 条 7 & 8、第 1009 条 9）。例えば、裂傷の縫合のための局所麻酔の使用がこれにあたる。しかし、関節内注射、非ステロイド系抗炎症薬（NSAID）の使用、あるいは反復治療が必要な病状では許可されない。臨床的見地から、そのような薬物が要求された場合、まず、当該馬はその競技への参加を取りやめなければならない。その後、必要な治療が開始される。

2. 獣医役員との協議

FEI 規程の下での競技参加馬の治療許可要求があった場合には、常に獣医師代表団あるいは獣医師代表の意見を求めなければならない。生命にかかわる状況であるか、または要求されている薬物が当該馬の競技能力に不当な影響を与えないかという問題に関しては、状況に応じて決定を下す。獣医師代表団あるいは獣医師代表は、状況、要求されている治療内容、当該馬の競技続行適性を考慮し、臨床的に判断することが求められる。必要であれば、第三者の意見も求められる。適切な判断の後、獣医師代表団あるいは獣医師代表は申請書式に必要事項を記入および署名し、さらに競技審判団長が副署する。特別な状況下（下記参照）でない限り、獣医療関連申請書式は必ず、馬を治療する前に署名されなければならない。

3. 競技の参加取りやめ後の許可

FEI 競技会で禁止物質を使用する場合には、たとえ公式に参加を取りやめた後であっても、申請書式 1 の記入提出は不可欠である。馬が競技会場内に滞在している間は FEI 規程が適用される。しかし、当該馬が競技参加を取りやめた場合、獣医師代表団メンバーあるいは獣医師代表は必ず申請書式に署名しなければならないが、競技審判団長の署名を得る必要はない。すべての記入を完了した申請書式のコピーを、治療担当あるいはチーム獣医師を記録するために獣医師代表団あるいは獣医師代表に提出しなければならない。

4. 競技開始以前の薬物使用に関する許可

申請書式 1 は、競技参加時には当該馬の競技能力には影響がないと判断される薬物の競技会開始前の使用に関しても、遡及的に使用される。基本的には、馬が FEI 規程下に置かれたら、物質自体やその代謝物が検出されるような禁止物質を用いての治療は、競技前に行うべきではない。しかし、状況によっては（たとえば輸送中または軽い突発性疝痛の場合等）、獣医学的見地から、薬物治療が適当とみなされることもある。このような場合は、当該馬の治療に携わった獣医師あるいはチーム獣医師が投与した薬物、投与量、投与時刻、投与方法、治療の理由を記した報告書に署名して提出しなければならない。獣医師代表団あるいは獣医師代表は、治療から競技までの経過時間を考慮し、当該馬が不当な利益を得ないかどうかを検討し、それに応じて競技審判団に助言しなければならない。物質によっては投薬中止時期に関する情報を、FEI 獣医師部門から入手できる。可能であれば FEI 検出可能期間リストに記載された物質を使用すること。

ETUE 2. FEI 競技会に参加する牝馬に対する発情抑制剤（Regumate）の投与申請

発情抑制剤の使用は、FEI では現在のところ過剰な発情行動を呈する牝馬に対してのみ認めている。下記の状況に適用される。

1. 発情抑制剤を用いる治療は過剰な発情行動を呈する牝馬に対してのみ認められる。
2. 投与量と投与期間は製造元の指示に従うこと。
3. ETUE 2 が獣医師によって記入され、それが競技会開始前に獣医師代表団あるいは獣医師代表に提出されること。

発情抑制剤の使用許可規定に関しては、定期的に FEI が再検討する。

治療申請書式 3. 禁止リストに記載されていない物質の使用申請（補液剤、抗生物質）

これらの物質の注射、経鼻カテーテル、噴霧器（生理食塩水に限る）による投与申請には、申請書式 3 への記入が必要である。獣医師代表団あるいは獣医師代表は許可を与える前に、要求される物質が電解質あるいは電解液の場合には気象条件を、またすべての場合において当該馬の競技参加適性について検討しなければならない。この申請書式には競技審判団長の副署は必要ない。

以下のことに注意が必要である。

これらの物質の投与が常に許可されるわけではない。事前の獣医師代表団あるいは獣医師代表による許可が必要である。

臨床的な理由のない少量の補液（1～5 リットル）の要求は、受け入れない。

補液あるいは疲労回復用薬物のサンプルが、禁止物質検査のために供出される。

胃潰瘍の馬に対するラニチジン、シメチジンあるいはオメプラゾールの経口投与は、最新の FEI 規程では認められている。ETUE への記入は不要である。

補液剤の投与許可は、基本的には状況に応じて判断すること。

自主的任意検査申請書式 4.

VR 付則 IV の追録 1 に記載されている物質については、これら物質を用いて治療した後の馬を、参加を予定している競技会前に検査することができる。それには申請書式 4 を用い、それによって公認検査所は投与された物質を把握する。自主的任意検査で検出される可能性のある物質についての詳細および、このサービスを実施している公認検査所は FEI ウェブサイトに掲載されている。

ETUE 1 緊急治療許可申請

この書式のコピーを馬の管理責任者および競技審判団に渡すこと。また、獣医師代表団あるいは獣医師代表もコピーを保持していなければならない。14日以内にFEI本部にコピーを送付のこと。

適用種目：障害飛越、馬場馬術、総合馬術、馬車、軽乗、エンデュランス、レイニング、パラエクエストリアン

大文字で記入すること

当該馬の治療に携わる獣医師記入欄

競技会名：..... 日付：.....

馬名：..... パスポートNo.：.....

馬の管理責任者：..... 国籍：.....

馬番号（競技番号）：..... 厩舎No.：.....

投薬を必要としている症状：.....

.....

薬物名（使用量）：.....

有効成分（ラベル参照）：.....

投薬方法： 塗布薬 経口 皮下注射
筋肉注射 静脈注射 直腸経由

投薬日時：.....

当該馬の治療に携わる獣医師氏名：..... 署名：.....

獣医師代表団あるいは獣医師代表記入欄

上記の馬を検査し、投薬を許可し、以下のように判断しました。

当該馬の当該競技への参加または参加の継続は

適 不適

許可した日時：.....

許可した獣医師代表団メンバー

あるいは獣医師代表氏名：..... 署名：.....

当該馬は： 参加 参加取りやめ 競技終了

競技審判団長記入欄

GR 第 143 条および獣医師代表団あるいは獣医師代表の勧告に基づいて、

上記の緊急治療を受けた馬は：

参加あるいは競技の続行を認める 取りやめるべきである

署名日時：.....

競技審判団長氏名：..... 署名：.....

当該競技会エントリー数..... 競技会における当該馬の最終順位.....

ETUE 2 FEI 競技に参加する牝馬に対する発情抑制剤 (REGUMATE) の投与申請

注：牝馬への発情抑制剤の投与は、FEI EADCM 規程では違反である。

この書式のコピーを馬の管理責任者および競技審判団に渡すこと。また、獣医師代表団あるいは獣医師代表もコピーを保持していなければならない。14 日以内に FEI 本部にコピーを送付のこと。

適用種目：障害飛越、馬場馬術、総合馬術、馬車、軽乗、エンデュランス、レイニング、パラエクエストリアン

大文字で記入すること

競技会名：..... 日付：.....

私は下記の馬に対する発情抑制剤の使用を申請します。

牝馬名：..... パスポートNo.：.....

馬の管理責任者：..... 国籍：.....

馬番号 (競技番号)：..... 厩舎No.：.....

発情抑制剤を投与する理由

.....
.....
.....

当該馬の管理責任者／チーム代表者／当該馬の治療に携わる獣医師

私は発情抑制剤が下記の 3 つの条件に従って投与されたことを証明します。

氏名 (活字体)：..... 署名：.....

日付：.....

獣医師代表あるいは獣医師代表団

氏名 (活字体)：..... 署名：.....

日付：.....

当該競技会エントリー数..... 競技会における当該馬の最終順位.....

2004 年 4 月に開催された総会において、FEI 競技に参加する正常な発情周期の牝馬のホルモンを抑制するために発情抑制剤 (Regumate) を使用することを認可した¹。以下の条件に適用する：

1. 発情抑制剤は牝馬に限って許可される；
2. 製造元が推奨する発情抑制剤の量とホルモン抑制のための治療期間を守ること；
3. ETUE 2 は獣医師代表団あるいは獣医師代表が記入し、署名しなければならない。

注：発情抑制剤の使用前に、製造元の禁忌注意書きや使用注意書き等をよく読み、理解しておくこと。

当該馬に対しては、発情抑制剤が体内に存在するか否かの検査が実施される。

¹この規定は、FEI によって定期的に検討される。

治療申請書式 3 FEI 規程の禁止・規制物質指定外の薬物使用許可申請

この書式のコピーを馬の管理責任者に渡すこと。また、獣医師代表団あるいは獣医師代表もコピーを保持していなければならない。14 日以内に FEI 本部にコピーを送付のこと。

申請用紙 1 枚あたり物質 1 種類

適用種目：障害飛越、馬場馬術、総合馬術、馬車、軽乗、エンデュランス、レイニング、パラエクエストリアン

大文字で記入すること

禁止・規制物質リストに掲載されていない治療に適用

競技会名：..... 日付：.....

私は下記薬物の使用を申請します。

馬名：..... パスポートNo.：.....

馬の管理責任者：..... 国籍：.....

馬番号（競技番号）：..... 厩舎No.：.....

競技参加状況（該当欄にチェックを入れる）：

競技参加前 競技参加 参加取りやめ 競技終了

治療を要する症状（該当欄にチェックを入れる）：

脱水症状：輸送後 <input type="checkbox"/> クロスカントリー・マラソン走行後 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） <input type="checkbox"/>
.....
.....
.....

皮膚炎 <input type="checkbox"/> 裂傷 <input type="checkbox"/> 疝痛 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 目：傷害・病気 <input type="checkbox"/>
呼吸器疾患 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入）：.....

投与方法（該当するものを選択）：

静脈注射 筋肉注射 皮下注射 鼻腔經由胃カテーテル
経口 吸引（生理食塩水のみ） 点眼 その他

投与薬物の商品名：.....

有効成分：..... 濃度：.....

使用量（mg/kg）：..... 全体使用量：.....

使用頻度（24 時間中）：..... 投与日時：.....

当該馬の治療に携わる獣医師..... 日付：.....

氏名（活字体）：..... 署名：.....

許可した獣医代表あるいは獣医師代表団..... 日付：.....

氏名（活字体）：..... 署名：.....

当該競技会エントリー数..... 競技会における当該馬の最終順位.....

自主的任意検査申請書式 4

自主的任意検査申請用紙 大文字で記入すること

この申請書にもれなく記入し、採取した検体とともに FEI 中央検査所あるいは公認検査所に送付すること。
申請書に記入する前に、添付の重要条件および要項を熟読のこと。

馬名 : 性別 :

FEI パスポート No. :

馬の管理責任者 : 国籍 :

希望する検査所名および所在地 :

競技会情報 :

次に参加を予定している競技会場 : 日程 :

薬物情報 :

検査を希望する禁止物質 (1 頭の馬につき 4 種類まで) :

確認事項、あるいは結果報告の連絡先 (当該馬の治療に携わった獣医師あるいはチーム獣医師) :

氏名 : e-mail :

電話 : FAX :

検体情報 (注 : 尿検体に限る) :

尿採取日 : おおよその採取時刻 :

発送日 : 到着予定日 :

輸送についての詳細 (輸送業者)、AWB 番号等 :

結果報告書の宛先住所および氏名 (活字体で明確に記入すること) :

氏名 : e-mail :

住所 :

電話 : FAX :

当該馬の治療に携わった獣医師あるいはチーム獣医師による申請 : 私は FEI およびその代理検査所の自主的任意検査のサービス内容に同意し、本申請書とともに提出した検体の検査を申請します。また、自主的任意検査の結果は公式なものではないこと、および本検査が陰性であっても、本検査の対象となった薬物を含め、公式な検体の検査結果が陽性となった場合、私の責任は免れないことを認めます。

氏名 : 署名 :

日付 :

FEI およびその代理検査所は、検査サービスや検査結果における責任は一切なく、依頼者は本件に関するあらゆる請求を FEI に求めることはできない。

付則 VI

馬インフルエンザ予防接種

2005年1月1日以降、FEI 競技に参加するすべての馬は、開催の6ヵ月+21日以内に馬インフルエンザワクチン接種を受けていなければならない。

1. FEI 競技に参加を予定しているすべての馬は最低でも、21日から92日間隔で2回の基礎接種を受けていること。それ以降、3回目の接種（初回補強接種）を基礎接種の2回目接種から7ヵ月以内に受けなければならない、その後は継続的に少なくとも年に1回の補強接種を受けなければならない（最終接種日から1年以内）。この条文における変更は、6ヵ月+21日から7ヵ月になったことである。
2. FEI 競技に参加を予定している馬は、FEI 競技会場到着日から遡って6ヵ月+21日以内に最終補強接種を受けていること。（21日間という猶予期間は、競技会スケジュールに応じて接種要件を満たすことができるよう調整するために設けている）
3. FEI 競技会場到着日から遡って7日以内の接種は認められない。
4. 2005年1月1日以前のFEI馬インフルエンザワクチン接種要件に則った適正なワクチン接種を受けているすべての馬は、基礎接種および毎年の補強接種を求めていた旧要件、およびFEI 競技会場到着から遡って6ヵ月+21日以内に補強接種を受けていなければならないという新要件を満たしていれば、基礎接種からやり直す必要はない。

ワクチン接種および証明

- ・ 投与方法を問わず、すべての馬インフルエンザワクチンはFEIに容認される。
- ・ ワクチン接種は獣医師が行うこと。
- ・ ワクチン接種は製造業者の指示に則って行うこと（筋肉注射あるいは経鼻）
- ・ ワクチンの詳細、シリアルあるいは製造番号、投与日および投与方法をFEIパスポートに記録すること。
- ・ ワクチン接種の詳細を新しいFEIパスポートあるいは認証カードまたは再発行されたものに記載するにあたり、当該馬のワクチン接種履歴が非常に長い場合には、パスポートあるいは認証カードへの記載を担当する獣医師は、FEI 規程に則ったワクチン接種がなされていたことを証明する特別な書式を用いることができる（書式については獣医規程付則 XIII.I.11 参照）。

制裁措置

2006年1月1日以降、競技会場到着前6ヵ月以内の補強接種義務を怠った場合には、上訴委員会あるいは競技審判団による罰金システムが導入されている。

- 3週間の猶予期間から1週間未満が経過：CHF200（スイスフラン）
- 3週間の猶予期間から2週間未満が経過：CHF300（スイスフラン）
- 3週間の猶予期間から4週間未満が経過：CHF400（スイスフラン）
- 3週間の猶予期間から4週間以上が経過：CHF500（スイスフラン）および競技会への参加は認めない
- ・ パスポートに最新のワクチン接種を証明する記載がない場合およびいずれの時期においても12ヵ月以上の間隔があいている場合には、最高でCHF500（スイスフラン）を科すことができる。当該馬は競技には参加できない。可及的速やかに隔離厩舎に收容し、競技会場から退厩させること。
- ・ 当該馬に関する最新のパスポートに、当該馬のワクチン接種履歴を調べ、それが正しく行なわれていることを確認したことを示す書式が記載されている場合には（書式についてはVR付則 XIII.I.11 参照）。基礎接種に関する情報が記載されていなくても制裁措置は講じられず、基礎接種のやり直しも不要である。

2005年1月1日以降にワクチン接種を始めた馬については、第1回補強接種が行われていない場合（基礎接種の2回目から7ヵ月）、当該馬は新たに基礎接種および7ヵ月以内の補強接種を受けなければならない。パスポートにはこの件についての警告が記入される。その他要件についてすべてルールに則っている場合に限り、当該馬は競技に参加できる。

- ・ ワクチン接種日に関する違反はすべてパスポートのワクチン接種記録ページに記入される。これは以降の競技会において重複して報告されることを避けるためである。パスポートに記入された内容が他者への情報となることを認識し、必ず大文字で記入すること。可能であれば、違反のあったワクチン接種記録ページのコピーをFEIに提出する獣医報告書に添付すること。

付則 VII

漢方薬あるいは天然健康物質

1. 騎乗者、トレーナー、グルーム、および獣医師は、漢方薬、同毒療法（ホメオパシー）、強壯剤、経口ペーストなどのあらゆる種類の製品に対し、詳細が表示されていない成分とその含有量に注意しなければならない。これらの製品の多くは、複数の禁止物質を含有している。
2. 馬やポニーの健康上の理由あるいは能力向上のために、漢方薬あるいはいわゆる天然健康物質を投与しているケースでは、原料植物そのものの成分は FEI 規程違反にはならないという、誤った情報を与えられていることがある。
3. 平静な状態、あるいは興奮した状態の馬やポニーに対して、能力に影響を与える漢方薬または天然健康物質を使用することは、FEI 規程で明確に禁止されている。競技会で鎮静効果のある製品を使用することは、安全確保上、重大な結果を引き起こすことがある。
4. FEI は、それが FEI の諸規程に違反する可能性があることを証明するための、漢方薬あるいは天然健康物質の安全確認検査は実施しないので、その製品が FEI 規程違反ではなく、検査でも（禁止物質が）検出されないという主張は、それを主張する製造元あるいは個人がその責任を負う。
5. 製造元あるいは流通業者の主張に反して、漢方薬や天然健康物質が陽性結果を招くこともある。多くの禁止物質（たとえばサリチル酸、ジギタリス、レセルピン）は原料植物に含有されており、それが重大な規程違反と判断されることがある。
6. 検査所における分析技術は、より精度が高くなっている。過去の検査では（禁止物質が）検出されなかった製品であっても、競技における安全性への保証はないということである。

付則 VIII

飼料汚染

選手と馬のオーナーは特に要注意

厩舎管理および飼料給与は、競技期間中の馬の薬物規制に重要な影響を与える。投与された物質が陽性結果として検出されることもあるが、厩舎あるいは飼料汚染に起因する陽性結果が報告されることもある。例を挙げると：

1. 飼料汚染：禁止物質は加工飼料を通して摂取される可能性がある。法的な追跡調査中に、数社の飼料製造元を調査したところ、汚染されていたのが特定の製造ロットだった例もある。しかし、飼料汚染を理由に、その検査結果における選手の責任が減じられることはない。さらに、分析結果が陽性であることを理由に当該馬が失格となった場合、その後その原因が飼料汚染であったことが明白になったとしても、そのことによる救済措置はほとんど行われぬ。それゆえ、給与飼料が、禁止物質の含有に関して規定に従っているかどうか、製造元あるいは供給業者に確認することを、強く推奨する。安全確認をしていない飼料を摂取している馬の馬房に隣接した馬房に競技馬を収容することにより、薬物規制違反を犯す危険性がある。さらに、給与した飼料の製造ロットごとに、清潔なビニール袋あるいはガラスビンに少量のサンプルを保管しておくことを推奨する。飼料サンプルを保管し、製造日と製造番号を記しておけば、馬が陽性と判定されたとき、過去にさかのぼって確認することができる。
2. イソクスプリン（交感神経興奮様薬）：この薬物は、Duviculine、Vascuprin、Navilox 等の様々な商品名で知られており、しばしばナビキュラー病や蹄葉炎の治療に使われる。しかし、これは FEI 規程の下では禁止物質であり、競技期間中に馬の生物学的なサンプル中に存在してはならない。イソクスプリンはしばしば飼料に混入され、また厩舎の壁、飼料の容器、敷料に含有されやすい。イソクスプリンを長期間使用すると、使用中止後もさらに長期間にわたり、尿から検出される。イソクスプリン治療中の馬がいるときには、他の馬、特に近くに競技馬を繋養しているのであれば、その馬から隔離することを推奨する。治療中の馬には最後に飼い付けをし、その馬専用の飼い桶を使用する。イソクスプリンを馬に与える者が、薬物を他の馬房に（履物、作業着、バケツ、手指等によって）持ち込まないようにすること。このようなことにより、治療を受けていない馬が容易に陽性結果となる可能性がある。
3. メチルキサンチン（カフェイン、テオブロミン、テオフィリンを含む）
カフェインは意図的な投与が陽性結果の原因となることがあるが、しばしば飼料汚染が原因で陽性となる。FEI 理事会は、カフェイン関連事例では、その事例の脅威や影響に比べて、検査費用等が見合わないことから、カフェイン関連事例に対して機械的な処分を科すことが適切な対応とは限らないと判断した。それゆえ理事会は、カフェインをモニタリングリストにリストアップし、カフェインおよびその関連物質であるテオフィリン、テオブロミンの陽性結果については現段階では司法的な追跡調査は行わないこととした。しかしながら、FEI 中央および公認検査所においては、陽性結果が出た場合には引き続き FEI に報告し、推定される濃度が記録される。通常よりも高濃度の結果が出た場合には調査が行われ、その結果が裁定委員会に報告される。

付則 IX

国際競技会における厩舎の保安と管理

獣医規程第 1005 条 2.5 の実施に際しての最小必須事項

1. 厩舎地区への立ち入り制限

厩舎地区の高度な保安のために、許可のない者の立ち入りや馬が外に出るのを防止するための適切な隔離用仕切りで、(厩舎地区として)完全に囲われていなければならない。

特定の競技会においては、FEIにより CCTV システムの設置が指示されることがある。

このエリアへの入場は、必要な許可証の確認が必須である。その敷地は、可能であれば、緊急避難時に馬を厩舎から出して、そのまま敷地内に滞留することができる十分な広さがなくてはならない。しかし、特定の種目においては(競技種目規程参照)、低レベルの厩舎保安が認められている。可能であれば、適切な許可を得ていない者を安全が保証された厩舎地区に立ち入らせないために、一般の人々は入ることのできない、選手とその他の者が面会することのできる制限エリアを設けるべきである。

獣医事ガイダンスノート (Veterinary Guidance Note) 4 and 5/2010 (獣医事講習会への参加、および 2011 年 12 月 31 日までの移行措置を含む認定)を参照のこと。

厩舎地区には、可能な限り厩舎のみを設置すべきである。馬運車、キャラバンなどは置いてはならない。

厩舎への立ち入りは、VR 第 1005 条 2.5.2 に示されている者に限定される。許可証発行担当の役員には、組織委員会内の責任ある立場の者があたることが重要である。FEI 獣医部門は、認可されたチーム獣医師および認可された個人選手のプライベート獣医師のリストを保持する。

国際競技会の NF と OC は獣医役員と緊密に連携し、それら担当者 と 全役員、特にチーフスチュワードは、厩舎内および練習中の馬への接近制限および分離に関する獣医役員からの要請を知っておくこと。

2. 立ち入り規制

常時、厩舎地区に出入りする者の入場許可証を確認するための効率的で確実な体制を、すべての出入りに整えなければならない。夜間は特に、厩舎に立ち入る者とその理由を確認するために、夜間立ち入りリストによる特別な警戒が必要である。特定の競技会においては、FEIにより CCTV システムの設置が指示されることがある。

3. 厩舎地区の管理

競技会期間中は、チーフスチュワードと直接連絡がとれる厩舎スチュワードを最小限 1 名 24 時間体制で厩舎地区に配置するか、あるいは厩舎地区の近くに待機させておかなければならない。必要ならば補助者をおくことができる。スチュワードあるいは補助者は、経路を固定せずに厩舎地区を定期的に巡回し、あらゆる不正行為と馬への虐待防止に努めなければならない。不正行為は直ちに厩舎スチュワードに報告され、そこからチーフスチュワードに報告される。またスチュワードは、治療あるいは吸入を受けていると見受けられる馬がいた場合には、適正な ETUE の呈示を求めなければならない。

スチュワードの職務は、馬のウェルフェアを守り、フェアプレイを崩壊させるあらゆる不正行為を防止することである。

4. グルーム

グルームの厩舎地区への入場は許可されなければならない。馬の管理責任者は、グルームあるいは自己の管理馬への接触を許可された者に、当該競技における保安管理規則を熟知させておかなければならない。また、グルームあるいは自己の管理馬への接触を許可された者に、FEI 禁止物質リストに載っている物質の使用に係わる規程も熟知させておかなければならない。EADCM 規程における何らかの落ち度が見つかった場合には、グルームも制裁を受け、グルームとしての許可は失効し、FEI 競技会には臨場できなくなることがある。

5. 競技会場内での移動

厩舎地区、練習馬場、逍遥草地、競技場間の馬の移動は厳しく規制される。競技種目によっては必要性に応じた柔軟な対応が求められることもある。

6. 練習馬場での進行管理

チーフスチュワードは、すべての練習馬場が公式に開放されている間、完全な管理運営をする責任がある。また公式には閉鎖されている間でも、適宜、監視管理を行う責任がある。

7. 逍遥草地

すべての屋外競技会では、馬のための逍遥草地が準備され、適宜監視管理されていることが望ましい。逍遥草地が準備されている場合であっても、そこでは引き馬での草の採食あるいは引き運動のみが許される。

外国人審判員あるいは TD は、種目に応じた上記の必要管理事項が、適宜実施されていることを確認し、将来的に競技会のカテゴリーの変更を考慮しなくてはならないような問題点があれば、それを指摘する義務がある。

付則 X

FEI 競技会における肢巻き規制

馬の肢やブーツ（馬の肢用プロテクター）、肢巻きあるいはその他の馬装具の検査（規制）が、スチュワードまたは臨床獣医師あるいはその両者によって、競技の前後、または準備運動や調教中に実施されることがある。競技会期間中に実施されるすべての検査は、競技審判団長に事前通告しておくこと。（外国人）獣医師代表にはこれら検査への臨場義務はないが、協議が必要になった場合に速やかに臨場できるように、それら検査の事前公表の有無に係わらず、その実施について可能な限り通告しておかなければならない。主要競技会（選手権大会、オリンピック大会・世界大会・地域大会、ワールドカップ等）の決勝競技において実施される検査については、獣医師代表団メンバーが臨場しなければならない。スチュワードが検査を実施する場合には、通常は2人が臨場し、そのうち1人はチーフスチュワードでなければならない。

検査は、馬の肢のあらゆる異常や知覚過敏処置、ブーツや肢巻き、その他の馬装具の形状や重さについての違反や、有害あるいは禁止されている馬装具や物質の使用を摘発するために行う。特に必要のある場合を除き、通常、この検査のために馬を拘束できるのは、準備運動場に入る前の規制エリアまたは競技場を退場する時点である。

可能であれば馬を清潔な路面（たとえばゴムマット上）に駐立させる。検査を実施する担当者は、通常は使い捨てゴム手袋を着用する。準備運動場に入る前の指定エリアで検査を実施する場合は、ブーツや肢巻きを着用する前に、肢、ブーツ、肢巻きおよびその他の馬装具の検査を行う。競技場から退場する際に検査を実施する場合は、検査のために、スチュワードまたはグルームが、通常通りにブーツ、肢巻きおよびその他肢に装着している馬装具の一部あるいは全部を取り外す。

スチュワードが馬の肢を検査し、何らかの疑いがある場合には、炎症、皮膚の損傷または知覚過敏処置を確認するために、FEI 獣医役員による肢の触診が実施されるべきである。

いかなるインスペクションにおいても、肢の知覚過敏処置に関する FEI 指針に則ったサーモグラフィー検査を実施することができる。ブーツについては、認可を得た器械で重さを測定することができる（障害馬術競技会規程 第 257 条 2.3）。

検査の結果、疑わしい馬装具あるいは知覚過敏処置の可能性が認められた場合は、直ちに競技場審判団に報告しなければならない。さらに詳細に検査して判定のための助言を行う FEI 獣医役員が到着するまで、当該馬および検査対象となったすべての馬装具は厳重な監視の下におかなければならない。（外国人）獣医師代表は、パスポートの馬体特徴図に照らして識別し、個体確認を行い、獣医レポートに当該馬の馬名およびパスポートナンバーを記載すること。

検査が競技前に実施され、不正が発見された場合：

違反がブーツ、肢巻きまたは馬装具の形状あるいは重さに関するものであれば、違反している事項を修正することで、当該馬の競技参加が許可される。

違反が皮膚の損傷、知覚過敏処置あるいは有害な馬装具および物質の使用に関する場合、当該馬の競技参加は許可されず、当該競技会から失権となる。

合法的なスクリーニングが必要になる可能性のある素材（肢巻き、テープ、使用された物質等）はサンプリングキットに保管し、識別のための公式なバーコードラベルを貼付して、指定の検査所に送付することが推奨される。その専用キットは、FEI を通じて中央検査所から入手することができる。採取した素材が揮発性物質である可能性を考慮し、直ちに密閉容器またはサンプリングボトルに保管することが重要である。通常は、疑いのある肢を写真あるいはビデオ、またはその両方により撮影記録し、さらに証人の署名付き文書による記録を残すべきである。

付則 XI

知覚過敏処置された肢の標準検査方法

サーモグラフィーおよび臨床検査指針

CSI、CSIO、選手権競技および Games（オリンピック、世界馬術選手権大会、地域大会）においては、以下の臨床検査およびサーモグラフィー指針が有効である。

競技会期間中を通じて、FEI が指名した獣医師は、競技馬に対して肢のサーモグラフィー検査を実施することができる。これらの検査は、競技前あるいは競技後、または競技会場の厩舎で行うことができる。収集された検査結果は、FEI が保管する。サーモグラフィー検査の後には、各馬は肢の簡単な臨床検査を受ける。臨床検査は、この業務のために FEI が指名した 2 名の獣医師、あるいは FEI 獣医委員会メンバーである 2 名の獣医師によって行われる。左右の肢の温度差が 2℃以上ある、または左右ともに肢の温度が極端に低いかまたは高い場合、あるいは臨床検査中に異常な反応を示した馬は、競技会期間中の再検査の対象となる。各サーモグラフィー検査の後には、肢の触診による臨床検査が実施される。臨床検査で知覚異常が明らかになった場合、あるいは FEI から指名された 2 名の獣医師が肢の皮膚に視認できる変状を確認した場合には、後日の証拠としてビデオに記録する。いずれの段階においても、知覚過敏により当該馬の競技参加が不適当であることが明確な場合には、検査した獣医師から直接、あるいはグルームを通じて馬の管理責任者に告げる。FEI 一般規程第 159 条 6.2、第 159 条 6.4、障害馬術競技会規程第 241 条 2.10 および獣医規程第 1024 条 1、第 1024 条 6 に則って、FEI 指名の 2 名の獣医師からの当該馬の失格勧告を受けて、FEI 獣医師代表（獣医師代表団が指名されている場合には外国人獣医師代表）が、それを競技審判団に伝える。

FEI 獣医師代表あるいは外国人獣医師代表を通じて、FEI 指名の 2 名の獣医師による勧告があった場合には、競技審判団は疑義のある馬を競技会から失格させる。ただし、当該馬の競技参加を許可すべき例外的な状況にある場合を除く。この場合、外国人審判員は、それを許可した競技審判団の判定理由を書面で FEI 本部に提出しなければならない。

競技会から失格となった馬は MCP による検体採取が行われる。

知覚異常を理由に馬を競技会から失格させることが決定した場合、競技審判団は失格に関する書式に署名して、書面をもって馬の管理責任者に通告しなければならない。その書式のコピーは組織委員会および外国人審判員に渡される。外国人審判員は FEI への報告書に本件について記載し、失格に関する書式をあわせて提出する（GR 第 159 条 5）。失格に関する書式は、FEI から選手が所属する NF に転送される。

競技審判団が下した知覚異常を理由とする競技会からの失格決定に対しては上訴できない（一般規程第 159 条 6.2、第 159 条 6.4 および獣医規程付則 XI 第 10 項）。

2009 年 8 月 20 日更新

付則 XII

馬体検査記録用紙(CCI)

日付 (日/月/年)		競技会名	
------------	--	------	--

一般的獣医検査あるいは第1回獣医検査

パスポート No.	馬名	所属国馬術連盟	騎乗者名	ID No.
馬体重		所見		

第1回ホースインスペクション

時刻	気温	湿度	合格	ホールディング	不合格
馬体重		所見			

第2回ホースインスペクション

時刻	気温	湿度	到着時刻	出発時刻	合格	不合格
	心拍数	呼吸数	体温	所見		
1						
2						
3						

第2回獣医検査

所見	
----	--

第3回ホースインスペクション

時刻	気温	湿度	合格	ホールディング	不合格
馬体重		所見			

薬物規制関連事項

日付	時刻	尿	血液	その他 (具体的に)
		採取	採取	
		採取せず	採取せず	

馬体検査記録用紙(CIC)

日付 (日/月/年)		競技会名	
------------	--	------	--

一般的獣医検査あるいは第1回獣医検査

パスポート No.	馬名	所属国馬術連盟	騎乗者名	ID No.
馬体重		所見		

第1回ホースインスペクション

時刻	気温	湿度	合格	ホールディング	不合格
馬体重		所見			

第2回獣医検査

時刻	気温	湿度	到着時刻	出発時刻		
	心拍数	呼吸数	体温	所見		
1						
2						
3						

最終ホースインスペクション

時刻	気温	湿度	合格	ホールディング	不合格
馬体重		所見			

薬物規制関連事項

日付	時刻	尿	血液	その他 (具体的に)
		採取	採取	
		採取せず	採取せず	

付則 XIII

馬のパスポート

I. パスポートの完備

1. パスポートは4年ごとに更新しなければならない。それは生涯有効であり、常時携帯しなければならない。
2. 各国の馬術連盟はパスポートの発行に関する責任を持ち、FEI パスポートナンバーを受ける前に下記の情報をFEIに送らなければならない。
 - 2.1 最初につけられた馬名と現在の馬名
 - 2.2 UELN（国際馬登録番号）と、マイクロチップを埋め込んだ馬ではその番号
 - 2.3 性別、毛色、生年月日
 - 2.4 オーナーの氏名、国籍、住所
 - 2.5 記述と図示による馬の特徴記載のコピー
 - 2.6 血統台帳あるいは品種、生産国名
3. 各国の馬術連盟は下記の変更を遅滞なく通知する責任を持つ。
 - 3.1 所属国（馬術連盟）の変更
 - 3.2 オーナーおよびその国籍の変更
 - 3.3 馬名の変更あるいはセカンドネーム（コマーシャル名）の追加
 - 3.4 記述と図示による馬の特徴記載ページの内容の変更（例：去勢）
4. 記述と図示で馬の特徴をパスポートに記載する際には、実馬を観察しなければならない。各国の馬術連盟が認可した獣医師だけが、このページに記入する資格を持ち、FEI発行の馬の個体識別に関するブックレットに従って記入しなければならない。
5. 各国の馬術連盟は、馬のオーナーの氏名および住所を記入し、オーナーは決められた箇所に署名をしなければならない（GR 第 139 条参照）。各国の馬術連盟は、馬の個体識別に関するヨーロッパ委員会および各国あるいは国際的な法律を知っておくべきである。
6. 各国の馬術連盟は馬のオーナーに対して、特に要求されている記入事項、たとえば最新の要項に則った馬インフルエンザワクチン接種歴（第 11 項参照）などに関する責任があることを通告しなければならない。ワクチン接種歴のパスポートへの記入には、接種を行なった獣医師による、日付の記入、捺印、署名が必要である。
7. 各国の馬術連盟が認可する獣医師によって記入が完了したパスポートは、確認のために当該馬術連盟に返され、その馬術連盟オフィシャルの署名および馬術連盟公印の捺印によって証明され、さらに当該馬術連盟によって記録されなければならない。
8. パスポートおよび認証カードに関しては、各国の馬術連盟は特徴記載ページのコピーを2部とり、1部を保管、もう1部は登録および記録のためにFEIに送らなければならない。
9. 馬のオーナー
 - 9.1 馬のオーナーが国外に居住し、馬も同一国に繋養されている場合は、馬のオーナーはこの項に記載されている方法に従って、居住国の馬術連盟にパスポートの申請をしなくてはならない。その手順は本付則に記載されている通りである。居住国の馬術連盟は、パスポートの申請があったことをオーナーの国籍のある国の馬術連盟に通知しなければならない。
 - 9.2 馬のオーナーが自国に居住し、馬が国外に繋養されている場合は、馬が繋養されている国の馬術連盟にパスポートの発行あるいは認証カード付きのナショナルパスポート（オーナーの居住国の）を申請しなくてはならない。
10. パスポートは馬の管理責任者あるいは付き添い者の携行が義務付けられるが、以下のような場合には、裏書き証明をするために自国の馬術連盟に返さなければならない。
 - 10.1 オーナーの変更。新しいオーナーは登録のために自国馬術連盟に通知し、パスポートを送付する責任がある。
 - 10.2 馬名の変更、あるいはセカンドネーム（前あるいは後ろにつけるコマーシャル名）の追加。
 - 10.3 特徴記載のページに変更があり、それを裏書き証明する場合。
 - 10.4 馬の死亡。
11. ワクチン接種歴：当該馬のワクチン接種歴は、各国馬術連盟が認可した獣医師が確認し、それが適正であって、かつ以下の項目に該当するときには、次の文章を用いることができる。“この馬のワクチン接種歴は現在まで正しく実施されている。最終接種日は●月●日である”
 - 新しいパスポートの発行
 - パスポートの再発行これを証明する獣医師は、記述と図示による特徴記載ページに記入する獣医師と同一でなければならない。

II. ナショナルパスポート

1. 独自のパスポートを発行している各国の馬術連盟あるいは各国の馬術関連機関は、FEI に対して、FEI パスポートの代わりに自国のパスポートの使用許可を申請することができる。このナショナルパスポートの発行許可を受けた国名は FEI ブリテンに公表される。
2. 認可されたナショナルパスポートについては、第 I 項に明記された方法に則って完備しなければならない。(FEI ブックレット馬の個体識別第 5 版参照)
3. 認可された後、ナショナルパスポートは FEI のビニールカバーと認証カードを付けて、インターナショナルパスポートとして代用することができる。そのカバーと認証カードの付いたパスポートを所持する馬だけが、国際競技会に参加できる。
4. 最小限、馬の性別と毛色は、FEI 公用語の 1 つで記入されていなければならない。馬に関する記述には英語を用いることを強く推奨する。

III. FEI メディケーションログブック

2010 年 4 月 5 日以降、FEI 禁止物質リストに掲載されている物質を用いた治療については、日付、物質名、使用量を記録しなければならない。その記録には、治療を実施した者を明記すること。この記録は、FEI 裁定委員会から要請があったときには調査のために提出しなければならない。

IV. オーナーおよび国籍の変更

馬が他国籍のオーナーに売却された場合、新しいオーナーは、第 I 項で要求される登録と記録のために、パスポートを自国の馬術連盟に送付しなければならない。新たに当該馬のパスポートを受け取った馬術連盟は、FEI と当該パスポートの発行国馬術連盟に、オーナーと国籍の変更を通知する責任がある。

V. 馬名の変更

1. 馬名が変更された場合は、オーナーは書き換えのためにパスポートを自国馬術連盟に送付しなければならない。当該馬術連盟は、FEI パスポートに明記されるべき馬名の変更を登録保管する責任がある。
2. パスポートに記載される馬の原名は、各国の馬術連盟の台帳に初回登録された名前である。FEI パスポートあるいは FEI 認可のパスポートを受け取る前に馬名が変更された場合、変更前の馬名がまず記載され、それが原名として生涯使われる。馬名には最小限 3 文字を使わなければならない。

VI. パスポートの再発行

1. パスポートの紛失または破損、あるいは余白ページがなくなった場合、再発行と記されたパスポートが第 I 項に従って各国の馬術連盟から交付される (FEI ブックレット馬の個体識別第 5 版参照)。再発行パスポートの有効期間は、オリジナルパスポートの有効期間に準ずる。再発行パスポートには各国の馬術連盟が同じパスポートナンバーを記入する。
2. 紛失したオリジナルパスポートが見つかった場合、両方のパスポートを発行元の馬術連盟に返さなければならない。オリジナルパスポートは再登録され、オーナーへと送り返される。再発行されたパスポートは廃棄され、その旨が FEI に報告される。

VII. パスポートの有効期間の延長

1. 馬あるいはポニーのパスポートは、表紙に再承認ステッカーがついていれば、以後 4 年間有効である。再承認ステッカーにはパスポートナンバーと有効期限が明記されていること。
2. 各国の馬術連盟は、FEI に再承認ステッカーを注文しなければならない。
3. 再承認ステッカーの有効期間は 4 年間である。
4. 各国の馬術連盟は、馬の管理責任者が所有馬を競技に参加させる前に、有効期限内に再承認ステッカーの貼付を確実に得られるためのあらゆる努力をしなければならない。
5. 再承認ステッカーの確認は、すべての国際競技会における獣医師代表団あるいは獣医師代表によるパスポート査閲の一部である。
6. パスポートに適切な再承認ステッカーが貼付されていない場合には、獣医師代表団あるいは獣医師代表は馬の管理責任者に対し、30 日以内に再承認ステッカーを取得するよう指示する。そして、その事実はパスポートと獣医報告書に記録される。30 日以内にスタンプが取得できれば、処罰されずに馬は競技への参加が認められる。しかしながら、期限内にパスポートが正しく延長されない限り、有効期限を 30 日以上経過している場合には参加は認められない。

VIII. 2006 年 1 月以降のパスポート発行システム

2006 年 1 月以降、各国の馬術連盟による FEI パスポートあるいは認証カードの発行システムが変更された。このシステムに関するガイドラインは FEI ウェブサイトの会員のページで閲覧できる。

付則 XIV

FEI 認可のナショナルパスポートおよび個体識別書類

国および馬術連盟		ブリテンへの公表
アルゼンチン	Federacion Ecuestre Argentina	1985年9月
オーストラリア	Equestrian Federation of Australia Inc.	2005年3月
オーストリア	Bundesfachverband für Reiten und Fahren in Osterreich	1999年8月
ベルギー	Société Royale le Cheval de Sport Belge	1994年3月
ベルギー	Studbook du Cheval de Sang Belge	2003年2月
ベルギー	Equipas, Fédération Royale Belge des Sports Equestres	2003年2月
ベルギー	Studbook Zangersheide	2008年8月
ベルギー	Belgian Arabian Horse Registry	2008年12月
ボリビア	Federacion Boliviana de Deportes Ecuestres	2002年5月
ブラジル	C.B.H. Confederação Brasileira de Hipismo	1983年7月
チリ	Federacion Ecuestre de Chile	2002年5月
チェコ共和国	Czech Equestrian Federation	2004年1月
エクアドル	Federacion Ecuatoriana de Deportes Ecuestres	2002年5月
エジプト	E.E.F. Egyptian Equestrian Federation	2001年10月
フランス	Ministère de l'Agriculture, Service des Haras	1980年6月
ドイツ	Deutsche Reiterliche Vereinigung e.V.	2000年2月
イギリス	British Horse Database	1994年3月
イギリス	Weatherbys	1980年6月
ギリシャ	E.O.I. Hellenic Equestrian Federation	2002年2月
ハンガリー	Hungarian Equestrian Federation	1985年4月
インドネシア	Equestrian Commission of Indonesia	2004年6月
アイルランド	Irish Horse Register	1980年6月－1982年11月
イタリア	Federazione Italiana Sport Equestri	1995年5月
韓国	Korean Equestrian Federation	1986年2月
韓国	Korean Equestrian Federation	2005年5月
リトアニア	Lithuanian Equestrian Association	1996年3月
ルクセンブルグ	Fédération Luxembourgeoise des Sports Equestres	2002年3月
メキシコ	Federacion Ecuestre Mexicana	2005年2月
オランダ	N.H.S. Nederlandse Hippische Sportbond	1998年6/7月
ノルウェー	Norsk Hestesenter	2004年6月
オマーン	Oman Equestrian Federation	2006年2月
パラグアイ	Federacion de Depotes Ecuestres del Paraguay	2002年5月
中華人民共和国	CEA Chinese Equestrian Association	2002年4月
ペルー	Federacion Peruana de Deportes Ecuestres	2002年5月
ポーランド	Polish Equestrian Federation	1984年5月
ポルトガル	Ministério da Agricultura	1986年2月
スペイン	Federacion Hipica Espanola	1982年5月
スロバキア	Slovak Equestrian Federation	2006年10月
スイス (1987年改訂)	Fédération Suisse des Sports Equestres	1980年6月
スイス	Swiss passport for Equidae	2005年2月
タイ	T.E.F. Thailand Equestrian Federation	2001年6/7月
アラブ首長国連邦	Emirates Arabian Horse Society and EMIRATES EQUESTRIAN FEDERATION	1997年5月
ウクライナ	Ukrainian Equestrian Federation	1993年5月
アメリカ合衆国	USA Equestrian	2003年4月
ウルグアイ	Federacion Uruguay de Deportes Ecuestres	2002年5月
ベネズエラ	Federacion Venezolana de Deportes Ecuestres	1987年3月

付則 XV

組織委員会の責任

組織委員会は、獣医師代表団あるいは獣医師代表と協議したうえで、適切な厩舎施設、獣医施設、そして薬物規制の整備について責任を負う。

1. 厩舎地区

- 1.1 十分な採光と換気に配慮した適切な厩舎の準備。馬房は最低でも 9 m²（可能であれば 3m×3m）の広さがなければならない。全馬房の 20%は、最低でも 12 m²（可能であれば 4m×3m）の広さがあることが望ましい。これらの馬房は大型馬を収容するのに使われる。すべての馬房は、馬の到着前と、退厩後に清掃、消毒されなくてはならない。
- 1.2 病気あるいは負傷した馬を収容するために最小限 2 つの馬房を用意する。また、救護獣医師、チーム獣医師、個人選手のプライベート獣医師が監視の下で行う治療のための十分な数の治療用エリアを用意する。獣医事ガイダンスノート（Veterinary Guidance Note）3/2010 獣医治療エリアを参照のこと。
- 1.3 非塵埃性の寝藁、ウッドチップ、ペーパーベッド、さらに良質の飲料水と飼料を用意する。
- 1.4 他の厩舎からは離れていて、かつ警備の行き届く場所に隔離用施設を用意する（すなわち隔離厩舎）。
- 1.5 獣医師代表団あるいは獣医師代表のための専用執務室（たとえば移動住宅車）を大会本部の近くに用意する。
- 1.6 火災予防とあらゆる緊急事態への対策の確立。
- 1.7 厩舎地区を清潔にし、馬の疾病の病原菌媒介生物を駆除する。
- 1.8 付則 VI に規定されている馬インフルエンザのワクチン接種を受けていない馬（国際競技会の中の国内競技に参加する馬、あるいは GR 第 137 条 2 に言及されているような馬）は、ワクチン接種を受けている馬の近くに入厩させるべきではない。
- 1.9 外部からの入厩馬は地元の馬とは別の厩舎に収容し、通常の繋養地が同じ地域にある馬ごとに分けて入厩させることを推奨する（たとえば、ヨーロッパ馬のために 2 ブロック、北米馬のために 1 ブロック、オーストラリアおよびニュージーランド馬のために 1 ブロックなど）

2. 獣医事関連の手配（24 時間体制）

- 2.1 最小限 1 名の救護獣医師を待機させる。この獣医師は獣医師代表団のメンバーあるいは獣医師代表ではなく、また、馬の診療経験が豊富でなければならない。競技種目ごとの要件を最低限の基準として遵守する。
- 2.2 経験豊富な装蹄師を待機させる。
- 2.3 すべての救護獣医師のための連絡手段、たとえば電話、ポケットベル、無線機の整備が義務付けられる。携帯電話の用意を強く推奨する。
- 2.4 X 線（レントゲン）検査および外科的設備の整った馬診療所への搬送経路の確保。
3. 病気あるいは負傷した馬のために、下記のもものが準備される。
 - 3.1 競技中は最小限 1 名の救護獣医師が、安楽死を含む緊急事態に対処するために、競技場の近くに待機しなくてはならない。総合馬術競技およびエンデュランスのスピード競技および耐久審査、馬車競技のマラソン競技の日には、同様に装備した獣医師の追加が必要である。
 - 3.2 救急診療所
 - 3.3 負傷した馬の周りに立てる遮蔽幕（観衆から隠すために）；重篤な負傷馬、または死亡した馬を競技場あるいはコースから搬出するための低床式馬運車か馬救護車、その作業に必要な手順および緊急時のためのルートを知っている人員。
4. 薬物規制のための手配：MCP 検体獣医師または獣医師代表団あるいは獣医師代表および組織委員会は、VR 第 1016 条から第 1018 条に則って、次のように処理する。
 - 4.1 FEI 認可検査所を利用するための要件に従うこと。また、必要な検査体制のレベルについて組織委員会に連絡すること。
 - 4.2 十分な検体採取キットを注文する（VR 付則 III）。
 - 4.3 獣医規程第 VI 章および付則 III の条項に則って、標準的な検体採取を実施する。

- 4.4 厩舎地区内に、安全で換気が良く静かな馬房を最小限 2 つ用意する。その馬房は最低 12 m²の広さが必要であり、清潔な敷料を敷く。検体採取の責任者、役員、立会人が馬房の外から、馬の妨げにならずに観察できるようにする。

4.5 検体採取馬房の近くに、下記のものを備えた安全なサービスエリアを設置する。

- 水の使用が可能な流し台と作業スペース
- 検体採取キットの収容棚
- 採尿用具 2個
- 消毒剤
- タオル
- 鍵のかけられる冷蔵庫
- 消火器
- バケツ
- フォーク
- 蓋付きの廃物入れ
- テーブル1脚と椅子2脚
- コート掛け

検体を取り扱うためのこれらの場所や設備が用意できない場合は、できるだけこれに近いものを用意する努力をしなければならない。(ほとんどの場合、中型のキャラバンで対応できる)

検体採取役員から要望があった場合には、組織委員会は薬物規制を熟知している検体採取のための技術者を配置しなければならない。

付則 XVI

一般規程第 23 版からの抜粋

第 137 条 馬のパスポート

1. 外国で行われる国内競技会 (CN) あるいはマイナー国際競技会 (CIM) (付則 E を参照) の競技に参加申込をする各馬 (一般規程の第 139 条 2 を参照)、また開催地が自国であるか外国かを問わず国際競技会 (CI)、公式国際競技会 (CIO)、FEI 選手権大会、地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会に参加申込をする馬についてはすべて (一般規程の第 141 条 2 を参照)、その個体識別の手段として、また所有権を証明する手段として、有効な FEI 公式パスポートを携行するか、あるいは FEI 承認のナショナルパスポートを FEI 認証カードと共に携行し、FEI への登録も必要である。
2. 居住国での CN と CIM (付則 E を参照) に参加する馬は、1 項に記述したパスポートを携行する必要はない。このような馬はすべて正当に FEI へ登録されており、個体識別ができなければならない、また主催国と馬の所属国で馬インフルエンザワクチン接種が義務づけられていない場合を除いて、すべての馬は有効なワクチン接種証明書を携行していなければならない。
3. すべての FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートにも馬の所有者氏名、住所、自筆署名が NF に登録されている通りに記載されていなければならない。馬の特徴記述や図示は正確に記入され、ワクチン接種や薬物検査の記録もすべて FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートに記載されていなければならない。FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートを有する馬の名前が変わった場合や、FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートの記載事項を変更する場合は、その都度、所属 NF が FEI に通知しなければならない。
4. NF はパスポート携行が必要なすべての馬に FEI パスポートと FEI 認証カードを発行することと、FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートが獣医規程に定められた通り正しく記入されていることを確認した上で、NF 印と NF 役員の署名により FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートを認証する責任を負う。登録に際して、NF は馬の個体識別ページを FEI へ提示しなければならない。競技会における馬の管理責任者は、FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートの記載内容が正確であることと、パスポート査閲時におけるパスポートの提示に責任を負う。但し、貸与馬を使用する競技会 (第 111 条) では例外であり、この場合は主催国 NF の責任となる。
5. 各馬は、本条項の 1 項に定める通り FEI パスポート 1 冊と/あるいはナショナルパスポート 1 冊と FEI 認証カード、および恒久的なパスポートナンバー一つを受給することができる。NF は FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートの紛失が確信できた場合、あるいは FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートの何れかの欄が一杯になった場合に、「再発行」と明記して元の FEI パスポートと同じ番号をつけた FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートを発行することができる。FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートの再発行については、FEI へ報告しなければならない (獣医規程を参照)。
6. 組織委員会は獣医規程に従い、到着時の獣医検査におけるパスポート査閲で、それぞれの馬が FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポート記載の馬に間違いのないことを確認できるよう準備しなければならない。FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートに誤解を招くような記載や不正確な情報があった場合、あるいは馬を明確に識別できないような場合は、FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートと認証カードの番号と馬名を添えて上訴委員長へ報告する必要がある、同委員長は事務総長へ報告しなければならない。
7. CI、CIO、FEI 選手権大会、地域大会、オリンピック大会に FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートと認証カードを携行しないで馬が到着した場合、あるいは FEI パスポートあるいはナショナルパスポートへの記載が不正確だった場合は、上訴委員会 (上訴委員会が設けられていない場合は競技場審判団) からの許可がない限り、その馬の競技出場を認めてはならない。例外的な状況においてのみ、FEI パスポートと/あるいはナショナルパスポートと認証カードのない馬の出場が許可されることがある。
8. FEI 競技会に出場する馬はすべて FEI 登録が必要である。

第 138 条 馬名

1. 原則としてパスポートに記載される馬の最初の登録名は、所属 NF に初めて登録された時のオリジナル・ネームとし、この名前は恒久的にパスポートに残さなければならない。
2. 最初の登録名が企業名や商品名であってはならない。名前が企業名あるいは商品名であると見なされる場合は、別の名前を新たに最初の登録名として記載し、恒久的にパスポート中へ残さなければならない。

3. 上記 1 項と 2 項に記述した馬名に商業的接頭辞、あるいは接尾辞をつけることはできるが、その場合はパスポート中に記載しなければならない。但し、IOC 後援の地域大会およびオリンピック大会では、かかる接頭辞／接尾辞をプログラムに掲載することも、あるいは何らかの方法で使用することも認められない。
4. 新たに別の名前をつけてパスポートに記入した場合、また商業的接頭辞や接尾辞を変更した場合、当該馬は以後 12 ヶ月間、次の要領で新しい名前ないしは接頭辞、接尾辞を使用しなければならない：新馬名と／あるいは新接頭辞／新接尾辞の後に「旧」として以前使用の名前／接頭辞／接尾辞を付ける（獣医規程を参照）。

第 139 条 馬の所有者と借受人

1. NF は公式パスポートを有する馬の所有者および借受人の登録名簿を保管しなければならない。馬の所有者の変更および借り受け契約の記録は、FEI パスポートと／あるいはナショナルパスポートに記載し、当該 NF の承認印と役員の署名で認証しなければならない。
2. 馬の国籍は、馬の所有者または貸借契約中にある借受人の国籍、あるいは当該馬を所有しているか借り受けている企業の登録国籍とする。企業は個人と合資で馬を所有することができる。3 項を参照のこと。
3. 1 頭またはそれ以上の馬を異なる国籍の所有者が共同で保有する場合、所有者らは最初の参加申込を行う前に、馬（1 頭あるいは複数）が何れの国籍で競技に出るかを FEI へ申告しなければならない。FEI パスポートと／あるいはナショナルパスポートにはその国籍の記載が必要である。当該馬は共同所有が解消されるまで、あるいはその馬が売却されるまでこの国籍を維持しなければならない。その後の国籍変更については、いかなる場合も FEI へ報告する必要がある。
4. オリンピック大会に参加する馬は、大会開催前年の 12 月 31 日までに、選手と同一国籍の所有者が所有していなければならない（オリンピック規程を参照）。
5. 選手はオリンピック大会を除くすべての競技において、他国籍の人物が所有する馬で参加することができる（第 118 条：馬の管理責任者を参照）。

第 118 条 馬の管理責任者

1. 馬の管理責任者は一般規程と獣医規程に定められた責任を含め、その馬に対する法的責任を負い、別段の定めがない限り法務制度（第 8 章）に従う。
2. 規約、一般規程、該当するスポーツ規程の知識を有することは、馬の管理責任者および規約、一般規程、スポーツ規程の規制対象となるその他すべての者の義務であり、このような知識に欠いていたからといって規約、一般規程、スポーツ規程の定める義務を免除されることはない。
3. 馬の管理責任者とは、競技会でその馬に騎乗する選手、あるいはその馬を御す選手とするが、グルームや獣医師などを含む他の支援要員および馬の所有者が競技会に来場しており、また馬に関して何らかの決定をくだしている場合には、彼らも補助の馬の管理責任者と見なされる。軽乗競技では調馬索手が補助の馬の管理責任者となる。
4. 18 歳未満の選手：
 - 4.1 参加申込を提出した時点で選手が 18 歳未満である場合は、その所属する NF がチーム監督が選手の代理人を指名しなければならない。
 - 4.2 代理人には選手の親、チーム監督、チームコーチ、チーム獣医師、馬の所有者あるいはその他責任を取り得る成人がなることができ、参加申込に際して組織委員会と当該 NF へ通知を行う。
 - 4.3 当該 NF とチーム監督が代理人を指名できない場合は、選手の親の何れかが代理人と見なされる場合がある。
 - 4.4 マイナー選手（18 歳未満）は馬の管理責任者となる。
 - 4.5 代理人は、薬物治療への立会いなどを含め、組織委員会や当該 NF、FEI 役員らとのあらゆるやり取りにおいて、18 歳未満の馬管理責任者の代理となることができる。
 - 4.6 代理人が馬管理責任者の所属する NF と異なる NF の者である場合、すべての連絡は馬の管理責任者の NF を通して行うものとする。
5. 馬の管理責任者は、チーム監督がいる場合には同監督と共に、自分の管理下にある各馬の健康状態、参加適性、管理に責任を負い、また出場の申告あるいは取り消しを行う責任がある。
6. 馬の管理責任者は、自分自身および馬に接することのできる他の人物による、自分の管理下にある馬に対する厩舎内でのいかなる行為にも責任を有し、また自分の管理下にある馬への騎乗や馬車の操作、練習に際しても責任を負う。厩舎の警備態勢が取られていなかったり、それが不十分であったとしても、馬の管理責任者はこれらの責任を免れることはできない。
7. 何らかの理由により、馬の管理責任者が自分の管理すべき馬の世話ができなくなったり弊害が生じた場合は、直ちに組織委員会事務局と獣医師代表団に通知しなければならない。

第 142 条 馬に対する虐待行為

1. いかなる人物も競技会の開催期間中、あるいはその他のいかなる時にも馬に虐待行為を行ってはならない。
2. 馬への虐待行為を目撃した者は、直ちに抗議書式（第 163 条）にて報告しなければならない。競技会開催期間中に、あるいは競技会に直接関連して馬への虐待行為を目撃した場合は、抗議（第 163 条）として役員へ報告するものとする。その他の時期に馬への虐待行為を目撃した場合は、FEI 裁定機関へ付託のため抗議（第 163 条）として事務総長へ報告しなければならない。

第 155 条 スチュワード

1. すべての国際競技会において、その組織委員会はチーフスチュワードとその権限下に適正な人数のスチュワードを任命し、バッジや腕章、ゼッケンなどはっきりと識別できるものを装着させ、下記 3 項に記載の区域すべてに自由に出入りできる権限を与えなければならない。
2. 組織委員会は、チーフスチュワードとスチュワードの任命に関わる管理運営すべてに責任を有する。
3. 競技会の全期間を通じ、厩舎のいかなる場所でも、また練習および調教用馬場、待機馬場、その他組織委員会が管轄するすべての場所において、当該競技会のチーフスチュワード、および彼と共に任務にあたるスチュワードは下記の職務を行う：
 - (i) 適切なトレーニングを行う選手を補助する；
 - (ii) 選手、グルーム、馬の所有者、その他の者による馬への虐待行為を防止する為、時に応じて介入する；
 - (iii) 規約、一般規程、スポーツ規程、あるいは共通の行動原則、公平性、皆が共有する標準的なスポーツマンシップへの違反行為を防止する為に介入する；
 - (iv) 薬物規制手順を熟知し、これに助力する。
4. 待機馬場が使用されている間は常時、スチュワード 1 名が任務についていなければならない。
5. いかなる不正行為も、直ちにチーフスチュワードが競技場審判団長へ報告しなければならない。
6. チーフスチュワードは、競技会のスチュワード業務全体、および競技会期間中の偶発事件について報告書を事務総長へ送付することが求められる。当該競技会の技術代表、NF、組織委員会へは、この報告書のコピーを送付しなければならない。
7. チーフスチュワードは馬術競技、特に任命された競技会の競技種目に経験豊かな者でなければならない。同人物は少なくとも FEI 公用語の 1 つを話せなければならない。任命されたチーフスチュワードの氏名は、競技会実施要項とプログラムにて公表する必要がある。
8. FEI は、各 NF からの推薦に基づいて、該当するテクニカル委員会が資格を承認した FEI スチュワード全員のリストを保管する。チーフスチュワードは該当する FEI スチュワード・リストから選考されなければならない。
9. FEI スチュワードの資格については各競技種目のスポーツ規程、あるいは FEI スチュワードマニュアルに定める。
10. NF はスチュワード業務に関して FEI と連絡を保つため、スチュワード・ジェネラルを任命しなければならない。FEI はスチュワード・ジェネラル全員のリストを保管する。
11. スチュワード・ジェネラルには以下の義務がある：
 - (i) スチュワード・ジェネラル対象の FEI セミナーに出席すること；
 - (ii) 自国で開催される国際競技会すべてにおいてスチュワード業務を指揮し、監督すること
12. スチュワードは競技会役員である。

第 143 条 薬物規制とドーピング防止

1. 薬物規制とドーピング防止条項については、世界ドーピング防止規約と併せてヒューマン・アスリートを対象とするドーピング防止規程、そして馬のドーピング防止と規制薬物規程に記載されている。
2. 馬が禁止物質による処置あるいは治療を受けながら競技会に出場できるか否かは、獣医規程に定める手順に従い、獣医師代表あるいは獣医師代表団の勧告を受けて競技場審判団長が決定する。

第 114 条 馬の個体識別

1. 組織委員会は競技に出場する各馬に個体識別番号を渡すものとする。
2. この個体識別番号は、競技会期間中を通して当該馬が競技会厩舎から出る時には常時装着していなければならない。

付則 XVII

ポニーライダーおよびチルドレンに関する規程第 9 版からの抜粋

第 3111 条 パスポートおよびポニーの体高測定

1. FEI 一般規程を適用する (第 137 条)。
2. すべてのポニーは有効な FEI パスポートを所有していなければならない。
3. ポニーとは、平坦な路面で測定したとき甲の高さが、蹄鉄を装着していない場合には 148cm、蹄鉄を装着している場合には 149cm を超えない小型の馬である。競技において測定されたポニーが参加許可を得るためには、蹄鉄を装着していない場合には 150cm、蹄鉄を装着している場合には 151cm を超えてはならない。この許容は、競技において FEI の体高測定が実施された場合のみ考慮されるものである。
4. CH-EU-P に参加するすべてのポニーは競技会場において、競技開始前に体高測定される。種々の CIP における抜き打ち検査は年間を通して行われる。
5. FEI 獣医規程がポニーにも適用され、ワクチン接種、個体識別および薬物規制を含むすべての獣医事が適用されなければならない。
6. 獣医検査、ホースインスペクション等に関しては、本規程集の付則 D を参照のこと。
7. ホースインスペクションの前に FEI のポニーの体高測定が実施される場合には、最初のポニーの体高測定をもって競技会期間を開始する。この規定は一般規程より優先される。

付則 C-I

体高測定指針

1. FEI 競技会および選手権競技のためのポニー体高測定は、FEI から任命された体高測定獣医師によって指揮され、FEI の指示に従って行われる。彼らは、いかなる場合においても、利害とは無関係であることが確認されなければならない。
2. 組織委員会は、体高測定に適した、ポニーが不安を感じたり気が散ったりすることのない、最小限 3m × 1m の滑らかで平らな場所を確保しなければならない。獣医師代表と協議のうえ、技術代表がこれを確認する。
3. ポニーのしつけや、測定用棒尺への馴致、そして測定のための正しい準備を確実にこなしておくことは、オーナーの責任であり、利益でもある。
4. 測定を担当する体高測定獣医師は、FEI パスポート (あるいは FEI 認可のナショナルパスポート) と照合して個体識別を実施しなければならない。これはポニーをリラックスさせる時間にもなる。
5. 体高測定にあたっては、競技参加時と同様の蹄鉄およびパッドを装着した状態で臨まなければならない。競技開始後は、競技審判団長および獣医師代表の書面による許可がない限りは、蹄鉄を変更することはできない。体高測定後 (認められた場合、あるいは疑わしい場合のいずれにおいても) に競技審判団が認めて蹄鉄を変更した場合には、当該ポニーは再測定される。初回測定と 2 回目の測定の結果が異なる場合には、高いほうの測定値を採用する。上記の詳細については、競技会後に公式報告書とともに送付される。
6. 体高測定の際には、ポニーに無口頭絡あるいはハミ付きの頭絡のいずれかを装着して臨むこと。
7. 測定前にはポニーを静かに扱い、リラックスさせておくこと。
8. 安全確保のため、3 人以上がポニーに帯同してはならない (オーナー、騎乗者、監督、チーム獣医師、グルームを含む)。
9. FEI 体高測定役員の作業を邪魔するあるいは協力しないいかなる者も、体高測定エリアから退出させられる。FEI 体高測定獣医師は、測定あるいは作業を妨げる者がいる場合には、ポニーの体高測定を断ることができる。
10. ポニーの体高測定をする際には、前肢を平行かつ垂直にし、両前肢の蹄尖をそろえて立たせる。後肢には体重を負担させ、可能な限り垂直に立たせ、両後肢の蹄尖は互いに 15cm 以上前後にずれてはならない。
11. ポニーの頭部は、自然な高さに位置していなければならない。
12. き甲の最高部で測定する (通常は第 5 胸椎棘突起の直上)。必要に応じて触診によりその位置を確認し、測定前に印をつけること。FEI 体高測定獣医師は、き甲に何らかの不正の痕跡がある場合には、そのポニーの測定を断ることができる。

13. 競技における FEI 体高測定のための用具は FEI が準備する。棒尺には目盛りがついていて、金属製の横尺のついたものでなければならない。レーザー測定器も使用できる。
14. いずれのポニーも、続けて 2 名の FEI 体高測定獣医師によって測定される。その 2 つに差異があった場合には、低いほうの測定値を採用し、当該競技においては再測定をすることはない。
15. 測定時には、体高測定獣医師の見解として、ポニーの健康状態が競技参加に適していると判断される状態になくはない。連れてこられたポニーが何らかの理由で測定に適していないあるいは準備が不十分であると獣医師が判断した場合には、オーナーに測定は不可能であり、それゆえ競技にも参加できないことが告げられる。
16. 体高測定獣医師が測定できなかった場合、オーナーは再測定を要求することができる。測定の再要求は 1 回のみすることができる。測定には同一の FEI 獣医師があたり、ポニーは最初の測定から最大でも 1 時間以内に再測定のために連れてこられなければならない。待機時間中は常に FEI スチュワードが待機所に帯同しなければならない。この時間中のポニーへの騎乗は認められる。いかなる理由であれ、2 回目の測定においても適していないと判断された場合には、オーナーはポニーの体高測定は不可能であり、それゆえ競技にも参加できないことを告げられる。体高測定のための適性および準備状況に関しての獣医師の決定は絶対である。
17. 報告書は FEI 指名獣医師がそれぞれ作成することに加え、チェックリスト（付則 C-II 参照）はポニーの体高測定を行なった 2 人が別個に記入する。そのコピーがポニーのオーナーあるいは監督に渡され、原本は競技審判団に提出される。これら書類は、競技審判団長が FEI に提出する報告書の一部である。
18. FEI 体高測定に合格しなかったポニーが競技参加を認められないことを確認するのは、競技審判団長の責任である。
19. 規定の体高を超えたポニーが以降のいかなるポニー競技会にも参加せず、さらに体高測定が実施された競技会から 15 日以内に速やかにパスポートが FEI に送られることを確認するのは、各国馬術連盟の責任である。当該ポニーの体高測定が実施されたことがパスポートに記され、FEI の登録台帳に記録されたら、パスポートは各国馬術連盟に返送される。

付則 C - II 体高測定獣医師のためのチェックリスト

競技会名： _____ 競技番号： _____

ともに競技会場に臨場している FEI 獣医師を除き、FEI 体高測定獣医師はこのチェックリストに記入するために詳細について協議することはできない。

A： 個体識別

ポニーは有効な FEI パスポートと比較して明確に個体識別された。 はい いいえ

馬名： _____ パスポートナンバー： _____

所見： _____

B： ポニーの状態

- | | | |
|----------------------------------|----|-----|
| 1. 蹄鉄の確認（清潔さ、競技参加に適した厚さか e.t.c.） | はい | いいえ |
| 2. 蹄の確認（健康、競技参加に適した厚さか） | はい | いいえ |
| 3. き甲の確認（不正な処置をした痕跡がないか） | はい | いいえ |
| 4. ポニーは競技参加に適した状態である。 | はい | いいえ |

上記事項について“いいえ”と答えた場合には、その詳細を記入してください：

所見： _____

C： 測定

- | | | |
|-------------------------------|----|-----|
| 1. 測定に適した場所が準備されていたか？ | はい | いいえ |
| 2. 測定に適した道具が準備されていたか？ | はい | いいえ |
| 3. ポニーは測定前にリラックスした状態にあったか？ | はい | いいえ |
| 4. ポニーは競技の前に十分に測定棒尺に馴致されていたか？ | はい | いいえ |
| 5. ポニーにとって今回が初めての測定だったか？ | はい | いいえ |

“いいえ”と答えた事項があれば、その詳細を記入：

- | | | |
|---|----|-----|
| 6. 測定に際してポニーは、前肢を平行かつ垂直にし、両前肢の蹄尖をそろえ、後肢には体重を負担させて可能な限り垂直に立たせ、両後肢の蹄尖は互いに 15cm 以上前後にずれていない状態だったか？ | はい | いいえ |
| 7. 測定に際してポニーの頭部は自然な高さに位置していたか？ | はい | いいえ |
| 8. 必要に応じて触診により位置を確認し、測定前に印をつけたき甲の最高部（通常は第 5 胸椎棘突起の直上）を測定したか？ | はい | いいえ |
| 9. 今日、ポニーを再測定する予定か？ | はい | いいえ |

“はい”と答えた場合には、詳細を記入： _____

10. 測定体高： _____ 獣医師名： _____

日付： _____ 署名： _____

11. 所見： _____

索引

馬への虐待行為	付則 XVI
針灸治療	第 1027 条
獣医規程の改正	第 1001 条
特殊理学療法	第 1027 条
発情抑制剤 (Regumate)	第 1028 条、付則 V
分析	
- 確認	第 1022 条
- 費用	第 1023 条
- 指針	第 V 章、第 1022 条
- 報告	第 V 章、第 1022 条
抗生物質	第 1009 条、第 1029 条、付則 V
選手のドーピング防止	付則 XVI
ドーピング防止と薬物規制	第 V 章、第 VI 章、付則 II
上訴委員会	
- 通則	第 1000 条、第 1003 条、第 1005 条、第 1010 条、第 1013 条
- 利害に係わる争い	第 1009 条
- 没収	第 1013 条
- パスポートの不備	第 1010 条、付則 XVI
- 検体採取の拒否	第 1018 条
役員の任命	
- 理事会	第 1008 条
- 各国の馬術連盟	第 1002 条、第 1003 条
- 組織委員会	第 1003 条、第 1007 条、第 1008 条、付則 XVI
公認検査所	第 1021 条
認可されたナショナルパスポート／個体識別書類	付則 XIV
緊急治療許可	付則 V
各国の獣医機関	第 1000 条、第 1004 条
肢巻き規制	付則 X
血液採取	第 1019 条
馬房	
- 検体採取馬房	第 1005 条
- 馬房	付則 XV
- サイズ	付則 XV
証明書	
- 健康	第 1000 条
- ポニーの体高測定	第 1011 条、付則 XVII
- 予防接種	付則 XVI
変更	
- 馬名の変更	付則 XIII
- 国籍の変更	付則 XII
- オーナーの変更	付則 XII
監督	第 1006 条、付則 XVI
馬スポーツ憲章	4 ページ
検体採取馬房	第 1005 条
検体採取指針	付則 III
コマーシャル名	付則 XIII
選手の薬物規制、ドーピング防止および保護	付則 XVI
パスポートの完備	付則 XIII
コンタクト獣医師	第 1002 条、第 1003 条、第 1004 条
分析費用	第 1023 条
低温療法	第 1027 条
知覚鈍麻処置を施された四肢	第 1024 条
検出可能期間	付則 II
病気	第 1003 条 (日馬連注：本文には該当する記述なし)、 第 1004 条、第 1009 条、第 1011 条、付則 XIII
ドーピング (馬の禁止リスト)	付則 II
馬車競技会	第 1011 条、第 1012 条
パスポートの再発行	付則 XIII

自主的任意検査	第 1025 条、付則 IV
緊急治療	付則 V
エンデュランス競技会	第 1011 条、第 1012 条
国際獣疫事務局 (OIE)	第 1004 条
馬インフルエンザ予防接種	
- パスポート査閲	第 1010 条、第 1011 条
- 馬の管理責任者	第 1006 条
- 規則	付則 VI、付則 XIII
馬の禁止リスト	付則 II
ヨーロッパ委員会	第 1004 条
安楽死	第 1009 条
イベント獣医師	第 1001 条、第 1002 条、第 1003 条
総合馬術競技会	第 1012 条
神経感応検査	付則 XI
検査獣医師	第 1003 条、第 1011 条
パスポートの有効期間の延長	付則 XIII
装蹄師	第 1005 条、付則 XV
救急治療	第 1012 条
競技参加適性	
- 検査	第 1002 条 (日馬連注：第 1003 条の誤り?)、
- 馬の管理責任者	第 1011 条、第 1026 条、第 1029 条、付則 V、付則 XVI
飼料汚染	第 1006 条
外国人獣医師代表	付則 VIII
- 任命	第 1007 条、第 1008 条
- 責任	第 1008 条、第 1009 条
序文	4 ページ
一般規程 (GR)	付則 XVI
競技審判団	第 1000 条、第 1003 条、第 1006 条、第 1009 条、第 1010 条、第 1011 条
	第 1016 条、第 1024 条、第 1026 条、第 1029 条、付則 V
	付則 X、付則 XVI、付則 XVII
獣医療関連申請書の使用ガイド	付則 V
分析ガイドライン	第 1022 条
健康と衛生	第 III 章
健康証明	第 1000 条
漢方薬	付則 VII
ホールディングボックス	第 1003 条、第 1011 条
馬体検査記録用紙	
- CCI	付則 XII
- CIC	付則 XII
ホースインスペクション	第 1011 条
- エンデュランス	第 1011 条
- 総合馬術	第 1011 条
- 種目に応じた指針	第 1011 条
- 指針	第 1011 条
- 再インスペクション	第 1011 条
- 要項	第 1011 条
- 特別事項	第 1011 条
馬のパスポート	第 1010 条、付則 XIII、付則 XVI
知覚過敏処置を施された四肢	第 1024 条
個体識別	
- 査閲	第 1011 条
- 認可された書類	付則 XIV
- パスポート	第 1010 条、付則 XIII、付則 XVI
- 検体採取	第 1015 条
インフルエンザ予防接種	《馬インフルエンザ予防接種》参照
負傷した馬	第 1012 条、付則 XV

インスペクション団	第 1011 条
検体採取指針	付則 III
隔離厩舎	第 1011 条、付則 XV
イソクスプリン	付則 VII
検査所	第 1021 条
馬の賃借人	付則 XVI
四肢	
－知覚過敏処置を施された	第 1024 条
－知覚鈍麻処置を施された	第 1024 条
スクリーニングの検出限界 (SLOD)	付則 II
馬房	付則 XV
牝馬	
－仔連れ牝馬／妊娠牝馬	第 1011 条
－過剰発情牝馬	第 1009 条、第 1028 条、付則 V
体高測定	
－証明書	第 1011 条、付則 XVII
－ポニー	付則 XVII
－測定指針	付則 XVII
－選手の薬物規制	付則 XVI
－馬の薬物規制	第 1003 条、第 1009 条、第 1011 条、第 V 章、第 VI 章、 付則 III、付則 XV、付則 XVI
薬物規制プログラム(MCP)	第 1003 条、第 1014 条、第 1016 条、付則 III、付則 XV
ETUE 1	第 1006 条、第 1009 条、第 1026 条、付則 V
ETUE 2	第 1006 条、第 1009 条、第 1028 条、付則 V
ETUE 3	第 1006 条、第 1009 条、第 1029 条、付則 V
自主的任意検査申請書式 4	第 1025 条、付則 IV、付則 V
禁止リストに記載されていない薬物	第 1029 条
神経感応の検査方法	付則 XI
メディケーションログブック	付則 XIII
馬名	付則 XVI
－変更	付則 XIII
各国の馬術連盟	
－任命	第 1002 条、第 1003 条、第 1006 条、第 1008 条
－通則	第 1000 条、第 1004 条
－検査所	第 1021 条
－パスポート	第 1010 条、付則 XIII
－ポニー	付則 XVII
－検体採取	第 1014 条、第 1022 条、第 1023 条、付則 III
ナショナルパスポート	第 1010 条、付則 VI、付則 XIII、付則 XIV、付則 XVI
国籍の変更	付則 XIII、付則 XVI
天然健康物質 (漢方薬)	付則 VII
神経感応	付則 XI
FEI 競技会の公式な開始と期間	4 ページ
組織委員会	
－任命	第 1003 条、第 1007 条、第 1008 条、付則 XVI
－通則	第 1000 条、第 1005 条、第 1010 条、付則 XV
－ホースインスペクション	第 1011 条、第 1012 条
－薬物規制	第 1014 条、第 1018 条、第 1021 条、第 1023 条
－パスポート	第 1010 条
－厩舎の保安	付則 IX、付則 XV
オーナー	
－厩舎への立ち入り	第 1005 条
－オーナーの変更	付則 XIII
－パスポート	第 1006 条、第 1010 条、付則 XVI
酸素	第 1029 条
パスポート	
－パスポートの完備	付則 XIII
－査閲	第 1010 条
－再発行	第 1010 条、付則 XIII
－馬インフルエンザ	付則 VI、付則 XIII

- 有効期間の延長	付則 XIII
- 通則	第 1006 条、第 1010 条、付則 XIII、付則 XVI
馬の管理責任者	
- 自主的任意検査	付則 IV
- 通則	第 1006 条、第 1009 条、第 1011 条、第 1013 条、付則 XVI
- 薬物規制	第 1005 条、第 1017 条、第 1018 条、第 1019 条 第 1022 条、第 1023 条、第 1024 条、第 1026 条 第 1006 条、付則 XIII、付則 XVI
- パスポート	第 1005 条、付則 IX
- 厩舎の保安	第 1000 条
原則（通則）	第 1003 条
個人競技者のプライベート獣医師	付則 II
禁止方法	
禁止物質	
- 汚染	付則 VII、付則 VIII
- 自主的任意検査	第 1025 条、付則 IV、付則 V
- 通則	第 1026 条、付則 II、付則 XVI、付則 XVII
- 薬物規制	第 1019 条、第 1024 条、付則 II、付則 V、付則 X
- リストに記載されていない物質	第 1029 条、付則 V
- 責任	第 1006 条、第 1013 条
- 禁止物質を用いた治療	第 1009 条、第 1026 条、付則 V
選手の保護	付則 XVI
馬の保護	付則 XVI
Regumate、発情抑制剤	第 1028 条、付則 V
補液剤	第 1009 条、第 1019 条、第 1029 条、付則 V
規程	
- ポニーライダーおよびチルドレンに関する規程	付則 XVII
- 一般規程	付則 XVI
検体採取	
- 分析	第 1022 条
- 費用	第 1023 条
- 自主的任意検査	第 1025 条、付則 IV
- 馬の個体識別	第 1015 条
- 検体採取指針	付則 III
- 序文	第 1014 条
- 検体採取キット	付則 III
- 検査所	第 1021 条
- 四肢	第 1024 条
- 採取方法	第 1018 条
- 馬の選択	第 1016 条
- 時期	第 1017 条
- 検体の取扱い	第 1020 条
- 採尿と採血	第 1019 条
スクリーニングの検出限界（SLOD）	付則 II
ショックウェーブ療法（ESWT）	第 1011 条、第 1027 条
特別事項	
- 総合馬術競技、馬車競技、エンデュランス競技	第 1012 条
厩舎	
- 通則	第 1005 条、第 1009 条、第 1011 条、付則 IX、付則 XV
- 保安	第 1005 条、付則 IX
- サイズ	付則 XV
神経感応の標準検査方法	付則 XI
スチュワード	第 1005 条、第 1011 条（日馬連注：本文には該当する記述なし）、 第 1026 条、付則 III、付則 IX、付則 X、付則 XVI
禁止されている物質	《禁止物質》参照
自主的任意検査で検査される物質	付則 IV
路面	第 1000 条（日馬連注：本文には該当する記述なし）、第 1011 条、第 1012 条
チーム獣医師	第 1003 条、第 1009 条、第 1011 条、付則 IV、付則 XVI
技術代表	第 1011 条、第 1012 条
検体獣医師	第 1003 条、第 1009 条、第 1010 条、第 1011 条 第 1014 条、第 1016 条、第 1017 条、第 1018 条、第 1019 条 第 1020 条、第 1023 条、付則 III、付則 XV
舌紐と舌押さえ	第 1011 条

サーモグラフィー	第 1024 条、付則 XI
物質の許容基準値	付則 II
気管切開術	第 1011 条
治療に携わる獣医師	第 1003 条、第 1005 条、第 1009 条、第 1011 条
(日馬連注：救護獣医師を含む)	第 1026 条、付則 II、付則 IV、付則 V、付則 XV
馬の治療	
－禁止物質を用いた治療	第 1026 条、付則 V
－特殊理学療法	第 1027 条
－発情抑制剤 (Regumate) を用いた治療	第 1028 条、付則 V
－禁止リストに記載されていない薬物	第 1029 条、付則 V
－自主的任意検査	第 1024 条 (日馬連注：1025 条の誤り?)、付則 IV
採尿	第 1019 条
予防接種	
－証明書	付則 XVI
－馬インフルエンザ	第 1006 条、第 1010 条、第 1011 条、付則 VI、付則 XIII
獣医師	
－コンタクト獣医師	第 1002 条、第 1003 条、第 1004 条
－イベント獣医師	第 1001 条、第 1002 条、第 1003 条
－検査獣医師	第 1003 条、第 1011 条
－外国人獣医師代表	第 1007 条、第 1008 条、第 1009 条
－個人競技者のプライベート獣医師	第 1003 条
－チーム獣医師	第 1003 条、第 1009 条、第 1011 条、付則 IV、付則 XVI
－検体獣医師	《検体獣医師》参照
－救護獣医師	《治療に携わる獣医師》参照
－獣医師代表団	《獣医師代表団》参照
－獣医事管理責任者	第 1003 条
－獣医師代表	《獣医師代表》参照
－獣医業務マネージャー	第 1003 条、第 1020 条
獣医師代表団あるいは獣医師代表	
－任命	第 1003 条、第 1007 条、第 1008 条、第 1009 条
－通則	第 1000 条、第 1006 条
－薬物規制	第 1013 条、第 1014 条、第 1016 条、第 1017 条、第 1018 条
	第 1019 条、第 1020 条、第 1024 条、付則 X
－パスポート	第 1010 条、第 1011 条、付則 XIII
－責任	第 1005 条、第 1009 条、第 1012 条、付則 XV、付則 XVII
－馬の治療	第 1026 条、第 1027 条、第 1028 条、第 1029 条、付則 V
－獣医査閲	第 1011 条
－獣医検査	第 1011 条、第 1012 条
－獣医設備	第 1005 条、第 1012 条、付則 XV
ウェルフェア専門委員会 (WSC)	付則 I
投薬中止時期 (WT)	付則 II
立会人	第 1018 条

和文索引

(和文索引は、本規程の和文を活用する際の便宜を考慮して日馬連が独自に掲載。ただし、英語対訳索引の用語の中から必要度の高いものを選択して掲載。また検索の便宜を考慮し、一部用語を可能な限り簡素化)

安楽死	第 1009 条
ETUE 1	第 1006 条、第 1009 条、第 1026 条、付則 V
ETUE 2	第 1006 条、第 1009 条、第 1028 条、付則 V
ETUE 3	第 1006 条、第 1009 条、第 1029 条、付則 V
一般規程 (GR)	付則 XVI
イベント獣医師	第 1001 条、第 1002 条、第 1003 条
インスペクション団	第 1011 条
インフルエンザ予防接種	《馬インフルエンザ予防接種》参照
馬インフルエンザ予防接種	
- パスポート査閲	第 1010 条、第 1011 条
- 馬の管理責任者	第 1006 条
- パスポートへの記載	付則 XIII
- 要件	付則 VI
馬スポーツ憲章	4 ページ
馬の管理責任者	第 1006 条
馬の禁止リスト	付則 II
馬のパスポート	第 1010 条、付則 XIII、付則 XVI
馬の保護	付則 XVI
エンデュランス競技会	第 1011 条、第 1012 条
外国人獣医師代表	
- 任命	第 1007 条、第 1008 条
- 責任	第 1008 条、第 1009 条
隔離厩舎	第 1011 条、付則 XV
漢方薬	付則 VII
管理責任者	《馬の管理責任者》参照
気管切開術	第 1011 条
技術代表	第 1011 条、第 1012 条
虐待行為	付則 XVI
救急治療	第 1012 条
厩舎	
- サイズ	付則 XV
- 通則	第 1005 条、第 1009 条、第 1011 条、付則 IX、付則 XV
- 保安	第 1005 条、付則 IX
競技会の開催期間	4 ページ
競技参加適性	
- 検査	第 1002 条 (日馬連注: 第 1003 条の誤り?)、 第 1011 条、第 1026 条、第 1029 条、付則 V、付則 XVI
- 馬の管理責任者	第 1006 条
競技審判団	第 1000 条、第 1003 条、第 1006 条、第 1009 条、第 1010 条、第 1011 条 第 1016 条、第 1024 条、第 1026 条、第 1029 条、付則 V 付則 X、付則 XVI、付則 XVII
許容基準値	付則 II
緊急治療	付則 V
緊急治療許可	付則 V
禁止物質	付則 II
禁止リスト	付則 II
血液採取	第 1019 条
検査獣医師	第 1003 条、第 1011 条
検査所	第 1021 条
検出可能期間	付則 II
検体採取	
- 馬の選択	第 1016 条
- 確認分析 (B 検体)	第 1022 条
- 検体採取キット	付則 III
- 検体採取指針	付則 III

ー検体採取の時期	第 1017 条
ー検体採取方法および分析ガイドライン	第 VI 章
ー分析指針	第 III 章、第 1022 条
ー分析結果の報告	第 III 章、第 1022 条
ー分析費用	第 1023 条
検体採取馬房	第 1005 条
検体獣医師	第 1003 条、第 1009 条、第 1010 条、第 1011 条 第 1014 条、第 1016 条、第 1017 条、第 1018 条、第 1019 条 第 1020 条、第 1023 条、付則 III、付則 XV
抗生物質	第 1009 条、第 1029 条、付則 V
国際獣疫事務局 (OIE)	第 1004 条
個人競技者のプライベート獣医師	第 1003 条
コンタクト獣医師	第 1002 条、第 1003 条、第 1004 条
サーモグラフィー	第 1024 条、付則 XI
採血	第 1019 条
採尿	第 1019 条
酸素	第 1029 条
自主的任意検査	第 1025 条、付則 IV
自主的任意検査申請書式 4	第 1025 条、付則 IV、付則 V
舌紐と舌押さえ	第 1011 条
公認検査所	第 1021 条
肢巻き規制	付則 X
獣医機関	第 1000 条、第 1004 条
獣医師	
ーイベント獣医師	《イベント獣医師》参照
ー救護獣医師	《治療に携わる獣医師》参照
ー検査獣医師	《検査獣医師》参照
ー検体獣医師	《検体獣医師》参照
ー個人競技者のプライベート獣医師	《個人競技者のプライベート獣医師》参照
ーコンタクト獣医師	《コンタクト獣医師》参照
ーチーム獣医師	《チーム獣医師》参照
獣医師代表団あるいは獣医師代表	第 1003 条
獣医療関連申請書の使用ガイド	付則 V
ショックウェーブ療法 (ESWT)	第 1011 条、第 1027 条
飼料汚染	付則 VIII
針灸治療	第 1027 条
神経感応	付則 XI
スクリーニングの検出限界 (SLOD)	付則 II
スチュワード	第 1005 条、第 1026 条、付則 III、付則 IX、付則 XI、付則 XVI
選手の薬物規制、ドーピング防止および保護	付則 XVI
装蹄師	第 1005 条、付則 XV
組織委員会	
ー厩舎の保安	付則 IX、付則 XV
ー通則	第 1000 条、第 1005 条、第 1010 条、付則 XV
ー任命	第 1003 条、第 1007 条、第 1008 条、付則 XVI
ーパスポート	第 1010 条
ーホースインスペクション	第 1011 条、第 1012 条
ー薬物規制	第 1014 条、第 1018 条、第 1021 条、第 1023 条
立会人	第 1018 条
チーム獣医師	第 1003 条、第 1009 条、第 1011 条、付則 IV、付則 XVI
知覚過敏処置	第 1024 条
知覚鈍麻処置	第 1024 条
治療	
ー禁止物質を用いた治療	第 1026 条、付則 V
ー特殊理学療法	第 1027 条
ー発情抑制剤 (Regumate) を用いた治療	第 1028 条、付則 V
ー禁止リストに記載されていない薬物	第 1029 条、付則 V
ー自主的任意検査	1025 条、付則 IV

治療に携わる獣医師	第 1003 条、第 1005 条、第 1009 条、第 1011 条 第 1026 条、付則 II、付則 IV、付則 V、付則 XV
低温療法	第 1027 条
天然健康物質（漢方薬）	付則 VII
投薬中止時期（WT）	付則 II
特殊理学療法	第 1027 条
ドーピング防止と薬物規制	第 V 章、第 VI 章、付則 II
ナショナルパスポート	第 1010 条、付則 VI、付則 XIII、付則 XIV、付則 XVI
馬車競技会	第 1011 条、第 1012 条
パスポート	第 1010 条、付則 XIII、付則 XVI
－パスポートの再発行	付則 XIII
－パスポート有効期間の延長	付則 XIII
馬体検査記録用紙	
－CCI	付則 XII
－CIC	付則 XII
発情抑制剤（Regumate）	第 1028 条、付則 V
馬房	
－検体採取馬房	第 1005 条
－サイズ	付則 XV
－馬房	付則 XV
馬名	付則 XVI
牝馬	
－仔連れ牝馬／妊娠牝馬	第 1011 条
－過剰発情牝馬	第 1009 条、第 1028 条、付則 V
プライベート獣医師	《個人競技者のプライベート獣医師》参照
分析	
－費用	第 1023 条
－分析	第 1022 条
分析ガイドライン	第 1022 条
分析費用	第 1023 条
ホースインスペクション	第 1011 条
ホールディングボックス	第 1003 条、第 1011 条
補液剤	第 1009 条、第 1019 条、第 1029 条、付則 V
ポニー	付則 XVII
メディケーションログブック	付則 XIII
薬物規制プログラム(MCP)	第 1003 条、第 1014 条、第 1016 条、付則 III、付則 XV
Regumate	《発情抑制剤》参照
路面	第 1011 条、第 1012 条